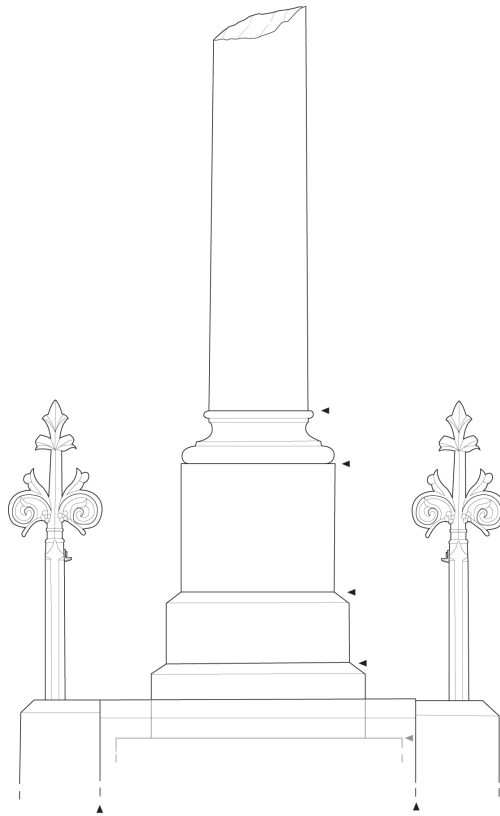


鎖国期から幕末明治にいたる外国人墓の基礎的研究

A Basic Research on the Tombs of Foreigners and Aliens during the Early modern in Japan



大浦国際墓地73号墓

2020年3月

研究代表者 田中 裕介
Research leader Tanaka Yusuke

別府大学 文学部
Beppu University, Faculty of Humanities



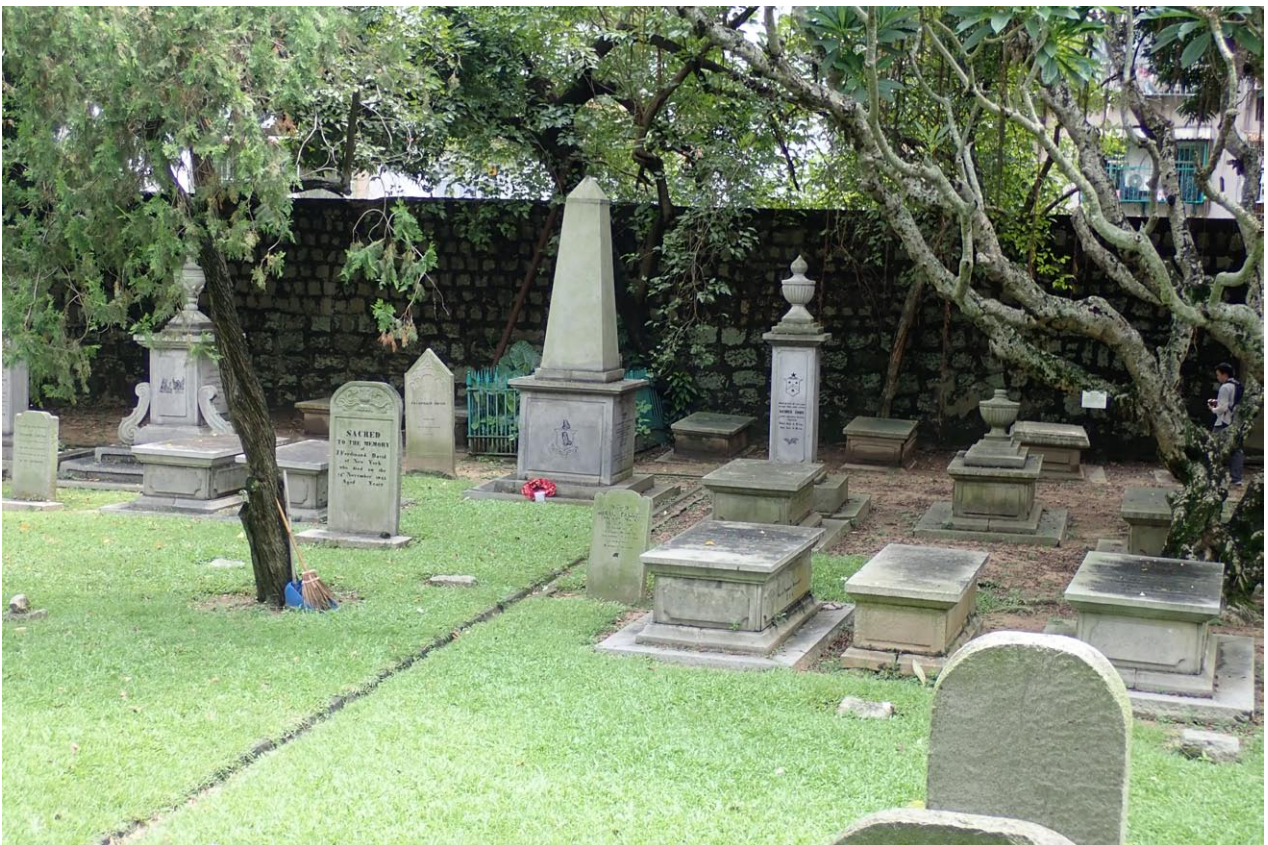
長崎市崇福寺後山墓地A地区



三浦按針夫妻墓碑



下田玉泉寺ロシア人墓地



マカオプロテスタント墓地



函館プロテスタント墓地



函館ロシア人墓地



大浦国際墓地



大浦国際墓地

例言

本書は科学研究費助成事業（基盤研究C）の交付を受けて実施した研究成果の報告書である。

1. 研究課題名 鎖国期から幕末明治にいたる外国人墓の基礎的研究
2. 課題番号 17K03225
3. 研究期間 平成29（2017）年度～令和元（2019）年度
4. 研究組織 研究代表者 田中 裕介（別府大学文学部教授）
 研究協力者 大石 一久（大浦天主堂キリシタン博物館）
 〃 李 桓（長崎総合科学大学）
 〃 三谷 紘平（大分県中津市教育委員会）
 〃 浦井 直幸（大分県中津市教育委員会）
 〃 竹田ゆかり（埋蔵文化財サポートシステム）
 〃 中尾 陽介（埋蔵文化財サポートシステム）

調査にあたっては、悟真寺・崇福寺御住職、長崎市財産活用課松寺美和子氏、横浜国際墓地マネージャー樋口詩生氏、下田玉泉寺住職村上文樹氏、横須賀市教育委員会文化財保護課川本真由美氏、土地所有者各位、篠崎悠美子氏（別府大学）、佐藤裕子氏（別府大学文化財研究所）、別府大学附属図書館、特に実測図の浄書は阿部みゆき氏（雅企画）によった。記して感謝します。

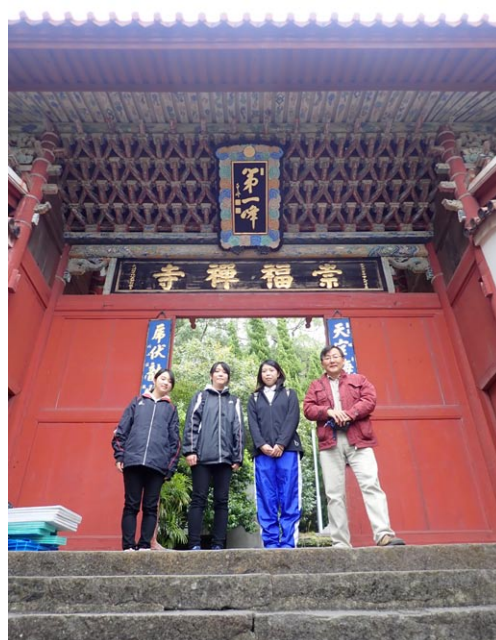
報告書作成にあたり、松原典明（石造文化財調査研究所）、岡本桂典（高知県立歴史民俗資料館）、小松義博（平戸市文化交流課）各氏の情報提供に感謝します。

5. 研究経費 平成29（2017）年度 1,820,000円（直接経費1,400,000円、間接経費420,000円）
 平成30（2018）年度 1,430,000円（直接経費1,100,000円、間接経費330,000円）
 令和元（2019）年度 1,300,000円（直接経費1,000,000円、間接経費300,000円）
 合計 4,550,000円（直接経費3,500,000円、間接経費1,050,000円）

6. 本書の編集と執筆は田中が行い、崇福寺の矢穴については浦井直幸氏に調査成果の執筆をお願いした。



大浦国際墓地調査風景



崇福寺第一峰門にて

目次

巻頭カラー図版

例言

目次

第1章	はじめに	1
第1節	研究の目的	1
第2節	研究計画と方法	3
第3節	研究経過	3
第2章	唐人墓の調査	5
第1節	これまでの調査から	5
第2節	長崎市崇福寺の唐人墓	5
第3節	18世紀長崎の唐人墓	24
第4節	長崎県崇福寺境内の矢穴調査	浦井 直幸 … 27
第3章	鎖国期の外国人墓地の調査	34
第1節	研究史とこれまでの調査	34
第2節	神奈川県横須賀市三浦按針夫妻墓所	35
付録	平戸イギリス人墓地についての史料	46
第4章	幕末明治期の外国人墓地の調査	51
第1節	外国人居留地の墓地	51
第2節	静岡県下田市玉泉寺墓地	52
第3節	北海道函館市 函館プロテスタント墓地 函館ロシア人墓地	60
第4節	長崎市大浦国際墓地	69
第5節	神奈川県横浜市横浜外国人墓地	82
第6節	兵庫県神戸市神戸市立外国人墓地	87
第7節	中華人民共和国マカオ特別行政区マカオプロテスタント墓地	89
第5章	総括	93

第1章 はじめに

第1節 研究の目的

江戸幕府の鎖国＝海禁政策は日本に往来する外国人と定住する外国人を区別し、往来する外国人を出島と唐人屋敷という「居留地」に隔離する一方、国内に定住する外国人を、日本人として同化する政策であった。17世紀前半にはじまったこの政策は様々な例外や変容をみせながらも、200年以上続き、1858(安政5)年安政の五か国条約によって欧米諸国に対して一部解かれたが、居留地を設けて外国人を管理する点で、1899(明治32)年の内地雑居まで明治政府の政策として継続した。

この鎖国期と外国人管理時代の江戸時代から明治時代における外国人(唐人・オランダ人ほか)の墓地と墓碑の研究は、刻まれた碑文をもとに被葬者の事跡を明らかにするものがこれまでほとんどで、墓地の様相や墓碑そのものの形態などの考古学的研究をもとに碑文を考える石造物研究のオーソドックスな手法による研究は、ほとんど行われてこなかった。筆者はこれまでの科研費^{註1}による研究以来、長崎の唐人墓、およびオランダ人墓の考古学的調査をおこなって、17世紀から18世紀の墓地については一定の成果を得たが、今回は19世紀の墓地の調査をくわえ、日本国内における外国人の墓碑がどのように変化したのかを明らかにし、17世紀の成立過程と19世紀の崩壊過程を研究することで、日本近世の墓のもつ身分・国籍表示機能の変化を以下の3種類の外国人墓地の調査から明らかにしようと考えた。

1) 唐人墓地と墓碑の研究

16世紀以来日本各地に往来定住した唐人は1635(寛永12)年には長崎集住が命じられ、その後帰国するか日本に帰化することになった。長崎ではそれ以後唐人は唐通詞や商人として日本に帰化していったが、毎年貿易のため来日する唐人は1688(元禄元)年に長崎の唐人屋敷に囲い込まれた。それまでの彼らの日本での居住の実態は不明なことが多いが、長崎と熊本において近世初頭の唐人の墓地が判明している。^{註2}しかし唐人墓地の墓碑の型式、年代、変遷等の具体的な状況は不明なままで、長崎における唐人墓の概要をまとめた研究^{註3}があるに過ぎなかった。

文献史料を用いた研究は一定の成果をおさめているが、渡来唐人の墓碑からの研究は、文献史料に出てくる人物の墓の比定を目的とした碑文研究に限られていた。これまで筆者の調査によって日本に貿易等で往来する唐人と定住する唐人が墓の上で区別されていることも示唆された。筆者は後者の定住唐人の墓地について調査を終えた^{註4}が、一時居留唐人の墓碑形式を解明し、日本国内の唐人墓の17世紀から19世紀に至る墓碑の変遷を明らかにするためには、18世紀の唐人墓が多い崇福寺墓地の調査をすることが不可欠である。そこで石製墓碑の考古学的調査をもとに日本国内の近世の唐人墓碑の変遷を明らかにし、日本に定住した唐人(いわば日本国籍を取った中国人)と船員など一時居住の唐人(清の国籍)の墓の形式の異同を明らかにすることを目的に調査をおこなった。なお「唐人」とは、明・清時代に日本に渡来した中国人の日本側からの呼称である。

註1 田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』(科研費報告書)別府大学

田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』(科研費基盤研究C報告書)別府大学

註2 中島楽章2009「有明海の福建海商」『日本歴史』736 吉川弘文館

註3 坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会

註4 田中裕介2017「17世紀の唐人墓—考古学的研究の現状と課題—」『史学論叢』47 別府大学史学研究会

2) オランダ人ほか外国人墓地と墓碑の研究

これまで江戸時代のヨーロッパ人墓地の研究は一部の歴史上の人物におけるもの^{註5}とオランダ人墓の研究^{註6}にかぎられていた。筆者は長崎市悟真寺のオランダ人墓地の調査を前回の科研費で実施し、オランダ人墓碑の形式が海外に由来するものではなく、日本国内の17世紀のキリシタン墓碑に由来するという見通しをえた^{註7}。この結果ヨーロッパ人もまた一時居留の唐人と同じく、幕府から認定された特定の墓碑形式を有すると考えられた。今回は定住したヨーロッパ人の墓地を、鎖国期以前の三浦按針墓と平戸の墓地調査を通して明らかにして、鎖国期の長崎のオランダ人墓地と比較することを計画した。一方、日米修好通商条約以前の下田ではペリー艦隊の水兵の墓は日本人の武士の形式の墓碑を使用し、プチャーチン艦隊のロシア人水兵も同様であり、長崎のオランダ人墓碑とは異なる形式が下田で生まれている。この墓碑形式がどのようにして採用されたのか墓碑調査と資料調査をとうして明らかにしようと考えた。

3) 幕末明治期の居留地墓地の研究

これまで安政の五か国条約に基づいて列島各地の開港場に開設された国際墓地の研究は、長崎^{註8}、函館^{註9}など各地の墓地の個別研究に限られ、墓碑そのものの研究はほとんど皆無であった。筆者はオランダ人墓地を調査する過程でオランダ人墓碑の形式が、幕末明治の長崎のロシア人墓地とフランス人墓地、さらに函館のロシア人墓地でも採用されていることを見出した。いずれも水兵等の一時滞在者の墓である。一方条約で認められた居留地の墓は基本的に日本で家族を形成した定住外国人の墓であり、その墓碑形式は祖国由来のものであった。

4) 通史的課題

これまでの筆者の研究では鎖国令によってオランダ商館が平戸から長崎に移された際に、平戸の英国人墓地やオランダ人墓地は廃止され、その後①1650年代には長崎郊外の稲佐悟真寺に出島オランダ人の墓地がもうけられたにもかかわらず、1779(安永8)年までオランダ人には石製墓碑が使用されていない。②いっぽう唐人墓では1689(元禄2)年の長崎の唐人屋敷成立後に、日本化しつつあった住宅唐人の墓地とは別に「唐人墓」が清国人船員または一時滞在者の墓地として使用された。③18世紀末から新たに出現したオランダ人墓碑の型式は17世紀前葉の九州で使用された伏碑型のキリシタン墓碑と同一形式である。④オランダ人墓碑に採用された日本のキリシタン時代に由来する扁平伏碑型の墓碑は、幕末期に至るとロシア人の墓碑として長崎と函館で採用されたが、そのような墓碑を用いる墓地はいずれも条約で認められた墓地ではなかった。⑤いっぽう条約にもとづく外国人居留地付属の墓地では、墓碑の形式は、外国人の宗教・出身地・思想・個人的考えに基づき極めて多彩であり、居留地墓地以外の外国人墓地における墓碑形式の斉一性とときわめて対照的な様相を示している。居留地墓地では、墓碑は治外法権のもと居住外国人の自由な選択がおこなわれた。一方水兵などの一時的居留者の墓は依然として1899(明治32)年の内地雑居まで江戸時代以来のオランダ人墓地と同じ墓碑を用いることは何を意味するのだろうか。

註5 岡田章雄1944『三浦按針』創元社(1984岡田章雄著作集Vに収録)

註6 宮永孝1992『幕末維新オランダ異聞』日本経済評論社(第3章「日本に眠るオランダ人」)

註7 田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』(科研費報告書)別府大学

註8 木下孝2009『長崎に眠る西洋人一長崎国際墓地墓碑巡り一』長崎文献社

註9 馬場脩1975『函館外人墓地』

以上の状況を、各墓地の墓碑の実測と計測にもとづいて考古学的に整理検討し、近世初期以後の外国人の墓を長崎のオランダ人墓地も含めて実証的に検討し、唐人墓碑の変遷と使用状況と対比して、日本に居住する異国人への幕府あるいは為政者の政策の変化を墓碑の考古学的検討により明らかにすることが本研究の目的である。

第2節 研究計画と方法

1) 唐人墓地と墓碑の研究 長崎市崇福寺の唐人墓調査(基礎カード・実測図作成)をおこない、同市悟真寺の18～19世紀の清代の中国人墓碑調査の成果と接合して、近世から明治期の長崎唐人墓地および墓碑の分布・変遷等を、一時居留外国人と定住外国人の区別に留意して、検討する。

2) オランダ人ほか外国人墓地と墓碑の研究 鎖国期の外国人墓として横須賀市三浦按針夫妻墓所の墓碑を取り上げるとともに、平戸のイギリス人墓とオランダ人墓の情報収集をおこなう。18世紀末から幕末の居留地設定以前のオランダ人をはじめ、ペリー艦隊以後の船員等の墓碑の形式が、日米和親条約にもとづき江戸幕府の主導権のもとに選択されていることを明らかにしたうえで、長崎発と下田発の二つの形式が存在したことを実証的に問題提起する。幕末期の墓地として長崎市大浦国際墓地、坂本国際墓地の墓碑調査をおこない、居留地の墓碑の基本的分類、その形式の変遷と由来を検討する。

3) 幕末明治期の外国人居留地墓地の研究 静岡県下田市玉泉寺墓地、神奈川県横須賀市横浜外国人墓地、北海道函館市函館外人墓地、兵庫県神戸市神戸市立外国人墓地など、日米和親条約あるいは日米通商修好条約によって開設された外国人墓地のうち、1899(明治32)年の居留地閉鎖、内地雑居時までの墓碑を調査する。居留地内の墓碑と居留地外の外国人墓地の墓碑形式の資料を実測し、比較する。

第3節 研究経過

2017(平成29)年度 調査に必要な備品の購入を完了し、当初の予定通り調査に着手した。当初から予定していた長崎市崇福寺の唐人墓地、長崎市大浦国際墓地、兵庫県神戸外国人墓地の予備調査を実施できた。平戸の近世初期のイギリス人墓地とオランダ人墓地については予備調査をおこなったが、現地では具体的な墓地の位置を特定することは表面観察だけでは無理なことが判明し、それ以上の調査に進めなかった。また当初計画していた函館外人墓地の調査は秋口までに調査の機会を逸してしまい、真冬の調査は無理なので次年度に延期した。また神奈川県横須賀市の三浦按針夫妻墓所の調査も崇福寺等の調査が重なったため、次年度に延期した。かわりに静岡県下田市玉泉寺の1850年代のアメリカ人とロシア人水兵の墓地の実測調査を前倒しでおこなって調査を終了した。さらに神奈川県横浜外国人墓地の予備調査を行うことができた。

①崇福寺墓地調査 近世長崎に所在する外国人墓地の中でも17世紀から19世紀まで継続的に造墓がおこなわれている唐人墓として長崎市崇福寺墓地の調査を開始した。まず過去の調査で確認されている300基弱の唐人墓碑の所在を確認した上で、90基ほどの墓碑の基礎調査をおこない、基本的な墓碑形式の分類と指標となる形式の実測調査と写真撮影をおこなった。その結果、17世紀の墓地である長崎市悟真寺墓地には存在しない形式の墓碑を数種類確認し、17世紀後半から18世紀前半の墓碑変化の概要をつかむことができた。

②平戸英蘭人墓地 近世初期の平戸のイギリス人墓地とオランダ人墓地の所在については、平戸市の推定地と平戸市横島の予備的な現地調査をおこなったが、現地には手がかりはなく、現状では改変

が著しく、史料と現状観察では墓地の場所を絞り込むことは難しいとの感触を得た。

③**静岡県下田市玉泉寺外国人墓地** アメリカ水兵墓地とロシア水兵墓碑について代表的な墓碑を実測し、同一型式であることを確認した。

④**幕末期外国人墓地** 大浦国際墓地、神戸外国人墓地、横浜外国人墓地の予備調査をおこなった。大浦国際墓地については基本的な墓碑の分類をおこなうことができた。さら、250基ほどの墓碑の内80基の調査を終了した。神戸外国人墓地については明治初年の外国人の墓に日本式の墓碑を用いている例が数例あることが確認され、居留地と墓地が作られたごく初期の明治2ないし3年頃までは明治政府も江戸幕府の対応を踏襲して日本側が墓碑を提供した可能性が高く、詳細な調査の必要性が判明した。横浜外国人墓地については居留地時代に埋葬がおこなわれた約500基を予備調査をおこなった。長崎と同じ形式のアメリカ東部に由来する墓碑が多数あることが判明した。

2018(平成30)年度 長崎崇福寺の唐人墓地調査はほぼ終了し、大浦国際墓地の調査も80基が完了した。初年度予定して延期した函館外人墓地の調査をおこなうことができた。神奈川県横須賀市の三浦按針夫妻墓所の調査もできた。しかし今年度は酷暑の夏のため、夏休みの調査が、予定通り進まず、かつ大浦国際墓地の調査が当初の予定より長期化することが判明したため、横浜外国人墓地と、神戸外国人墓地の調査は一部にとどまった。

①**崇福寺唐人墓** 18世紀から19世紀の標準的な墓碑形式が遺されている崇福寺後山の墓碑の調査を継続し、ほぼ目的の墓碑の形式分類と各形式の代表例の実測調査と、それ以外の唐人墓碑の計測および碑文判読と写真撮影をおこなった。この結果長崎市悟真寺墓地の唐人墓の調査成果と統合することで、17世紀から19世紀までの鎖国時代の日本における唐人墓碑の変遷を記録化することができた。

②**鎖国初期の外国人墓** 神奈川県横須賀市に所在する三浦按針夫妻墓所の墓碑石塔の調査をおこなった。いずれも関東の在形式の宝篋印塔で、1620~30年代にたてられたことが判明し、ウィリアム・アダムスは平戸でイギリス式に葬儀埋葬された後、妻と息子によって彼の領地で屋敷のある場所に新たに仏式の墓碑を建てて供養されたと推定された。

③**幕末期外国人墓地** 函館外人墓地のロシア人墓地とプロテスタント墓地の悉皆調査をおこなった、ここでも墓碑の形式分類に基づく実測調査と、計測調査をおこない、ロシア人墓地については、ほかのヨーロッパ人墓とは異なり、長崎のロシア人墓と同一型式の墓地が多数存在することが判明した。いっぽうプロテスタント墓地に関しては横浜外国人墓地や長崎大浦国際墓地と共通する形式や独自の形式など、非常に多様なことが判明した。横浜外国人墓地については幕末期の墓碑の調査をおこなったが、後世の移動や再配置例が多いことが判明し、居留地時代の墓地がほぼそのまま遺されている長崎大浦国際墓地の悉皆調査を優先した。大浦国際墓地は今年度さらに130基の墓碑の調査をおこない、一部は写真測量をおこなっている。国際墓地の調査の中で、長崎の大浦国際墓地と函館外人墓地は居留地時代の埋葬がそのまま遺されており、きわめて重要な史跡であることが判明した。

2019(平成31・令和元)年度 今年度はこれまでの調査で完了していなかった長崎市内の崇福寺と大浦国際墓地の調査を完結し、国際墓地と比較するために中華人民共和国のマカオに存在する19世紀前半のプロテスタント墓地の調査を行った。室内では実測図の浄書と調査した墓碑の一覧表作成とこの報告書作成に取り組んだ。①**崇福寺唐人墓** 残されていた崇福寺最古にした最大の唐人墓の実測を行った。②**大浦国際墓地** 補充調査と悉皆調査を完結した。③**マカオプロテスタント墓地** 8月に現地をおとずれ写真撮影と資料作成をおえ、日本の国際墓地の先駆となる状況を知ることができた。

また科研の調査成果を利用してつぎの発表を行った。

○2019(令和元)、9、27「肥後四官さんの墓と加藤清正の海外貿易」熊本県玉名市肥後四官郭公墓400年祭記念講演

第2章 唐人墓の調査

第1節 これまでの調査から

筆者は2012(平成24)年以来、九州を中心に全国に所在する近世初期の中国人墓いわゆる唐人墓とその影響を強く受けた近世儒教墓について現状の分布と分類をおこない^{註1}、さらに中国人墓出現の様相を明らかにする研究をおこなってきた^{註2}。そのなかで唐人墓碑が集中分布する長崎市稲佐悟真寺の石製唐人墓碑の型式分類をおこなった結果、17世紀と19世紀の墓碑の変遷をとらえることができたが、18世紀の墓碑は悟真寺には極めて少なく、同じ長崎市内の崇福寺墓地に多数存在していることが判明したので、崇福寺墓地の調査を行って長崎市内の唐人墓碑の型式分類を完成することを第一の目的に調査を行った。

第2節 長崎市^{そうふく}崇福寺の唐人墓

1) 聖寿山崇福寺

長崎市鍛冶屋町に所在する聖寿山崇福寺は1629(寛永6)年に渡来した僧超然によって創建され、長崎在住の福建省福州出身の中国人の帰依をうけ福州寺ともいわれた。1620年代に創建された興福寺、福濟寺とあわせて唐三寺と呼ばれ、中国出身で長崎に帰化した住宅唐人を檀家とし、毎年貿易に訪れる唐船は媽祖像を長崎寄港中唐三寺にあずけるしきたりであった。1654(承応3)年中国から臨濟宗黄檗派の僧隱元隆崎を招き、1657(明暦3)年には弟子即非如一が渡来して崇福寺の第3代住職に就任し開法開山となった。以後第11代住職まで渡来中国僧が住職を務めた^{註3}。現在長崎市を代表する寺院である(写真1)。

宮田氏の研究を参照すると、初代住職超然が寺地を定めたのち1630年代には、後に開山堂になる場所に法堂が建てられ、その南隣に並ぶように媽祖堂が作られたものものと推定される。そのご第一峰門が1645(正保2)年に、本堂にあたる大雄宝殿は1646(正保3)年に建設が始まり、翌1647(正保4)年には梵鐘が鑄出され鐘楼が建設された。この正保年間に基礎的な堂塔が整ったものと考えられる。その後華南から臨濟宗黄檗派の隱元隆崎らが1654(承応3)年に来日し、翌年隱元は崇福寺に晋山した。その弟子即非如一も1657(明暦3)年に来日して崇福寺に入り翌年往時となった。これ以後崇福寺は日本黄檗宗の別格寺院として現在に至っている。堂塔の整備は1660年代後半にさらに進み、1666(寛文6)年媽祖堂の正面に媽祖堂門が建設され、1669(寛文9)年から媽祖堂門背後の石畳が着工し、1671(寛文11)年に竣工した。この石畳整備と並行して、大雄宝殿背後の中軸線にあわせて後山^{うしろやま}斜面に崇福寺三塔の中心となる隱元の髪を埋めた生前の寿塔が1669(寛文9)年に完成し、その後即非の墓塔、そ

註1 田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』(科研費報告書) 別府大学

田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』(科研費基盤研究C報告書) 別府大学

註2 田中裕介2017「17世紀の唐人墓—考古学的研究の現状と課題—」『史学論叢』47 別府大学史学研究会

註3 宮田安1975『長崎崇福寺論攷』長崎文献社

宮田安1994『ながさき雑話集』『ながさき史話集』(私家版)

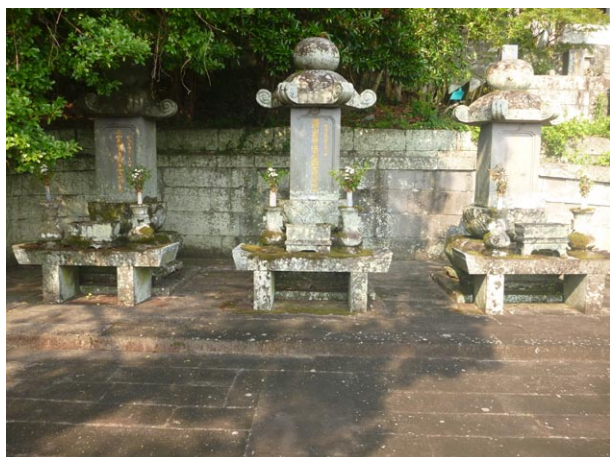
原田博二2012「中国文化の伝来」『新長崎市史』第二巻近世篇 長崎市



第一峰門



大雄宝殿



三塔



崇福寺三門

写真1

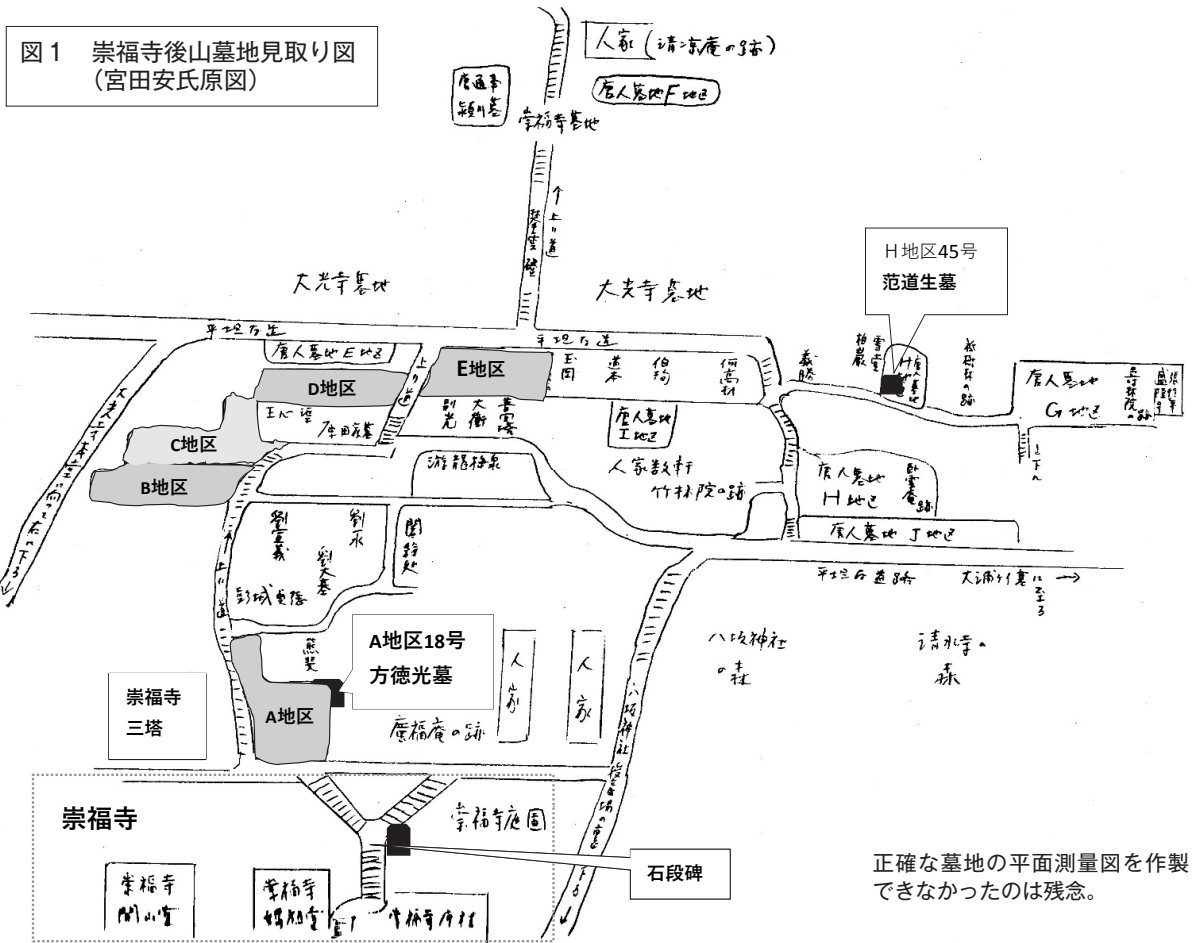
の跡を継いだ千呆性俊の寿塔が元禄初期に作られて、崇福寺三塔が完成する^{註4}。あわせて三塔を守るため三塔の南に広福庵が作られている。このように1660年代後半の即非禅師が住持のさいに、現在の黄檗宗の寺院景観が整っていくと考えられる。

以上のように崇福寺の創建については①媽祖堂と法堂を中心とした1630年代、②大雄宝殿と第一峰門が建設され梵鐘が奉納され禅宗寺院としての形式を整えた1640年代正保年間、③媽祖堂門や崇福寺三塔が建設され黄檗宗寺院として開山した1660年代末の三時期をへて現在の伽藍の基本が出来上がる。では崇福寺の後山につくられた墓地は寺院の整備にかかわってどのように設置されたのだろうか。現在崇福寺墓域最古の墓は崇福寺の創建時の壇越のひとり方徳光が葬られた1656(明暦2)年銘のA地区18号墓であり、次に古い墓は1670(寛文10)年のH地区45号范道生墓である。この二つの墓は年代的かつ位置的に孤立した立地をしており、崇福寺の後山の斜面が墓地として利用された始めた当初の墓地であると考えられる。崇福寺三塔の整備がはじまる1669(寛文9)年以後に後山に唐人墓や、日本に帰化した住宅唐人の墓地が次々と出現し、その間に日本人墓地が追加され後山斜面全体に墓地が広がっていくと考えられる。

今回は日本式の墓碑を用いる日本人の檀家墓地、中国的な要素を残す住宅唐人の系譜をひく墓地を

註4 黄檗僧の墓碑を含む葬制に関しては、以下の文献が全体像を与える。

松原典明2018「黄檗宗寿蔵と墓碑の基礎的研究」『近世大名墓制の基礎的研究』P123～170 雄山閣



除く、17世紀以来の唐人墓の形式をもつ墓碑を調査することにした。それらの唐人墓地はすでに宮田安氏によって^{註5}分布調査が行われており、その成果を踏襲してA～J地区の10か所に分かれた唐人墓地のうち17～18世紀の墓碑が分布するA～E地区の5か所の墓地の悉皆調査とH地区45号范道生墓の調査を行った(図1)。

調査の方法 悟真寺の唐人墓地には欠落している18世紀前半の墓碑を中心に、悟真寺にはない型式が存在する崇福寺の墓碑の形式分類をおこなったうえで、主要形式の実測調査を行った。ところで、崇福寺の境内及び墓地には多くの石材に矢穴が認められる。これについては以前市川浩文氏(佐賀県立名護屋城博物館)と観察し、重要な資料となりうる事が判明していたので、その示唆を受けて今回は浦井直幸氏(中津市教育委員会)に調査をお願いした(第3節)。

調査経過

2017(平成29)年8月1日(火) 参加者 田中 崇福寺に向かい、住職さんと面会し調査の計画を説明する。その後夕方18:00まで、崇福寺墓地の唐人墓群について、ひたすら写真撮影とメモを取る予備調査をおこなう。

同年11月25日(土)～27日(月) 参加者 田中、大石一久、李桓、後藤愛美(別大4年)、菅野真由・札元小春(以上2名別大2年)。崇福寺後山墓地の唐人墓地の調査を開始し、A地区から始める。田中と後藤で100分の1見取り図を

註5 宮田安1986「崇福寺の唐人墓地」『長崎華商泰益號関係資料』第二輯 長崎華僑研究会

造り、李先生は宮田氏の研究と比較しながら銘文の読み取りを、菅野と札元は墓碑1基ずつの計測をおこなう。その後後藤は写真撮影。大石先生には銘文を読んでいただいた。

同年12月9日(土)～11日(月) 参加者 田中、三谷紘平(中津市教育委員会)、後藤愛美、時枝杏奈、前田純子(以上3名別大4年)、一瀬勇士(長崎県立埋蔵文化財センター) A地区の続きから始める、田中は実測と後藤は写真撮影。三谷は銘文の読み取りと実測、時枝と前田は墓碑1基ずつの計測をおこない、一部B地区の清掃に移る。全員でB地区に移り、田中と後藤で見取り図を作成、田中は銘文読解、後藤は写真撮影。時枝と前田は墓碑の計測をおこなう。

2018(平成30)年2月15日(木)～17日(土) 参加者 田中、井出基子(別大4年)、札元小春(別大2年)、森中明音・朝川千聖(以上2名別大1年)。B地区の調査開始。墓地全体の見取り図作成と碑文点検、墓碑の計測をおこなう。田中と朝川はC地区の見取り図作成。井手は写真撮影、札元・森中はB地区墓碑の略測。17日から田中はB地区の墓碑実測。井手は写真撮影、札元・森中はB地区の墓碑略測。18日(日)から調査はC地区に移り、田中は墓碑実測、井手は写真撮影。札元と森中は墓碑の計測をおこなう。

同年11月23日(金)～26日(月) 参加者 田中、浦井、大石、菅野真由、札元小春(以上別大3年)、重岡菜穂(別大2年)、浦井直幸(中津市教育委員会)、中原彰久(雲仙市教育委員会) 調査協力者の浦井氏と合流し、昼食後崇福寺にむかう。田中・浦井と学生4名、後山の唐人墓地D地区の調査開始。墓地全体の見取り図作成と碑文点検を田中が、石垣の矢穴調査を浦井が、学生が墓碑の計測と写真撮影をおこなう。24日(土)はD・E地区の見取り図作成。重岡はD地区の墓碑略測。菅野・札元はE地区墓碑の略測を行い、田中は実測をおこなう。25日(日)田中はE地区及び范道生墓の墓碑実測。重岡はD地区の墓碑略測。菅野・札元はE地区墓碑の略測を行い、あわせて題額を検討し、崇福寺の伽藍建築の順序を復元する。26日(月)はE地区に集中し、全員で写真撮影と墓碑の計測をおこなう。所期の予定をほぼ終了。

2019(令和元)年9月15日(月) 参加者 田中、木林俊英、藤塚大翔(以上2名別大2年) 遺されていたA地区18号墓(最古の唐人墓)の実測調査を田中と木林・藤塚の3名でおこなう。やっと図面完成。

2) 崇福寺^{うしろやま}後山の唐人墓地

後山と呼ばれる寺院背後の急斜面に何段もの平坦面を造成し、そこに墓碑と蓋石とがセットとなった唐人墓が側面を並行させて十数基を単位としてならんでいる(写真2)。多くは長崎で客死した中国人船員の墓地である。その周囲には崇福寺の黄檗宗僧侶の墓と帰化した「住宅唐人」の家系の墓地が数多く存在する。現在ではその間や周囲は日本人の墓地で埋まっている。

墓碑は1656(明暦2)年の埋葬を最古として1679(延宝7)年までは日本年号を用い、その後1730年代以後の墓は清国の年号を用いている。唐人墓地の分布については図1に掲げた。宮田安氏が註5文献に掲げた手書きの見取り図が、現在でも最良の図である。現地は何十段にも区切られた急斜面の墓地に場所によっては草木が繁茂する状態で、簡単に測量できる状態にはなく、今回の調査での崇福寺後山墓地全体の測量図作成はあきらめた。後日を期したい。なお帰化した唐人の日本式墓碑は別にして、崇福寺後山の唐人墓碑は宮田安氏によれば^{註6}墓碑総数277基である。

以下今回測量・実測おこなった墓地と墓碑を紹介し、18世紀の墓碑変遷について予察しておきたい。

元禄7(1694)年銘の石段奉納碑(写真3、図2)

最初に紹介する石造物は墓碑ではないが、崇福寺後山墓地の整備に関わる重要な碑である。この碑

註6 宮田安1986「崇福寺の唐人墓地」前掲P57



写真2 ①～⑧ 崇福寺後山墓地

については宮田安氏によって判読されている^{註7}。我々も碑文を確認し実測をおこなった。

石碑は崇福寺媽祖堂横から後山に上がる石段をのぼりきったところに立っている。碑のある地点に踊り場があり、そこから左は崇福寺三塔、右は広福庵に向かうようにさらに石段が築かれている。碑は現在コンクリートで固定されているが、もともと碑身と台石の二つからなり石材は安山岩である。碑身は台石に柄をつくってはめ込んでいると推定される。高さ151cm横幅44.5cm、奥行きは基部で30cm頭頂部で27cmとやや狭くなり、背面は敲打痕を残す。正面上部は隅丸の方形だが両側に丸い切り込みのある形態である。

正面中央に銘文がある。中心に「弟子魏清左衛門清兵衛同喜捨石塔一道伏願福基永固子孫繁盛吉祥如意者」の一行を記し、その右上位に「元禄七年」左に一行「歳次甲戌仲冬望旦立」とあり、西暦1694年に当たる元禄7年11月15日？(望日ではないかと考えるが旦と読める)に、崇福寺境内から後山墓地の、崇福寺三塔に登るために石階段を檀家の魏清左衛門と清兵衛が寄進したと記載されている。宮田氏の研究によると魏清左衛門と清兵衛は兄弟で、中国名は魏高と魏貫。日本姓は鉅鹿おおがをなのり、父魏之琰しえんは明代の福建省福州府福清県出身で兄とともにベトナムのトンキン—長崎間の貿易に従事し、崇福寺に多額の寄付を行っている。崇福寺四大壇越のひとりである。父魏之琰と子魏高・魏貫兄弟は寛文12(1672)年長崎住宅唐人になることを幕府に認められ、日本国籍となり、延宝7(1679)年鉅鹿姓を名乗り日本人の姿になったという。なお鉅鹿家の墓地は崇福寺の後山ではなく、長崎市内西山に独立して営まれている。その墓地は現在も崇福寺が祭っている。



写真 3 石段奉納碑

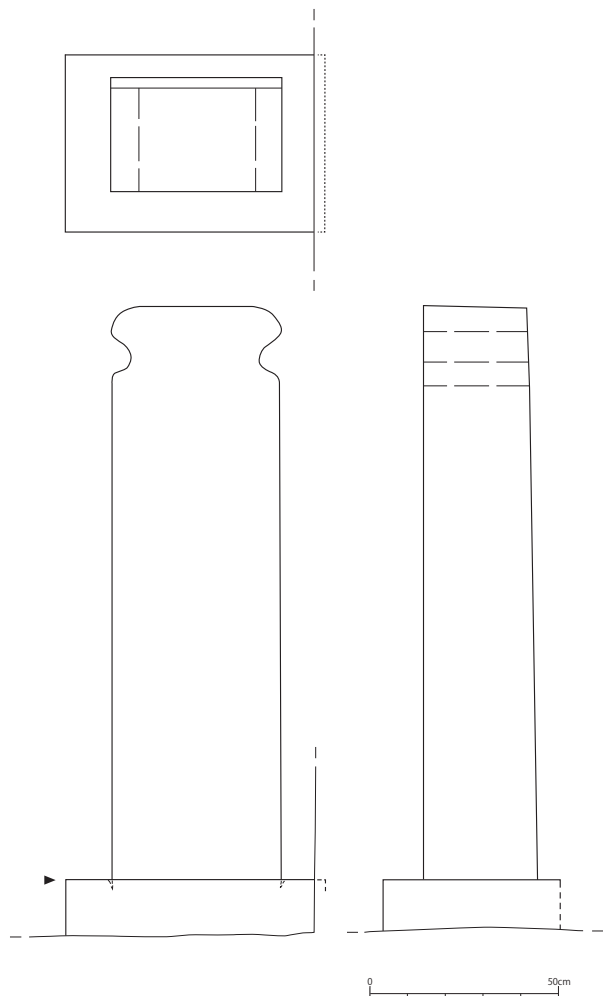


図2 崇福寺石段奉納碑 (1/20)

註7 宮田安1975『長崎崇福寺論攷』532頁、長崎文献社

A地区の唐人墓地(図3、写真2④)

二股に分かれた左側の石段を上りつめると正面に見えるのがA地区である。北側に接して上方に登る石段があり、そこからそれぞれの段に入ることができる。上下2区域に分かれ、それぞれ三段の平坦面をつくりだし高低差は石垣を作って整えている。築造時期の異なるA-18号墓を合わせて30基からなる。各段下から8基、9基、7基、2基、3基、1基が側面を接して一列に並んでいる。

墓域はまず①1656(明暦2)年にA地区18号墓の埋葬が行われ、その後現在の墓碑が18世紀初めごろ墓地形成のはじまる際に作られたものと推定される。②その後A18号墓の埋葬から半世紀以上おいて1718(享保3)年銘のA-15号墓を皮切りに下段の全体に1720～30年代享保年間の埋葬が行われ墓碑が作られている。墓碑の配列は各段正面を西に向ける。崇福寺の伽藍の正面とおなじである。各墓碑は側面を並べて各段に一列に配置する。墓碑の年代を見てみると当初は比較的時間をとって埋葬されていたが、すぐにその間に埋葬が行われるようになるので、死亡順に端から順番に埋めていくような方式ではない。1740(乾隆5)年に埋葬が一旦停止して、③1740年代になると上段の二段が追加され、④またかなり時間をおいて1800～20年(嘉慶年間)ごろに墓碑が追加されて現在の墓地が出来上がる。A-18号墓が時期の異なることは墓碑の向きが異なっていることから推測できる。

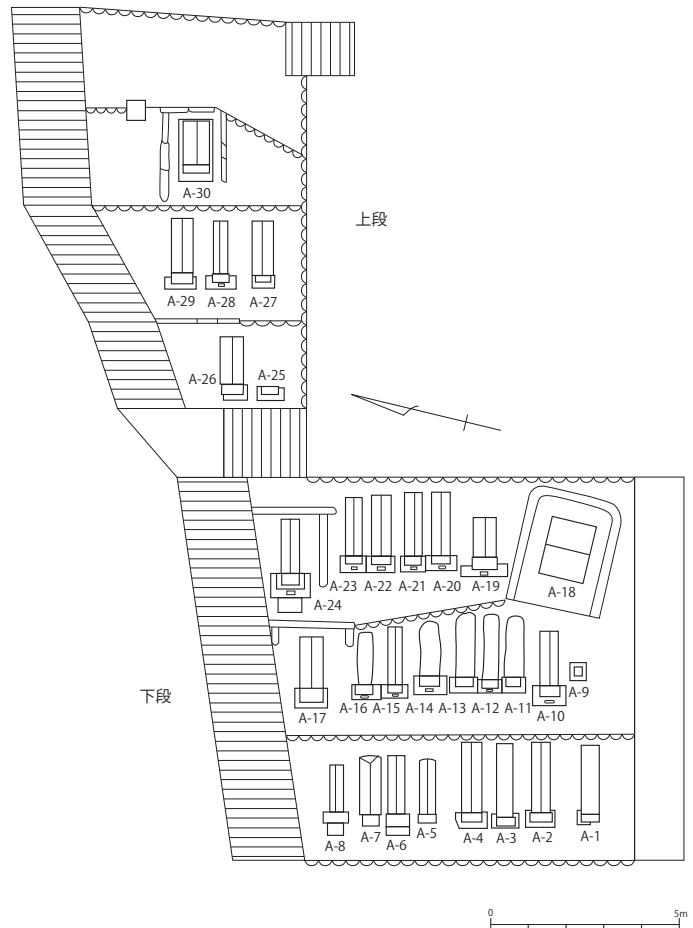


図3 崇福寺A地区平面図(200分の1)

このようにA地区の埋葬は4時期あることがわかり、最古の墓碑A-18号墓碑は墓碑の正面中軸を真東西に合わせているのに対し、②期以後1718(享保3)年に下段の墓域が設定されてからは方向が異なり、その方向は地形に沿ってというより崇福寺三塔の方向と同じである。崇福寺三塔の建設が始まるのは1669(寛文9)年であるから、それ以前に埋葬されたA-18号墓は、当時はこの山の斜面に孤立して存在していたものと推定される。墓碑の形式については後述するが、18世紀の唐人墓碑の各形式の基本形態がほぼ見出せる。

B/C地区の唐人墓地(図4、写真2⑤⑥)

A地区北側の石段を上方に数十m登っていくと石段が大きく右にカーブしはじめる。そのカーブを登り切った左側に唐人墓地B地区とC地区が北に向かって広がっている。2mを超える石垣で区画された上下四段の区画からなり、下二段がB地区、上二段がC地区とされている。B地区下段は1列4

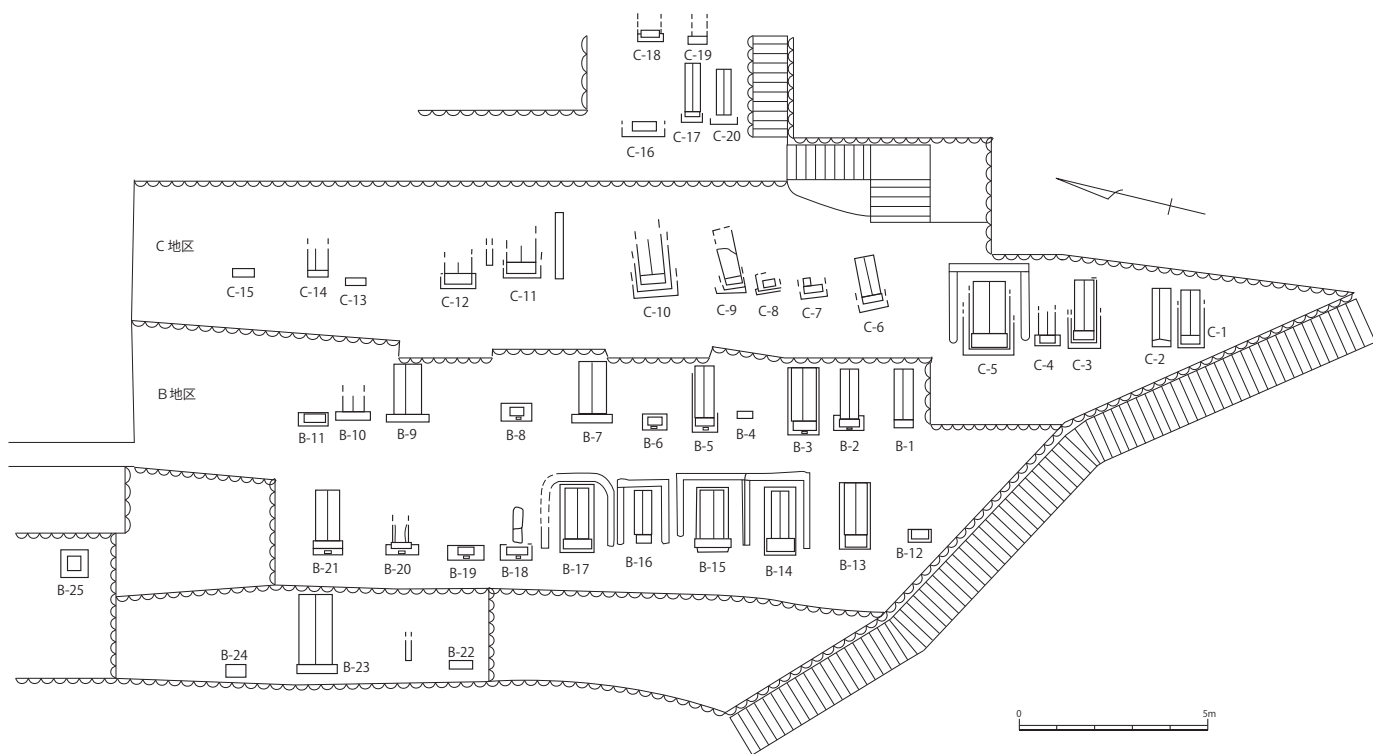


図4 崇福寺B/C地区平面図（200分の1）

基、上段は2列21基、C地区下段は1列15基、上段は二列5基の墓碑が並ぶ。いずれもすべて同じ方向に正面を向けている。各段には南側の石段から入ることができ、C地区上段のみは下段の墓碑列のあいだを通して登る鍵の手の石段がある。

両地区は一続きの墓域を形成しており、碑文の年号を検討すると、現状のように墓域が区画整備される以前に①B地区北側に1675(延宝3)年銘の墓碑を皮切り1690年代元禄年間まで5基(B-7・9・10・23・25)の17世紀代の形式の墓碑をたてた埋葬地があり、その時点では周囲に墓地がないので、孤立した墓域を形成している。②そのご1730年代享保年間にB地区に石垣が作られて上下段にわかれ、上段手前の列が形成されて二列となり、上段奥列南側の埋葬が追加される。さらにB地区の上方に石垣が作られてC地区下段の平坦面が造成され、1745(延享2)年から埋葬が始まる。C地区上段はさらにその後石垣と石段が造成され1759(宝暦9)年から埋葬が始まる。1770年(明和年間)ごろまで埋葬がおこなわれたのち、いったん終了し、③そのご1809(文化6)年から1822年(文政5)にかけて再び追加の埋葬が行われる。

各段の墓碑の配列はA地区と同様端から死亡順に並べて埋葬するのではなく、ひとつの段に2基程度間隔を置いた埋葬がおこなわれたあと、そこから左右に死亡順に埋葬し、埋葬が多くなると、間に割り込むような埋葬をおこなったりしている。墓碑については後述するが同じ長崎市稲佐の悟真寺唐人墓地にない形式が確認されている。

D地区の唐人墓地（図5、写真2⑦）

D地区はC地区からさらに上方に登る石段の左手に伸びる一段の平坦面である。墓碑は一列にほかの地区と同様に側面を接して配列されている。いずれもすべて同じ方向に正面を向けている。16基からなる。なおD地区としてさらに下の段に3列21基が存在するが、すべて19世紀の墓碑であることと、

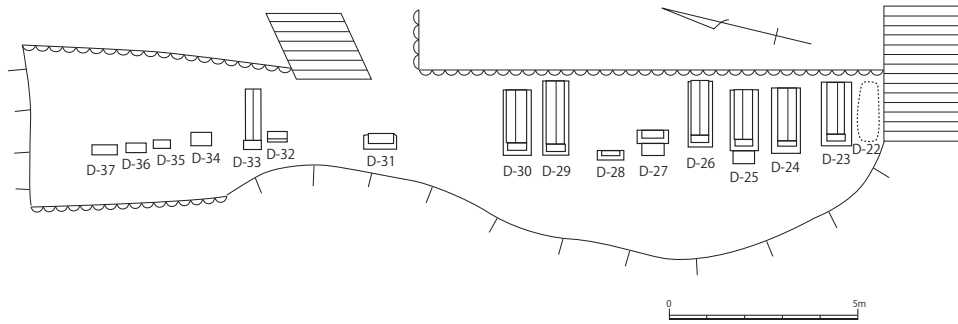


図5 崇福寺D地区平面図（200分の1）

現状の草木の繁茂が激しいことから今回は調査の対象としなかった。

碑文からみるとD地区北側のD-35号墓とD-37号墓が1720年代享保年間の比較的古い埋葬であり、最南端のD-23号墓が1816(嘉慶21)年と記録されているほかは、1770～80年代の墓碑で特に1770年代の例が多い。1770年代の墓碑は中央のD-30号墓が1771(乾隆36)年にはじまりそこから南に7基墓碑が死亡順に配置されている点は、崇福寺唐人墓地の中では珍しい配置方法である。

E地区の唐人墓地（図6、写真2⑧）

E地区はD地区の石段を挟んだ反対側に位置する平坦面で、低い石垣によって三列に区切られている。中央やや南側に崇福寺の隠元以前の開基三塔があり、初代住持超然、二代百拙、即非開山中興後の二代住持千呆時代の僧監寺化林の墓碑が並んでいる^{註8}。この三基の墓碑は同一形式の笠付き日本式墓碑で、崇福寺三塔と同じ形式である。さらに三基は同工同大の同一型式であるので、三名のうち最も遅くなくなった化林の1667(寛文7)年より後、おそらく崇福寺三塔が整備されたのちにここに墓地をまとめた可能性が高い。

本来このE地区には開基三塔のみが当初存在したが、1790年代の寛政年間になると唐人墓地がその左右南北に展開するようになり、低い石垣も唐人墓地のために作られたといえる。墓地は開基三塔

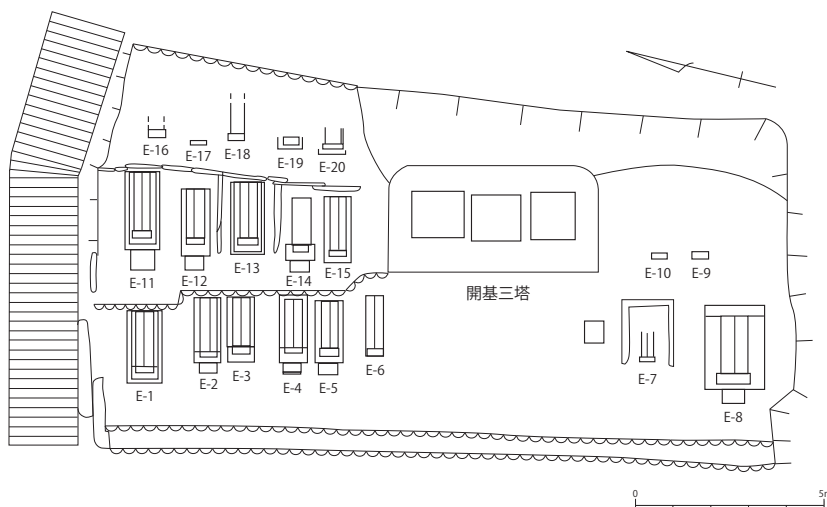


図6 崇福寺E地区平面図（200分の1）

15号墓碑を最新に、前列に9基、中列に7基、後列の5基の22基が残されている。いずれもすべて同じ方向に正面を向け、側面を並行に並べる方法であるが、埋葬の順番は後列(E-20～16)のように南から北に死亡順に埋葬した列と、前列のように間隔を広くとって順に埋葬したのち、その間に埋葬を行う列がある。

註8 宮田安1975『長崎崇福寺論攷』29～31, 411頁、長崎文献社

まとめ—崇福寺後山唐人墓地の形成—

崇福寺後山の唐人墓地を中心に墓地の形成過程をまとめておく。

①**崇福寺の伽藍の形成と唐人埋葬のはじまり** 崇福寺創建の発端は1629(寛永6)年の中国僧超然の長崎渡来であり、彼が当時長崎町内に居住していた中国人商人とくに福建省福州地方出身者の帰依をうけて、1630年代の寺院の整備が始まる。その後1640年代にはじまった中心伽藍と梵鐘製作と鐘樓の建設が1647(正保4)年に一段落し、唐寺としての伽藍が整う。しかしこの段階では後山に墓地はなく、かざがしら風頭山の斜面のままであったと推定される。そこに1656(明暦2)年最初の墓であるA地区18号墓方徳光の埋葬が行われている。現在は巨大な石造墓碑が作られているが、この墓碑は18世紀初頭A地区唐人墓地に取り込まれる直前に巨大な墓碑に作り替えられたと考えられることは後述する。また唐人墓碑として扱われているが、実際の墓碑本体は日本の板碑形墓碑、それをおさめた石殿は江戸初期以来の日本に存在する石殿形式の墓碑である。ただその周りの福建省南部を中心に存在する華南様式の唐人墓の外周施設が模倣されている。そして、この墓は単独で作られている。その周囲に方家の墓地が広がることはなく、墓ごとに風水を占って位置を決めたものと推定される^{註9}。

②**崇福寺三塔の建設と唐人墓の形成** 1650年代後半中国から隠元が渡来し、その弟子即非が崇福寺の黄檗宗寺院の開山として住持になると、あらたに伽藍の整備がおこなわれる。とくに後山に隠元の寿塔を中心に崇福寺三塔とその墓碑を守るための塔頭広福庵が1669(寛文9)年に整備されると、これをきっかけに崇福寺の寺僧の共同墓である普同塔や開基三塔が、崇福寺三塔のさらに上位の斜面に建設され、周囲に崇福寺に帰化した唐人の壇越の墓所と、唐人墓地が斜面を平坦に造成して次々と作られていく。帰化した「住宅唐人」^{註10}の墓碑は日本式の墓碑であって、その身分に応じて形式が異なっている。渡来僧も同じ扱いを受けるので、墓碑の形式も日本式であるが、いずれも墓碑の周囲には彼らの出身地に由来するΩ形の外周施設を石造で作ることが多く、その出自を伝えている。

中国人特有の唐人墓碑をつくるのは、長崎在住の住宅唐人ではなく、長崎に貿易に訪れ、そのシーズン中に長崎で亡くなったり、渡航中に亡くなった中国人すなわち渡航唐人のみである。まず初めに崇福寺では1670(寛文10)年になくなった范道生の墓とB地区の4基の墓地が作られるが、いずれもまだ斜面に点在する状況である。1689(元禄2)年に長崎に唐人屋敷が建設され渡航唐人がそこに隔離されて居住することになるが、それに対応するような墓地の変化はかならずしも同時には起こっていない。

③**唐人墓地のはじまり** 1718(享保3)年ごろからA地区の形成が始まる。墓の増加に伴って墓域の区画造成が本格的に始まったものと考えられ、1730年代からB地区、1740年代からC地区、1770年代からD地区、1790年代からE地区といったように、より上方により遠方に墓域が順次作られていくようになるものと推定される。そのごさらに19世紀になるとF地区・G地区・H地区・I地区・J地区の5か所の唐人墓地がさらに遠方につくられて現在の景観が形成されることになる。

註9 このような17世紀の唐人墓が寺院背後の丘陵斜面に単独あるいは散在して分布することは長崎市街全体にその例があり、とくに稲佐悟真寺墓地で明瞭に認められることはすでに以下の文献で指摘した。

田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』P18

註10 住宅唐人とは長崎に居住して子孫代々居住する中国出身者の家系の当時の名称。妻子をもって長崎に居住し、日本名ももち、人別帳に登録される法的には中国出身の日本人。

3) 崇福寺の唐人墓碑

後山の唐人墓の中で最古の埋葬は1656(明暦2)年銘のA地区18号墓方徳光の埋葬であるが、墓碑の形式は18世紀の初めに作り直されているので、最古のものとは言えず、しかも日本式の墓碑に建て替えられているので、まず形式的に最古の墓碑である范道生墓碑からのべ、つぎにA地区18号墓方徳光墓碑に触れ、最後に今回の調査で分類した18世紀の唐人墓碑の形式をまとめる。

范道生墓碑 H地区45号墓—崇福寺最古の墓碑(図7、写真2②、写真4)

范道生^{註11}は中国福建省泉州府安平出身の仏師である。字は石甫、別号清源山人、印官と称す。1635年明崇禎8年生、1660(万治3)年長崎に渡来し福濟寺に住して仏像をつくる。そのご1665(寛文5)年まで宇治黄檗山万福寺を往来して十八羅漢像をはじめ黄檗様式の仏像をつくる。1665(寛文5)年唐船で父の住むベトナムに帰り、



写真4 范道生墓碑

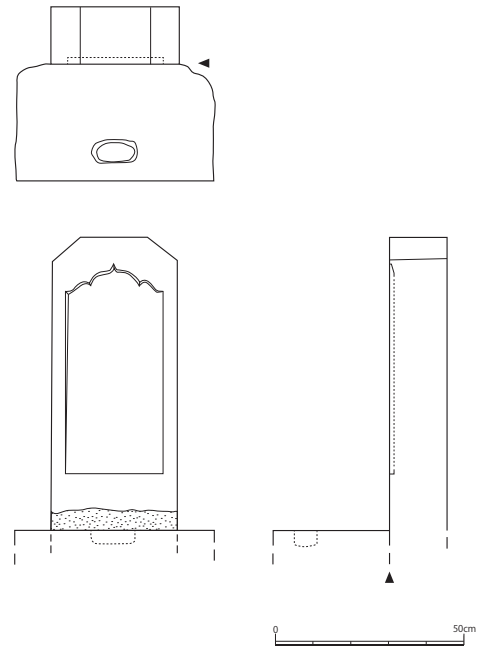


図7 范道生墓碑(20分の1)

1670(寛文10)年再び長崎に渡来したが、長崎奉行は新来の唐人の滞留を許さず、そのまま長崎で客死し、同郷の崇福寺僧によって、後山に葬られた。1670(寛文10)年は隠元の寿塔が作られた時期に近いが、道生の墓地はかなり奥まったH地区にある。

墓碑は長らく不明であったが、戦前長崎の史家古賀十二郎氏によって発見され、さらに戦時中の防空壕掘削のため埋没していたものを、1963(昭和38)年当時の住職によって掘り出されて今日に至る。長崎市指定文化財。墓碑は現在2段の石組に囲まれているけれども、本来のものではない可能性が高い。墓碑本体と前面に置かれた水鉢のついた台石からなる。本体は高さ77cm以上、幅33.5cm、奥行き15cmの厚さの均等な安山岩製の板石である。正面観は隅切方形の頭部をつくり、正面には深い火燈形の掘り窪めを施し、そこに銘文を彫る。銘は中央に「安平石甫范公墓」と出身地・字・姓の順で刻む。右には「寛文庚戌年」と日本年号と干支を刻む。寛文10年である。左には「十一月初二日立」と中国風の表記を行う。銘文の記載様式は中国風であるが、出身地の漢字を字の上に縦に書くのは異例である。いっぽう日本年号を用いるのはこの時代の唐人墓では通常おこなわれる記述法である^{註12}。

墓碑の形式は筆者の17世紀の唐人墓碑分類のA形式にあたり、日本風のデザインである火燈形の掘り窪めを施す点で1-C期(1671～1689)の型式に該当する。この型式の最古例となるのがこの墓碑

註11 宮田安1975『長崎崇福寺論攷』p89～95

註12 田中裕介2017「17世紀の唐人墓—考古学的研究の現状と課題—」『史学論叢』47

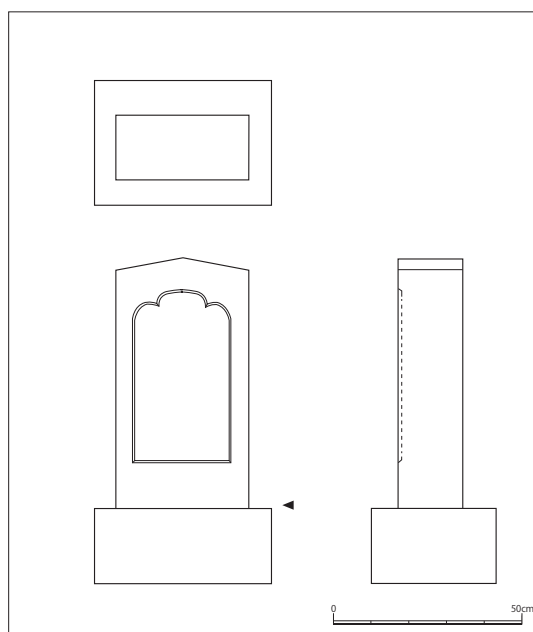
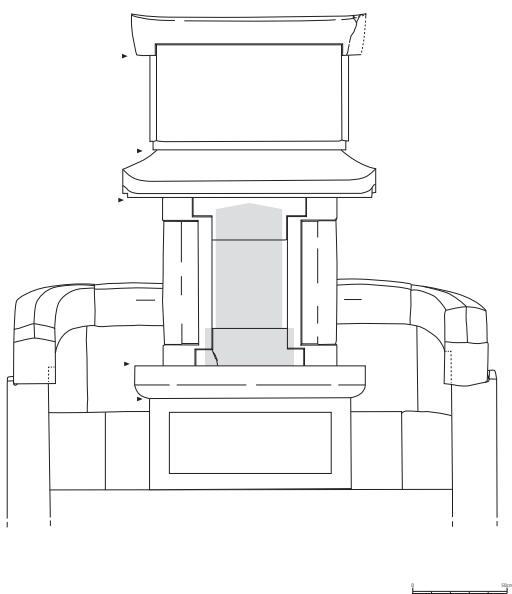
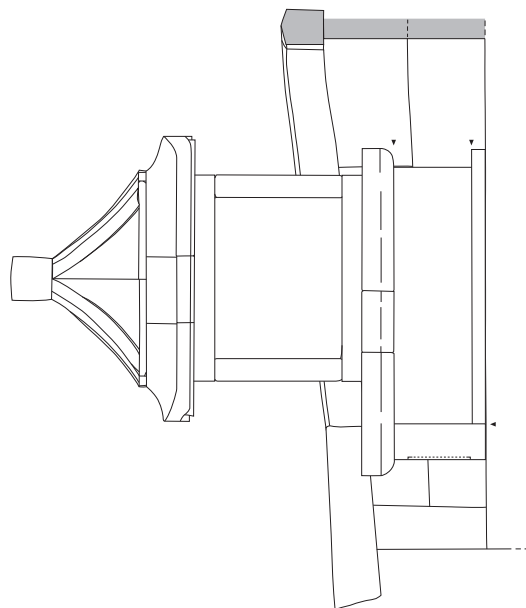
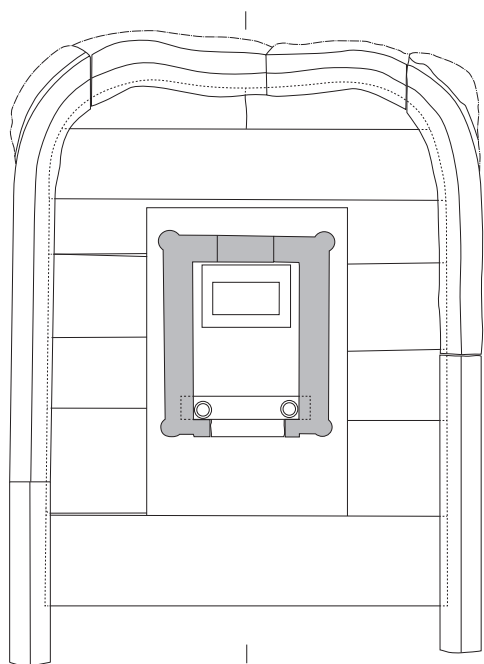


図8-1 崇福寺A-18号墓石殿外周実測図
(40分の1)

図8-2 崇福寺A-18号墓墓碑実測図
(20分の1)



写真5 A-18号墓

であるといえる。したがって范道生墓碑は後世に建てられたものではなく死してほどなく建てられたと考えてよい。

方徳光墓碑 A地区18号墓碑—崇福寺最古の唐人埋葬— (図8、写真5)

A地区の下段に位置するA-18号墓は1656(明暦2)年銘があることから、崇福寺後山墓地で最古の墓として知られている。今回石殿内部の墓碑を実測した結果、墓碑の形式から18世紀初めごろに下ると考えられた。埋葬自体は年号の通りであると推定されるが、現在の墓碑は作り直されたか、半世紀をおいて墓碑をつくったのかいずれかであると推定される。また悟真寺D地区54号墓と同一形式の墓碑であることも判明した(写真6)。

墓石全体は石殿とその内部に収められた墓碑本体さらに石敷きの床面を含む外周施設からなる。石質はすべて安山岩とみられる。まず墓碑は台石と碑身からなり、碑身は頭部を浅い三角に仕上げた板碑型の日本式の墓碑である。高さ66cm、幅35cm厚さ17cm、頂部は前後に水平で、背後も垂直に落ちる。すでに背面に舟形光背の痕跡を残さない18世紀前葉の型式である。正面には火燈形の掘り窪めを施し、そこに銘文を彫る。銘は中央に「明 新安欽邑徳光方公之域」と明国号・出身地・字・姓の順で刻む。右には「明暦丙申歳」と日本年号と干支を刻む。明暦2年



写真6 悟真寺D-54号墓 「そっくり!!」

である。左には「仲春望日立」と中国風の表記を行う。銘文の記載様式は中国風であるが、日本年号を用いる。被葬者方徳光は崇福寺の初期の唐人壇越の一人で、崇福寺の梵鐘銘にも名がみえる。

石殿は基壇と墓碑を納める身部と屋根からなる。高さ251cm、棟の幅125cm、奥行き150cm。屋根は入母屋造りで複数の部材を組み合わせた造りであり、身部は幅92cm奥行き109cmの長方形をなし、左右と背後の三石を組んで屋根を支え、外面の四隅を円柱状に彫り出している。正面の開口部は上下に円形の柄穴を抜いた部材をはめ込んでいる。本来は観音開きの扉があったはずである。基壇は高さ65cm、幅122cm、奥行き173cmの平面長方形で、身部を載せると手前に広い空間があり、供物台を想像させる。同じく多数の石材を組み合わせて作っている。

以上の石殿は周囲に浅いM字形の外周施設をそなえ、床は平たい方形の石を組み合わせた石敷きを作っている。外周施設の平面形は隅丸方形で背面が内部に幾分へこむ浅井M字形をなし、手前の一辺は開放され三面は石壁になり、最上部に手摺風の石材をはめ込んでいる。この部分は手前が低く背面が高く、斜面に作るという点をあわせて華南様式の墓地の特徴を残している。

墓石が作られた年代は板碑型の墓碑形式から18世紀にくだると推定され、A地区の他の墓碑と方向が異なること、A地区の唐人墓地で18号墓以後最初に作られたA-15号墓が1718(享保3)年の埋葬であるから、それ以前に作られていたものと推定される。また銘文に日本年号を用いているのは、唐人屋敷ができる1689(元禄2)年以前に限られる^{註12}から、埋葬当時といった墓碑が作られ、18世紀初めに作り直されたものと考えられる。

墓碑と石殿は日本の近世墓碑と同じ形式であるが、銘文と外周施設は中国風であり、住宅唐人として長崎に帰化した証として墓碑を日本風に改築した可能性が高い。

なお悟真寺のD地区54号墓は1661(万治4)年銘を持つ同工同大の墓碑であり、石殿内部の墓碑も同じく同一型式の板碑型の墓碑である。そこでは同じ名前の銘文を持つ墓碑がH-8号墓として存在しており、埋葬当時に建てられた墓を同じく18世紀初頭に作り直している。おそらく同じ工人による同時に作られたと考えられる墓碑が長崎の東西の寺院墓地に存在しているのである。

17世紀の唐人墓碑の新形式

これまでの唐人墓碑 これまでの研究で唐人墓碑についてはA～Dの4形式が長崎市悟真寺の墓碑において存在することを示した(図9)^{註12}。崇福寺後山墓地の調査によって新たにEFGの基本的な3形式を追加する。まず既往の墓碑形式を示す。

墓碑A形式 頭部の二隅を45度に切り落とした隅切方頭形である。1619(元和5)年銘を有する熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓かくひんきと長崎県長崎市深堀菩提寺呉三官墓を初源にして、くり返し採用された唐人墓碑の基本型式である。この墓碑形式は17世紀を代表する墓碑となり、18世紀の前半には一時あまり用いられなくなるが、18世紀後半から19世紀まで幅の狭い型式が使われ続ける。

墓碑B型式 正面から見ると方形だが頭部の両隅を丸く削って稜をもたない隅丸方頭形である。正面に掘り窪めを有するものとそうでないものの二種に分かれるが、いずれも1620年代の後半から30年代の銘文をもつ。18世紀になると復活し18世紀後半には最も使われる墓碑の形式となる。

墓碑C形式 頭部が半円形に調整され、頂部に平坦面を持たない円頭形の墓碑である。1620年代の例が多い。この形式も18世紀になると復活し、広く普及することはないが安定した数量用いられる。

墓碑D形式 碑身円頭部の両側に隅丸の頂部が二段に削り出された二段頂形の墓碑で、1635(寛永12)年の長崎市深堀呉五官墓が唯一の例であった^{註13}。なおこのD形式については崇福寺墓地には存在しないが、悟真寺墓地において1780年代から1820年代にわたって流行することが知られている。

以上がこれまでの筆者の調査で、17世紀の唐人墓の基本型式と考えてきたものである。しかしこの4つの型式が同時に存在したのは1620年代から30年代の半ばまでに過ぎず、17世紀の1680年代まで存続するのは墓碑A形式のみで、この隅丸方形の墓碑は17世紀の唐人墓の代名詞と言える。今回新たに崇福寺のみに存在し、悟真寺では見出せなかった新形式の墓碑を発見したのでまず報告する。

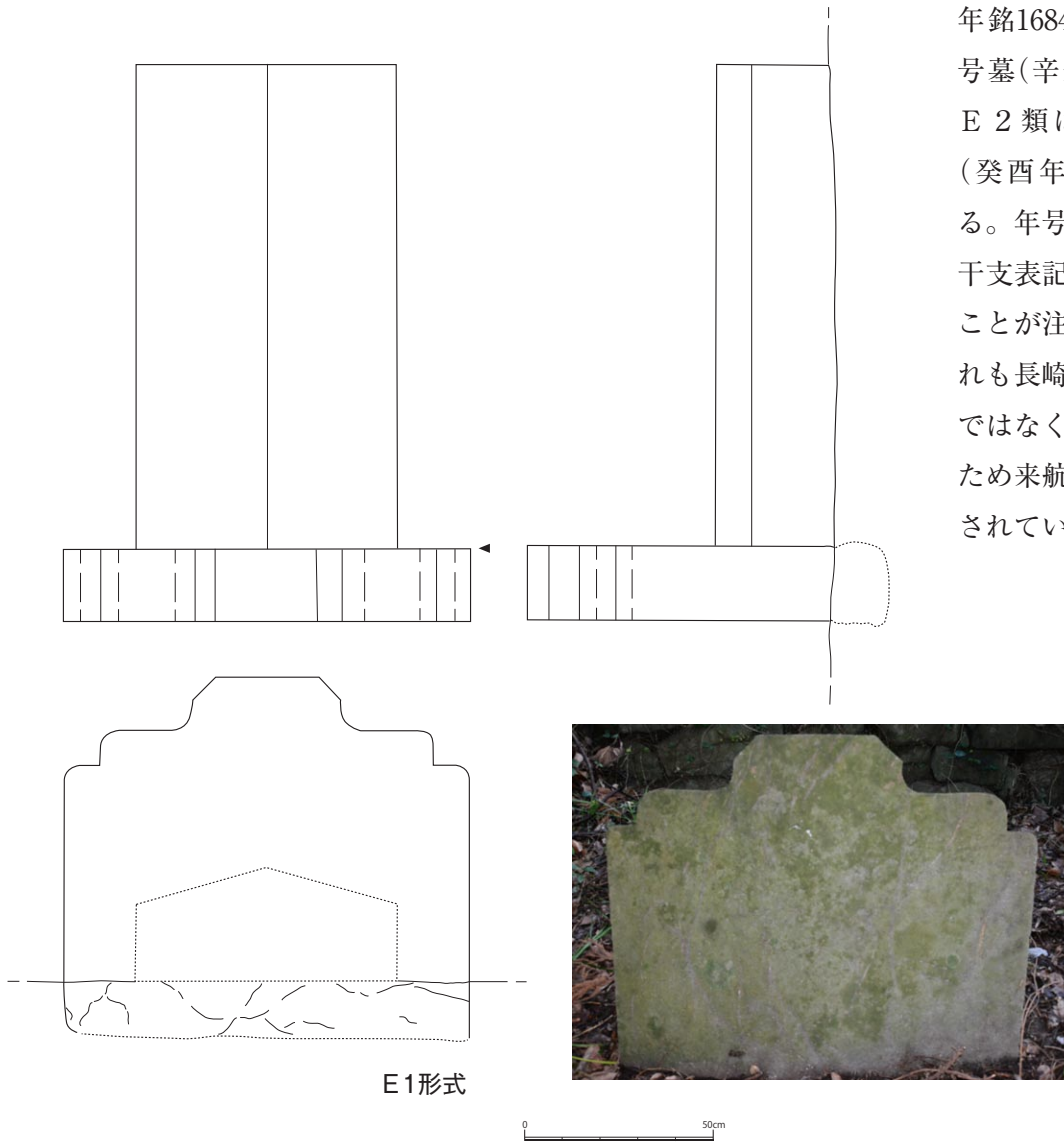
墓碑E形式(図10、写真7) 崇福寺後山墓地B地区に所在する17世紀後半の1670年代から90年代



図9 17世紀の唐人墓碑

註13 田中裕介2016「長崎市深堀菩提寺の唐人墓」『史学論叢』46 別府大学史学研究会

の銘をもつ4例である。D形式の二段頂部の碑身の上にA形式ないしC形式の墓碑頭部を接続した特異な形式で三段頂形ともいえるものである。頭頂部がA形式と同じ隅切方形のE1形式と円頭形のE2形式にわかれる。E1形式に属する3基はB地区7号墓(延宝7年銘1679年)、B地区23号墓(甲子年銘1684年)、B地区9号墓(辛未年銘1691年)、E2類はB地区10号墓(癸酉年銘1693年)である。年号は日本年号から干支表記に変化していることが注目される。いずれも長崎在住の住宅唐人ではなく、長崎の貿易のため来航した渡航唐人とされている。



E1形式

0 50cm

図10 17世紀の墓碑型式 E形式 崇福寺B地区7号墓 (20分の1)



写真7 崇福寺B-23号墓

墓碑F形式（図11、写真8・9） 墓碑本体は中央が上方に湾曲しながら円く突出する唐破風様の頭部形態を特徴とする。頂部の両端に螺旋状の円文が二か所配置されるF 1形式、円文がなくなって、頂部に並行する線が刻まれるF 2形式、装飾が全くなくなるF 3形式に分けられる。墓碑銘をみるとF 1形式が1740年代に、F 2形式が1740年代にはじまり1810年代まで用いられピークは1800年代である。F 3形式は1750年代から存在するが少数派である。出現の時期をみると1740年代から50年代にかけてF 1 → F 2 → F 3形式の順で変化しながら出現し、F 2形式を代表として18世紀から19世紀初頭に盛行した墓碑形式といえる。なお、一部の墓地には中国漆喰を使った外周施設がもうけられている。

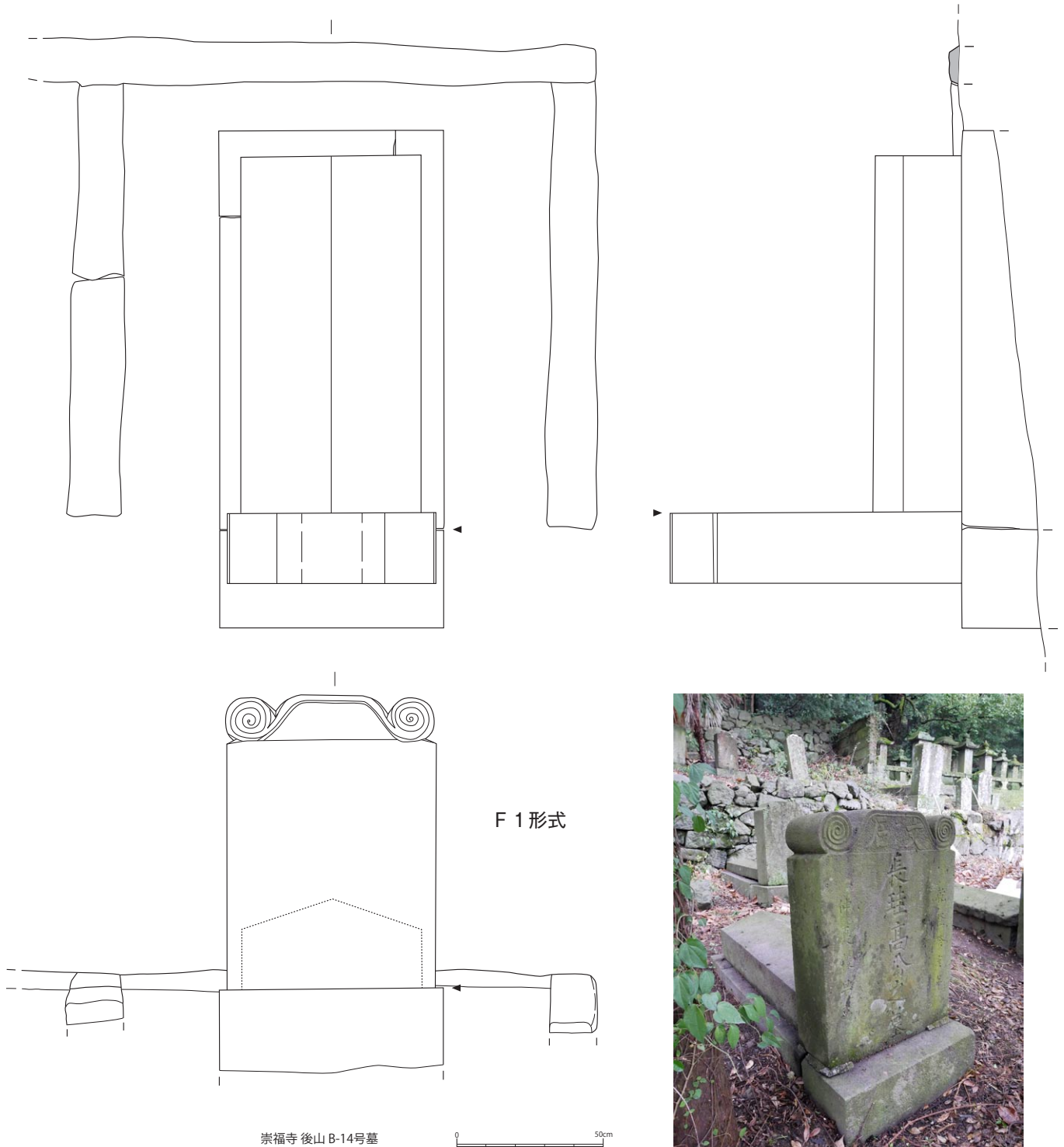


図11 F形式（20分の1）

写真8 崇福寺B-14号墓

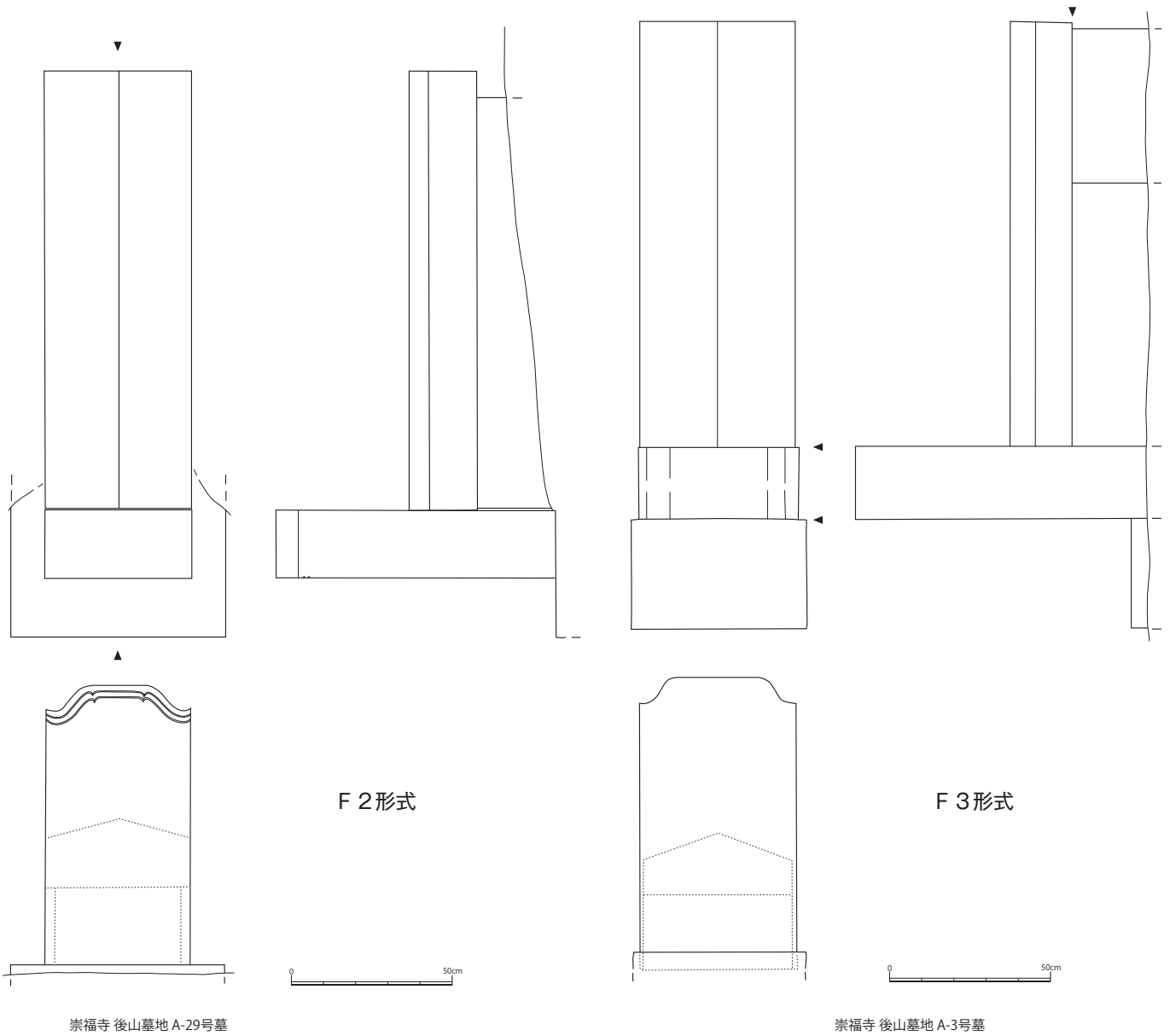


図11 F形式 (20分の1)



F 2形式



F 3形式

写真9 崇福寺 A-29号と C-6号墓

墓碑G形式（図12・13、写真10） 頂部を山波形でF形式の変化形の一つとも考えられるが、山波の中心頂部に円文を施す例が古いので別の形式としてまとめた。頭部の中心に円文を彫出するG1形式とそうでないG2形式に分かれる。二つの形式はともに1750年代(宝暦年間)に現れ、G1形式は1770年代(安永年間)でなくなるが、G2形式は1810年代(文化年間)まで存続する。

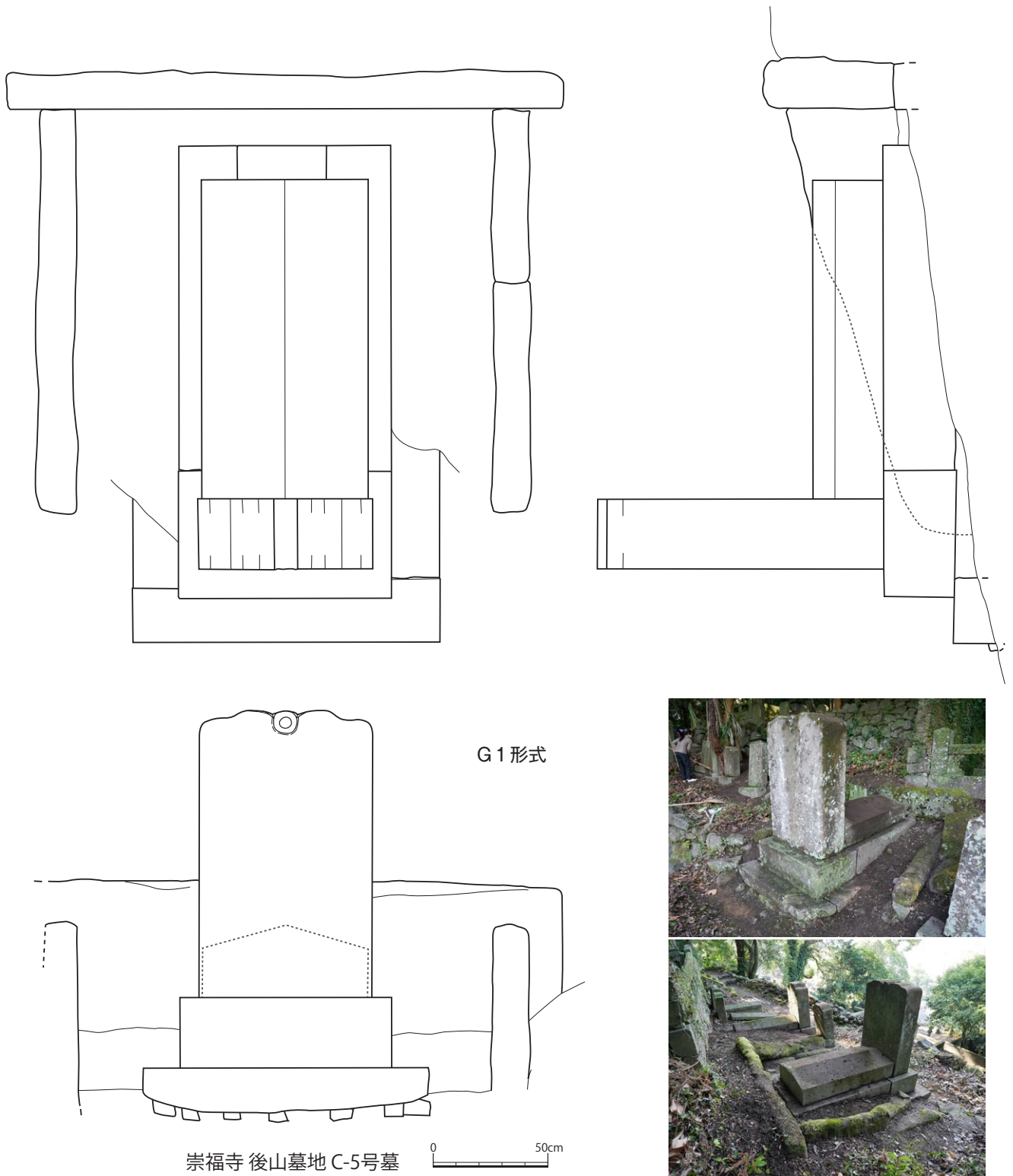
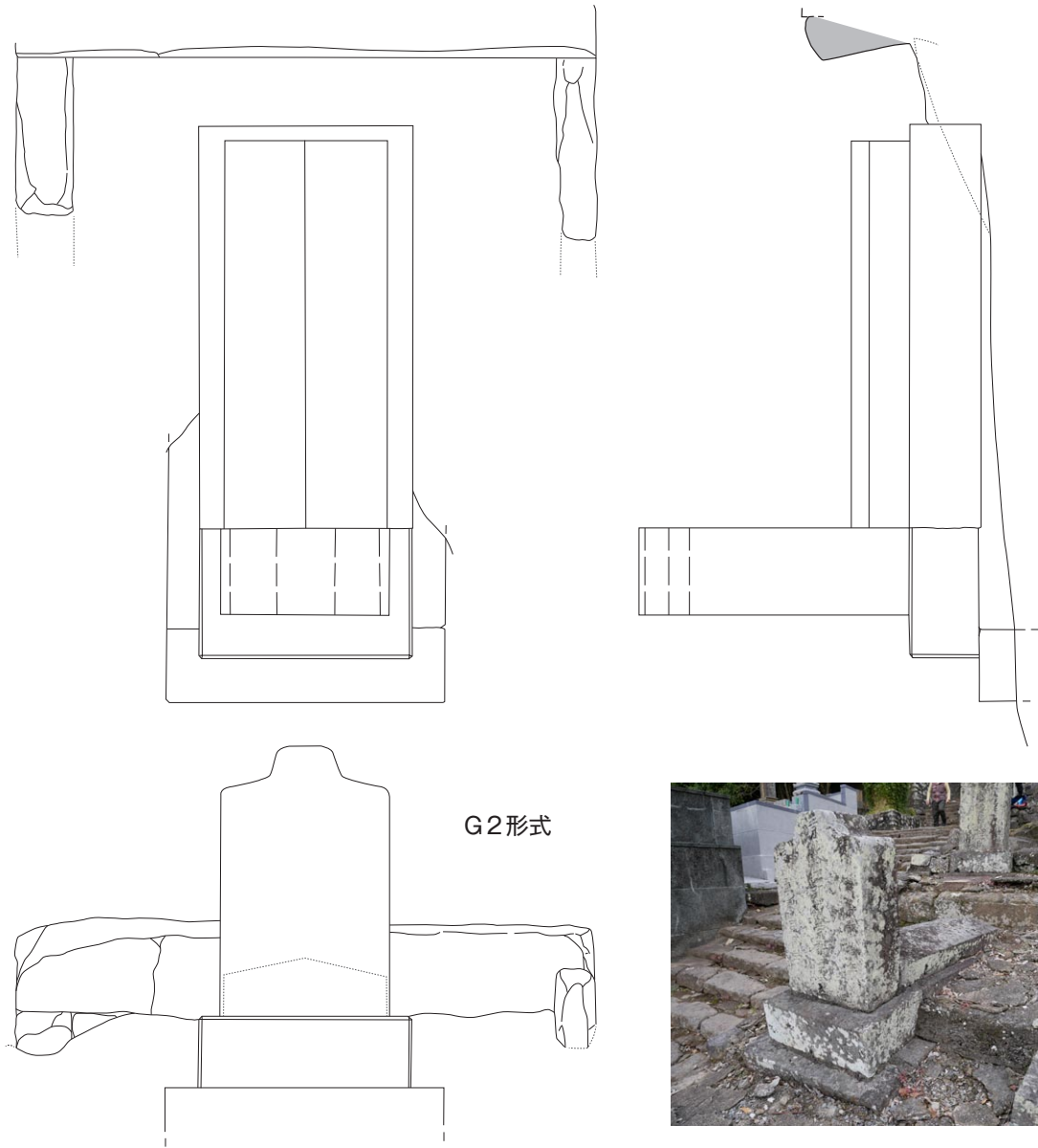


図12 G形式 (25分の1)



崇福寺後山墓地 A-17号墓



図13 G形式 (25分の1)



G1形式 C-5号墓



G2形式 C-3号墓

写真10 崇福寺の18世紀の墓碑 G形式

第3節 18世紀長崎の唐人墓

以上崇福寺の調査において新たに見出された墓碑の新形式を紹介するとともに、悟真寺の唐人墓碑とあわせて17世紀から18世紀までの墓碑の分類をおこなった。以上の唐人墓碑の形式分類された個々の墓碑の被葬者の没年記載に基づいて、西暦の10年ごとに集計したものが表1である。

この表は、熊本県と鹿児島県の1610～30年代の墓碑と長崎市悟真寺の1900年までの墓碑、さらに崇福寺の1820年代までの墓碑を集計したものである。崇福寺の1820年代以後の墓碑については未調査であり、19世紀の豊富な墓碑が存在する興福寺の墓地などもまだ調査されていないので、19世紀の墓碑についてはまだ多くの修正が必要になると考えられる。また被葬者の死没年と墓碑の建立時期が近いのか、どの程度時間が空くのかなど資料操作の信頼性にかかわる基礎研究がまだ行われていない現時点では、これらの資料はなお正確さを欠いていることを自覚しているが、おおよその17世

から18世紀の唐人墓碑の変化の傾向をつかむことができると考えるので、ここに暫定的ながら提示する。以上の形式分類とこの表からわかることを18世紀の墓碑を中心にまとめておこう。

18世紀の唐人墓碑 本章の初めて述べた17世紀の墓碑にあたる悟真寺1-A～C期は坂井隆氏の唐人墓編年の第1期^{註14}に該当する。坂井氏の第2期は1689(貞享5)年以後の墓碑であり、18世紀の墓碑の大半が含まれる。1690年代から1750年代にかけて悟真寺では唐人墓碑は減少し、その間崇福寺後山墓地においてA地区をはじめとする18世紀初頭の墓地が整備される。坂井氏の第2期にあたる墓域構成の特徴は悟真寺18世紀の唐人墓のようにA地区、H地区、I地区、D地区など、斜面域ではなく、平地に近い墓域に整然と列をなして配列する特徴を持っている。この特徴は崇福寺の墓域でも同じであり、A地区はじめE地区に至るまで側面を平行にして列状に並べていく墓域の配列を行っている。

墓碑各形式の出現と変遷を崇福寺と悟真寺を通してみると、17世紀以来の墓碑A形式が少数派ながら19世紀まで存続するが、量的には墓碑B形式の隅丸方形が1710年代から多くなり、特に頂部の平坦が狭まり半円形に接近する方向で型式変化して1790年代まで存続することがわかっているが、型式変化の詳細はまだ未検討である。円頭形の墓碑C形式、二段頂形の墓碑D形式は1620～30年代にいつ

表1 九州の唐人墓碑の形式とその年代

形式・型式	A	B	C	D	E	F1	F2	F3	G1	G2
1611~20	2									
1621~30		2	4							
1631~40	1	3	2	1						
1641~50	2									
1651~60	3									
1661~70	1									
1671~80	4				1					
1681~90	3				1					
1691~1700					2					
1701~10										
1711~20		2								
1721~30	1	6	1							
1731~40		7	3							
1741~50	1	3	1			5	2			
1751~60		11	3				2	1	3	2
1761~70	1	27	3	1			2		1	1
1771~80	1	41	2	1			1		1	3
1781~90	2	26	3	8				1		
1791~1800	1	2	4	26			5			1
1801~10	3			28			11			5
1811~20	6			12			4	4		
1821~30	7			1				2		
1831~40	1									
1841~50	1									
1851~60	2									
1861~70										
1871~80										
1881~90		2		6						
1891~1900	1	2		13						

註14 前掲註2坂井2001論文

たん表れてその後伏流するが18世紀に再び盛行する。C形式は1720年代に再び現れ1790年代まで存続する。D形式はやや遅れて1760年代に現れ1790年代から1810年代まで盛行する。

新発見の墓碑型式 崇福寺にのみ存在する墓碑E形式は1670年代から90年代の4基のみに見られる17世紀の墓碑の新形式である。また今回の崇福寺調査で新たにF形式とG形式の墓碑が判明した。F形式は1740年代にはじまり、一定の型式変化を伴いながら1820年代まで存続する。G形式は、1750年代に出現し1800年代まで存続する。なお前回の科研費報告書で「その両側に墓耳の表現されたF形式」として記述した19世紀に主流になる形式については今回の調査では実測調査まで行えなかったので今後追加修正を期したい。

蓋石は17世紀の墓碑を代表するⅠ類の亀甲形がほとんどなくなり、基礎石の上に小型の切妻屋根形を置くⅡ類形式が大半になる。その省略形ともいえる基礎石の無い切妻屋根形蓋石のみのⅢ類と、墓碑の背後に長方形の基礎石のみを置くⅣ類があらわれる。

外周施設については17世紀の墓碑において石造の堅固なつくりのものが散見されたが、17世紀末から1740年ごろまではいったん消失し、1740年代から新たにU字型あるいはコ字型の外周施設があらたに出現する。しかし石造ではなく「天川」と呼ばれる中国漆喰のパネルを組み合わせたものである。現状では風化が著しく、上部が崩壊しているものが多いが、往時はかなり立体的な構築物であった(図14、写真11)。

第2期の唐人墓のこの時期における墓碑の特徴は、碑銘の年号に日本年号の使用がなくなることである。悟真寺においては1688年銘のⅠ地区87号墓が「貞享五年」銘の表記を用いたのが最新で、1760年の合葬墓であるA地区40号墓が「日本宝暦十年」銘を用いた一例以外、すべてが清国の年号をもちいるか、あるいは干支を用いて、日本年号は用いない。同様に崇福寺墓地でも、1679年の延宝7年号墓以後、特に1690年代以後は日本年号も中国年号も用いず、干支のみで没年を表示し、1710年代から「清」国号表記の使用、1720年代から中国年号(雍正某年等)の使用がはじまり、1730年代になると清年号の使用が大多数となって定着する。

墓碑型式として17世紀の墓碑と18世紀の墓碑は形式的に連続している。被葬者が当時唐人と呼ばれた中国人である点も同じであるが、年号表記が日本年号から清年号に代わる点に明確に表れているように、同じ中国人でも系譜的には断絶しており、前者は長崎に居住し住宅唐人として日本国籍になっ



写真11 崇福寺 E-8号墓

た唐人主体、後者は清国籍の外国人としてなくなった唐人の墓地である。国籍は相違しても出身地のアイデンティティが墓碑に表れたものと考えられる。

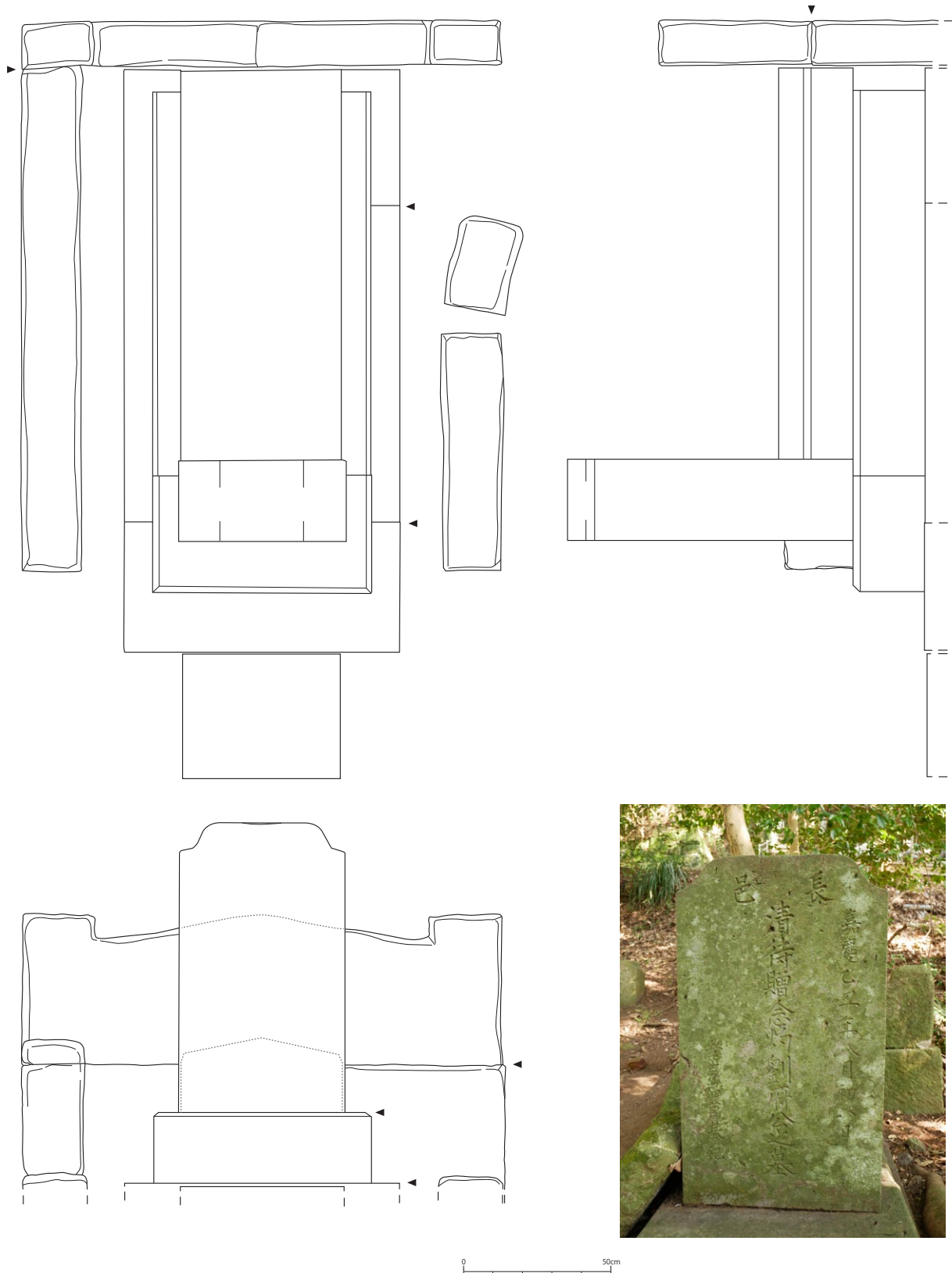


図14 崇福寺E-8号墓(20分の1)

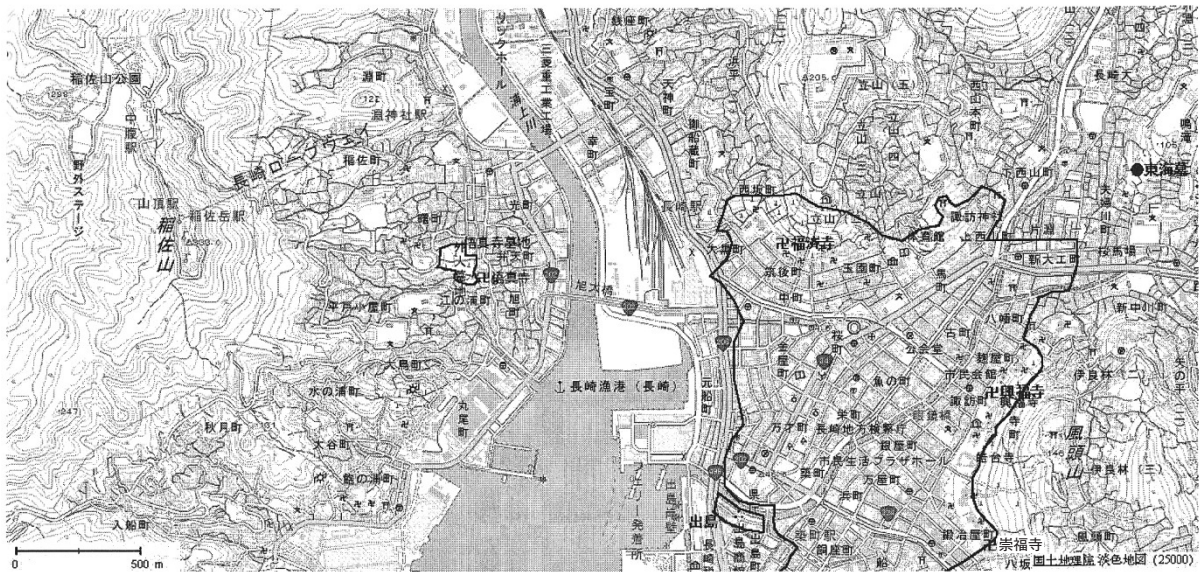
第4節 長崎県崇福寺境内の矢穴調査

浦井直幸

I. 調査の目的

1. 崇福寺について（第1図）

崇福寺は長崎県長崎市鍛冶屋町にある黄檗宗寺院である。市内の興福寺、福濟寺とともに「唐三か寺」と称され、別名福州寺という。寛永6年（1629）、唐僧超然により開基された。正保元年（1644）には赤門（第一峰門）が創建され、中国で製作した部材を崇福寺で組み立てたとされる。現在、大雄宝殿・第一峰門は国宝に、三門・媽祖堂門などが国重文に指定されている（角川書店1987）。



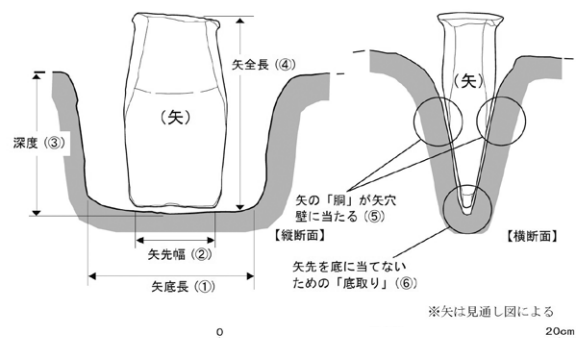
第1図 唐三か寺と崇福寺位置図（田中2014より。一部改変）

2. 調査の目的

大雄宝殿裏手の山腹には広範囲に墓地が形成されている。その中にいくつか華南様式の墓が建立されており、墓を構成する石材などに矢穴が認められるとの指摘があった。⁽¹⁾ 管見の限り、崇福寺境内の矢穴調査は行われていないことから、概要把握及び他所の唐人墓に残る矢穴との比較を目的に調査を実施した。

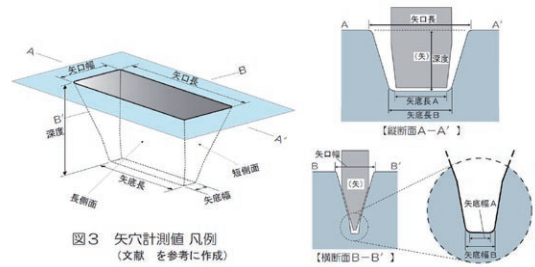
II. 矢穴について（第2・3図）

矢穴とは、採石場での石割及び普請地でのサイズ調整などの目的で石へ掘られた穴のことである。一般的に平面長形状、断面逆台形状を呈する。矢穴は複数設定されることが多く、それぞれに鉄矢を打ち込み、母材から石材を割り取る。城郭石材の採石手順は、まず石材へ矢口を設定するため目付線を付ける。そして、目付線に沿ってサキノミにより下取り線（点線状の浅い窪み）の掘削、敲打と続き数工程を経て制作したものと推定され



第2図 石割り技法再現での矢穴と矢（市川2010より）

ている。矢を挿入した際は、矢の先が矢底にあらず、矢が矢穴壁に挟まれ宙吊り状態であることを確認し、ゲンノウで敲打し矢穴壁に圧力をかけることでせり割る（市川2010）。このような技法は「矢穴技法」と呼称されている。一方、工具先端を矢穴底に食い込ませ石を押し広げて分割する手法も存在する。これを「矢割技術」と呼称し区別することが提唱されている（佐藤2019）。



第3図 矢穴計測値凡例（市川2010より）

Ⅲ. 調査の方法

崇福寺境内の華南様式の墓および第一峰門付近や山腹の各墓域の区画などの石垣に矢穴の残る石材がある。これらの石材はほとんど安山岩である。

調査は、割り工程まで至っていない矢穴、及び割っているが一方に矢穴底が残り、その横断面形状が推測可能な5石材の矢穴を対象とした。具体的には、普同堂側壁と馬蹄形部の築石、玉岡崑公大和尚塔西築石、第一峰門西石垣である。矢穴痕跡の平面・縦断・横断面の実測成果を基に、矢穴の分類を試みた。なお、三門から第一峰門に至る参道裏手の水道付近の石垣などに縦横断面実測可能な矢穴列をいくつか確認しているが、調査時間の都合により実測できていないものもある。

1. 矢穴の分類（第4図）

5石材に施された矢穴や矢穴列を平面図化し、矢穴痕が複数あるものについては情報量の多いものを取捨選択し、計5個の矢穴痕跡の横断面・縦断面の実測を行った。矢口長最小値6.0～最大値7.2cmまで、深度4.2cm～7.2cmまでである。ほとんどの矢穴は矢口長6cm～8cm、深度4～6cmに収まるが、深度7cmを超えるものも一部ある。基本的にはすべて小型でありこれらをA類とする。

分類	A 1 類	A 2 類
矢口平面形		
矢穴縦断面		
矢穴横断面		

0 (1/8) 40 cm

第4図 崇福寺の矢穴分類模式図

A類（第5～9図）

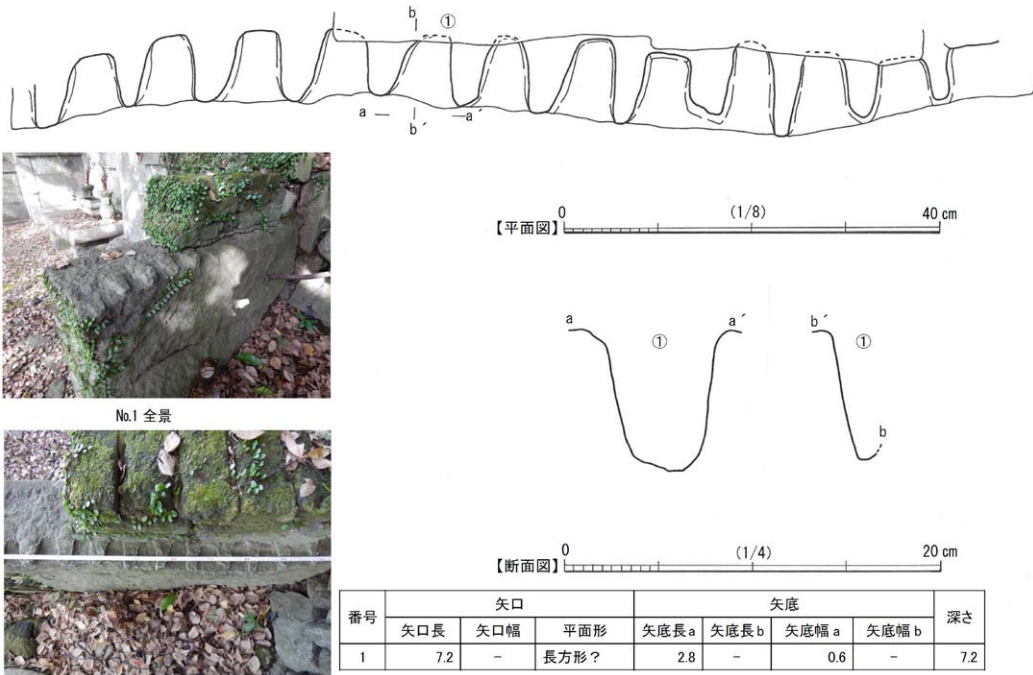
矢口平面形は長方形を呈す。矢口長6～7.2cm、深度4.2～7.2cmを測る。矢口から矢底にかけての形状は、長側面の一方は緩やかに弧を描き、一方は直線的に仕上げているものがある。矢底との境は比較的明瞭である。縦断面は逆台形、矢底幅は1cmに満たないものが多く、横断面は「V」字型を呈す。A類は深度からA1類、A2類に細分する。

A1類：深度7.2cmを測る。普同堂左側壁の角柱石材に見られる。A2類と同じく、全長の短いクサビ形の矢の使用が想定される。

A2類：深度4～6cmを測る。A2類は普同堂上部の馬蹄形石積み築石、玉岡崑公大和尚塔西石垣、第一峰門西石垣に見られる。全長の短いクサビ形の矢の使用が想定される。第6図①の矢穴は長側辺の片方は直線的に仕上げられ、反対側はふくらみがあり、矢底との境が不明瞭である。矢穴を掘削した人物は矢印方向からノミを敲打したためふくらみが生じたものと思われる。

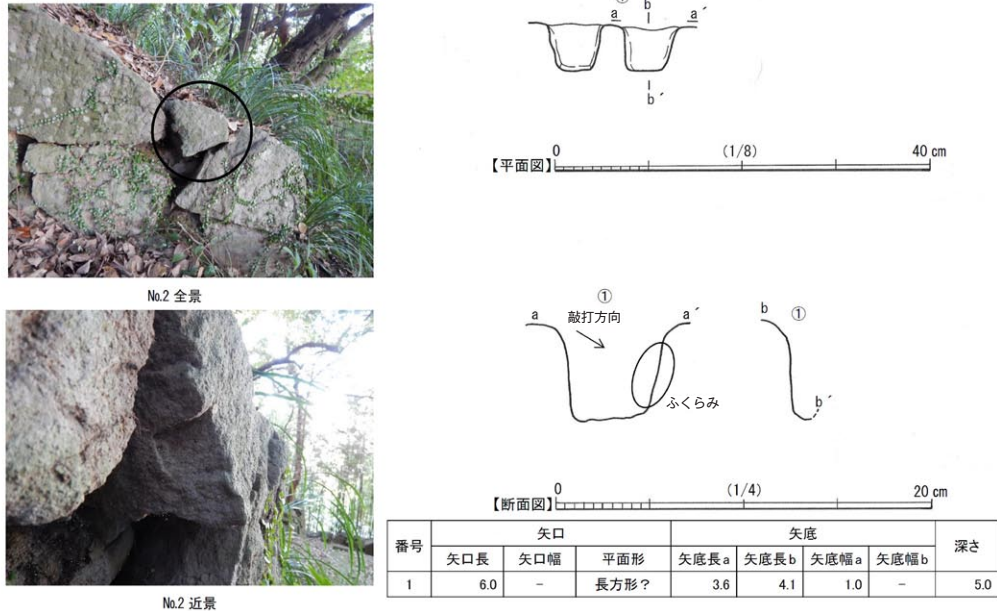
矢穴はA1とA2に細分したが極端な差異は認められないため使用された矢は同一と思われる。A

No.1 普同堂左側壁



第5図 矢穴A1類

No.2 普同堂上部馬蹄形石積み築石



第6図 矢穴A2類

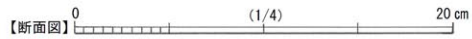
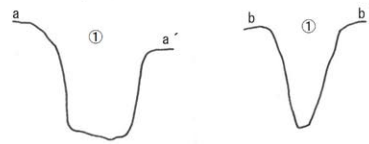
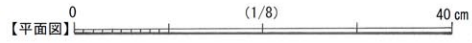
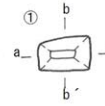
No.3 玉岡巖公大和尚塔西石垣



No.3 全景



No.3 近景



番号	矢口			矢底				深さ
	矢口長	矢口幅	平面形	矢底長 a	矢底長 b	矢底幅 a	矢底幅 b	
1	6.5	3.7	長方形	3.0	-	0.6	-	5.5

第7図 矢穴A2類

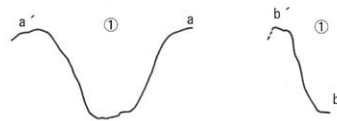
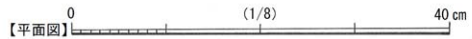
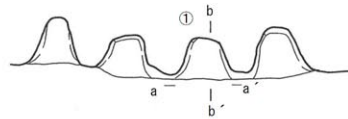
No.4 第一峰門西石垣①



No.4 全景

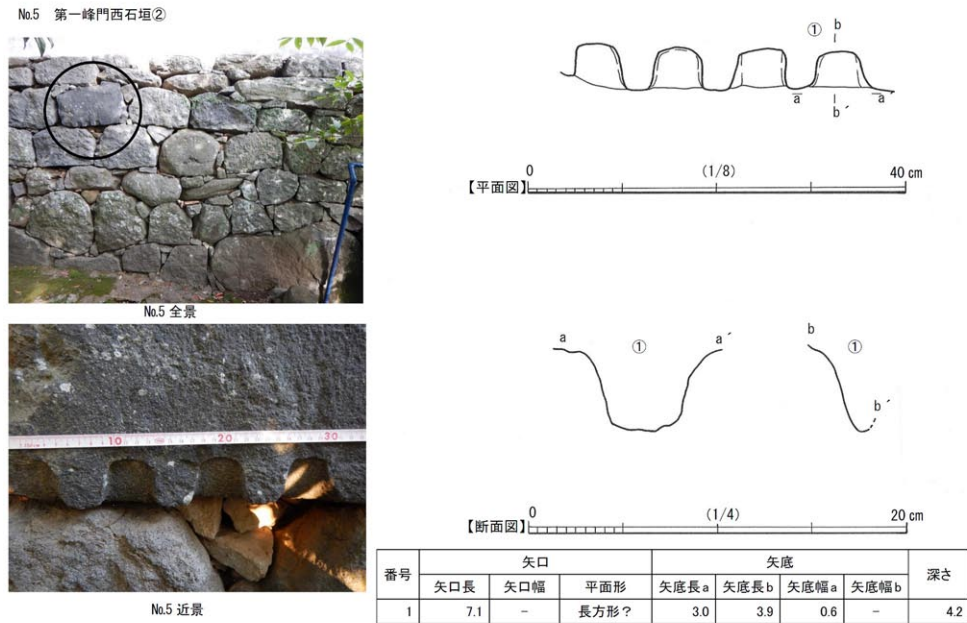


No.4 近景



番号	矢口			矢底				深さ
	矢口長	矢口幅	平面形	矢底長 a	矢底長 b	矢底幅 a	矢底幅 b	
1	6.5	-	長方形?	2.4	-	0.8	-	4.7

第8図 矢穴A2類



第9図 矢穴A2類

1の矢穴深度が深い理由は、石のより深いところで矢を効かせるためと解される。よって、A1深度から類推すると使用されたA類の矢の全長は、7.2cmを超える8cm以上であると推測する。

2. 矢穴の年代

今回調査した矢穴は建立年のわかる墓や門などの付近に残されている。第一峰門は正保元年(1644)、玉岡崑公大和尚塔は元禄6年(1693)、普同堂と第一峰門は元禄8年(1695)の建立である。後世の修復に伴うものの可能性もあるが、クサビ形状の小さな矢に対応したこれらの小型矢穴は、17世紀中頃～末の所産であることを確認しておく。

Ⅲ. 華南様式の墓に見られる矢穴

1. 類例

華南様式の墓は熊本県においても確認されており、近年部材に矢穴が残ることが報告されている。墓に関する詳細は各報告に譲り、ここでは矢穴を中心に取り上げる。

郭濱沂墓(肥後四官墓)

熊本県玉名市伊倉北方鍛冶屋町に所在する。郭濱沂は福建省出身で、元和5年(1619)銘のある墓の側壁に矢穴が残されている。矢穴は側壁左右の角柱石材にあり、右側壁の矢穴は長辺4cm、短辺3cm、深さ3cmを測る。左側壁の矢穴は長辺4cm、短辺2.5cm、深さ2.5cm。特徴は後述する林均吾墓も同じとされ、玉名地域で用いられる凝灰岩や安山岩と異なり、硬質の砂岩質石材が用いられ、中国からの搬入物とは断定できないものの、「少なくとも中国福建の石工技術によって作られた墓であることは確実」ともされている(田中2014)。

林均吾墓

同市天水町に所在する。元和7年(1621)の建立。林均吾は朱印船貿易家で福建省漳州付近の出身とされる。矢穴は側壁の角柱石材に残されている。右側壁の矢穴は長側辺平均4.5cm前後、最大幅平均5cm前後、深度は平均7cm。左側壁の矢穴は長側辺平均3.7cm前後、最大幅平均5cm前後、深度は平均5.8cmと報告されている(荒木2014)。

徐休泉墓

長崎県長崎市悟真寺境内に所在する。寛永15年（1638）銘のある浙江省出身の徐休泉の墓碑基部に小型の矢穴が残る（田中2017）。矢穴の大きさは長側辺4cm、図上から深さ3.8cm程度と思われる。



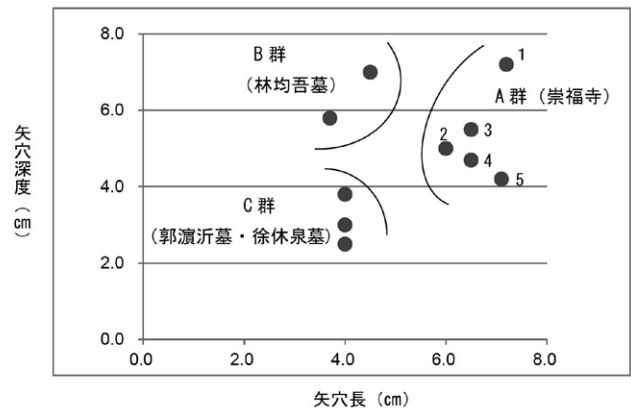
写真1 徐休泉墓基部の矢穴

2. 矢穴の特徴

第10図は崇福寺と他所の華南様式の墓などの矢穴の矢口長・深度のグラフである。矢口長最小値3.8～最大値7.2cmまで、深度2.5～7.2cmまでである。崇福寺の矢穴群(A群)、林均吾(B群)、郭瀆沂墓・徐休泉(C群)のおよそ3群に分かれる。A群とB群を比較したとき、矢口長はA群の方が広いが深度は近似値を示す。矢口長は矢の大きさに対して自由度があるため、深度が同じ点を重視すると、全長はほぼ同じ矢を使用したものと考えられる。数値上では全長8cm以上の矢と推測する。B群の横断面形状を実測していないため全形の比較はできないが、B群も崇福寺と同じくクサビ形タイプの矢を使用したものと思われる。一方、C群についてはA・B群に比べ深度が浅く、A・B群よりも全長の短い小型の矢を使用している。よって、華南様式の墓には少なくとも2種類の矢が使用されたことになる。B・C群は共に17世紀前半の墓に穿たれており、この時期に少なくとも2種類の矢が存在したことは間違いない。

郭瀆沂墓や林均吾墓の矢穴形状について田中氏は、日本国内の城郭や石造物に見られるタイプとは異なり、「佐藤亜聖氏の研究を参考にするならば、中国福建省泉州周辺に類似の矢穴痕跡を見出すことができる」とする（田中2014）。B・C群の矢穴技法はその源流を華南地方に辿れそうである。それではB・C群より一回り形状の大きいA群は華南地方の影響を受けているのだろうか。全て中国材を用いて製作されたという17世紀中頃の第一峰門や17世紀末の唐人墓である普同堂側壁への使用からその可能性は高いと思われるが、日本国内の石造物や城郭石垣に使用される矢穴技法との関連も考慮する必要があり、この点は今後の検討課題とする。

華南様式の墓に見られる矢穴は側壁の角柱石材に残されるという共通点がある。これは角柱石材の採石に矢穴技法を用いることで割り損じのない確実な採石を意図したためと思われる。崇福寺普同堂の長さ1.4mの側壁には、およそ10cmに1個の割合で合計13個の矢穴を穿つなど入念な配慮が見て取れる。



第10図 矢穴法量差 (矢口長×深度) (ドット番号=第5～9図資料番号)

おわりに

以下に本稿の要旨を述べまとめとする。

- 崇福寺境内の矢穴を1型式2類に分類する。ただし、使用された矢は同じと考える。
- 崇福寺では角柱石材の採石を確実にを行うため、石垣石材の矢穴より一回り大きいものを数多く穿

つ工夫が見られた。矢は変化することなく、目的に合わせて矢穴を変化させている。

- 玉名市や長崎市悟真寺に残る17世紀前半の華南様式の墓石などに用いられた矢穴は2種類あり、使われた矢が異なる。

本稿では華南様式の矢穴と城郭石垣に見られる日本の矢穴技法との関係については触れられなかった。今後の課題としたい。

註

- (1) 別府大学田中裕介教授ご教示。

参考文献

- 荒木隆宏2014「林均吾墓」『キリシタン墓と中国人墓地にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』
- 市川浩文2010「近世城郭石垣における石割技術-肥前名護屋城跡の矢穴調査-」『先史学・考古学論及V（甲元真之先生
退任記念論集）』 龍田考古会
- 角川書店1987『角川日本大辞典長崎県』 42
- 佐藤重聖2012「[石材加工技術の交流]『寧波と宋風石造文化』
- 佐藤重聖2019「中世採石・加工技術の諸相」『中世石工の考古学』 高志書院
- 田中裕介2014「熊本県玉名市の唐人墓」『キリシタン墓と中国人墓地にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』
- 田中裕介2017「長崎市悟真寺の唐人墓」『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』

第3章 鎖国期の外国人墓地の調査

問題の所在 前回の科研費調査^{註1}において筆者は長崎市稲佐悟真寺墓地の中に所在するオランダ人墓地を中心に、幕末期のロシア人墓地と国際墓地の調査を行ったが、その中で、幕末に設定された外国人居留地住民の国際墓地の墓碑形式が、江戸幕府による慣習法の影響を受けない欧米様式の石碑であることに気が付き、墓地もまた「治外法権」の状況の中にあることを指摘した。ところが横浜や長崎の居留地墓地以前あるいは、以外に設けられた下田や長崎の外国人墓地では、墓碑の形式は欧米様式の墓碑ではなく、日本の仏教形式に由来するものか、あるいは幕府によって設定された外国人様式の墓地であると考えられた。つまり幕府の法理が及ぶところでは外国人であっても江戸幕府によって認められた墓碑の形式が使用されるわけである。これに対して外国人居留地という幕府の法が及ばず、外国人のキリスト教信仰が条約によって認められた場所においては、外国人は自由な埋葬が可能となっている。それゆえ墓碑もキリスト教的であり欧米風である。そして明治政府がキリスト教を容認し、明治憲法において宗教の自由が規定されることでようやく、江戸時代以来のキリスト教禁止の法理に基づく墓碑への制約はなくなり、墓碑の選択は宗教上社会習慣上の問題となるのである。

一方以上のようなキリシタン禁制の法理に基づく墓碑が成立する過程が歴史的に生じたはずだと考える。江戸時代以前の戦国期から江戸時代初頭には、日本人も外国人も埋葬に自らの信仰に基づいて埋葬を行うことが当然であり、日本人を埋葬したキリシタン墓碑や、外国人のキリスト教による埋葬の記録が残されている。江戸初期までのキリシタンや外国人にとって自由に埋葬できた時代から、江戸幕府のキリシタン禁制の法理が浸透し、キリスト教的埋葬が禁じられ、墓碑が仏教的日本式墓碑に代わっていく過程を、今日国内に残されている外国人の石造墓碑を考古学的に整理研究することで、追求できるのではないかと考えた。そのうちキリシタンの墓碑と日本に渡来した中国人の墓地についてはすでにふれたので、本章では外国人墓地を検討する。

対象とする墓地 以上の問題を検討できる資料として考えられる墓地は、16世紀から17世紀まで日本国内に作られた外国人の墓地ないし個々の埋葬である。日本に渡来した順番でいけばポルトガル人、スペイン人、オランダ人、イギリス人となるが、各カトリック宣教師会に所属して日本で布教活動をおこなったヨーロッパ人はさらに多岐にわたる。そのうち宣教師の残した各種の書簡・報告などと、オランダやイギリスの商館長の残した日誌など様々な文献資料から埋葬と墓地の様子が知られている。しかし現実に遺跡あるいは現存する墓碑は極めて限られている。実際に鎖国期の外国人墓地として知られるのは神奈川県横須賀市の三浦按針墓碑と長崎のオランダ人墓地と静岡県掛川市のヘンミー墓しかない。そこで17世紀前半の文献資料から知られるオランダ人墓地とイギリス人墓地の様相を交えて検討する。

第1節 研究史とこれまでの調査

江戸時代の外国人の墓碑など実物資料とくに墓碑を扱った研究はほとんどなく、文献資料を用いた墓地あるいは埋葬研究のなかで紹介される程度であって、考古学的研究は皆無といえる。文献資料と

註1 田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』（科研費基盤研究C報告書）別府大学

墓碑の碑文を解読する墓地研究としては、江戸初期から20世紀に至るオランダ人の墓地研究をおこなった宮永孝氏の研究^{註2}が知られている。

宮永氏は江戸時代から幕末明治のオランダ人の事績研究の一環としてその墓地を調査し、とくに銘文を紹介した。氏は平戸と長崎のオランダ人墓地の研究をおこない、オランダ人墓地について①1609(慶長14)年から1641(寛永18)年の平戸商館時代の前半は平戸に墓地があり、後半の1620年代からは「会社の島」と言われた横島に墓地があったこと。②長崎の出島に商館が移された1641(寛永18)年から1654(承応3)年までは、オランダ人がキリスト教徒であることを理由に陸上ででの埋葬が認められず、オランダ人の死者は沖に出て遺体を海上に投棄する水葬が行われたこと。③1654年に願が聞き届けられて幕府によって長崎郊外の稲佐の寺院浄土宗悟真寺の墓地への埋葬が許可され、以後幕末まで出島のオランダ人の墓地として利用されるようになること。④オランダ人の商館日誌等に見える出島時代のオランダ人および関係者の死者が600名を超えるにもかかわらず、現在の悟真寺オランダ人墓地には墓碑は41基しかなく、しかも銘文からわかる被葬者は1778(安永7)年以後にかぎられ、それまでの死者の埋葬は簡単なものであったことを指摘している。あわせて掛川に所在するヘンミー墓についても言及し、オランダ人墓地研究の先駆をなした。

個別の墓地についての研究やそこに触れた文章は多いし、それについては以下の報告の中で触れていくことにして、鎖国時代の外国人墓について比較的包括的に研究したのはこの宮永氏の研究につく。

第2節 神奈川県横須賀市三浦按針夫妻墓所

1) はじめに

まず初めに、なぜウイリアム・アダムスの埋葬と三浦按針墓を問題にするのか、述べておこう。ウイリアム・アダムス^{註3}(1564～1620)は1600(慶長5)年豊後臼杵に漂着したオランダ船リーフデ号の航海士として日本の足跡をしるし、その後イギリス人として徳川家康の外交顧問としてはたらき、オランダ商館とイギリス商館の日本招聘に功績があり、家康の家臣として浦賀に近い相模国三浦郡逸見に200石あまりの領地をえた。のちの旗本格に当たる待遇であり、「三浦」姓はその領地の所在地に由来する。アダムスはそこから日本では三浦按針を名乗り、逸見には日本人の妻と二人の間に生まれた、のちの二代目三浦按針となったジョセフと娘スザンヌのふたりの子供をすまわせた。1613(慶長18)年に平戸にイギリス商館が開設されてからは、イギリス商館の一員としても働き、彼自身も2度朱印状をえて東南アジア貿易に参画している^{註4}。元和6(1620)年4月24日平戸で病を得てなくなっている。埋葬地はイギリス商館が整備したイギリス人墓地であったと考えられている。

なお二代目三浦按針は逸見の領地を継承し、寛永元(1624)年から12(1635)年まで朱印船貿易家とし

註2 宮永孝1989「日本におけるオランダ人墓」『社会労働研究』35-2 P89-218 法政大学社会学部学会 この論文は宮永孝1992『幕末維新オランダ異聞』第3章日本に眠るオランダ人 p141～242 日本経済評論社に採録されているが、前著には日本におけるオランダ人の埋葬の一覧表が付されており便利である。

註3 ウイリアム・アダムスの伝記的記述については、岡田章雄1944『三浦按針』創元社(1984『岡田章雄著作集』V 同朋社に採録された)が、現在でも最も優れている。

註4 岩生成一1958『朱印船貿易史の研究』p184 弘文堂

て数度シャムないしカンボジアに貿易船を派遣している^{註5}。二代目按針は1635(寛永12)年の鎖国令後、領地逸見に戻り幕府の直臣として仕えた。かれをもって子孫は絶えたらしい。

ところで現在、神奈川県横須賀市逸見には「安針塚」と呼ばれる三浦按針夫妻の墓碑が存在する。実際の埋葬地が平戸であることは早くから知られていた^{註6}が、彼の知行地であった逸見をみおろす高台に建てられた彼の墓碑は日本式の宝篋印塔の形式である。なぜイギリス人であることが当時から明らかかな外国人にこの墓碑形式が用いられたのか。その疑問を考えるために当時の墓碑であることをまず確認するため調査を行った。

調査経過

2018(平成30)年5月2日(水)～3日(木) 参加者 田中、川本真由美氏(横須賀市教育委員会)

2日水曜曇り。神奈川県横浜市経由で横須賀市逸見に行き、午前中は逸見の三浦按針ゆかりの場所である鹿嶋神社と浄土寺を訪れた。特にアダムの屋敷があったと伝承される鹿嶋神社周辺を歩き回った。13:00現地横須賀市教委川本真由美さんと合流し、実測道具をお借りし、午後から三浦按針墓所の調査に移り、夫妻の石塔二基実測調査を始める。銘文を読んでいると按針の妻の没年は寛永14(1637)年と刻まれており、発見された明治時代以来言われてきた寛永11(1634)年と異なること判明した。3日木曜夜中雨、朝上がる。実測と写真撮影を終了し三浦按針墓所調査をおえる。15:00 横須賀市立図書館に移動し、按針墓に関する地元の文献調査をおこなう。

2) 墓所の発見と調査研究の経緯

ウィリアム・アダムの事蹟は別にして彼の死と埋葬については、アダムの家系が2代目按針を以って途絶えて以後も、江戸日本橋の按針町の住民によって記憶され供養が続けられていたようで、逸見の按針塚に奉献された一対の石灯籠にそれぞれ「江戸日本橋按針町」「寛政十歳戊午二月」(1798年)と刻まれている。岡田章雄『三浦按針』P275によれば、寛永年間以来毎年江戸按針町の町民が白米三斗をこの塚に供えて法事をおこない、元治元(1864)年からは米を金に換えて寄進したと伝えている^{註7}。三浦家が途絶えて以後も、かつて江戸屋敷のあった日本橋按針町の人々には逸見に三浦按針の墓所があることは知られていたのである。しかし三浦按針がイギリス人ウィリアム・アダムスであることは忘れられ、唐人あるいは朝鮮人であると伝承されていた。このように按針塚が三浦按針の墓であることは記憶されていたが、三浦按針がウィリアム・アダムスであったことは忘れられていった。いっぽう嘉永6(1853)年に幕府によって編纂された『通航一覽』巻252イギリス国部1では、三浦按針は本名は記載されていないがイギリス人であること、外交顧問として働いたこと、墓が逸見にあり按針町の町人によって供養されていることが記されているので、当時の一定の学者たちには三浦按針の事績をかなり正確に知っていたのである。

明治時代の研究 ところで幕末の安政五か国条約に基づいて1859(安政6)年に横浜が開港され外国人居留地が設定されると、多くの外国人が渡来居住するようになる。なかでも日本に渡来した外国人で最も多かったのはイギリス人である。そのなかの一人である貿易商のジェームス・ウォルター스가、

註5 岩生成一1958『朱印船貿易史の研究』p184 弘文堂

註6 ルートウィヒ・リース(箭内亘訳)1902「キリアム・アダムスと逸見に於ける彼の墳墓」『史学雑誌』13-6、p38～62 日本に近代史学を伝えたルートウィヒ・リースによる1902年の独語論文によって指摘され、それをきっかけの平戸におけるアダムズの埋葬地の探求(加藤三吾1917『三浦の按針』)が行われるようになる。明治の日本の西洋史学研究の草創期に東西交渉史研究が活発となる経緯については、土肥恒之2012『西洋史学の先駆者たち』p13 中央公論社を参照。

註7 ただし岡田『三浦按針』著作集版p275では石灯籠の銘文の読みが「寛政十歳戊(午)年三月」と間違っている。

アダムスに関心をもち、安針塚を探し当て、アダムズ夫妻の墓所であるとして写真とともに週刊誌「ザ・ファー・イースト」に発表したのは1872(明治5)年6月であった^{註8}。

この「発見」によってウィリアム・アダムスとその妻の墓がかつてのアダムスの領地であった逸見に残されていることが判明した。その後横浜居留地のイギリス人によって注目され、ウォルタースらによって1874(明治7)年、1888(明治21)年、さらに1906(明治39)年の三度にわたり墓所の保守改修工事が行われている。

このようにウィリアム・アダムス＝三浦按針の墓は横須賀逸見の安針塚という考えがイギリス人を中心に広がりつつあるとき、一石を投じたのが、当時東京帝国大学文科大学に歴史学の教授として招聘されていたドイツ人ルートウィヒ・リースである。リースはドイツ生まれの「近代歴史学」を日本に移植した功労者であり、彼の教え子から白鳥庫吉、村上直次郎、幸田成友、村川堅固、坂口昂などその後の日本の歴史学の草創をかざる多くの人材を育てた。そのリースが1900(明治33)年横浜で開かれたドイツ東亜学会で講演を行い、その内容が1902(明治35)年ドイツ語で同学会の機関誌に発表され、さらに同年「キリアム・アダムスと逸見に於ける彼の墳墓」と訳されて『史学雑誌』13-6号に掲載された。そのなかでリースはアダムスの遺産目録やイギリス商館日誌などの欧文史料をもとに、アダムスがなくなった場所は平戸で、埋葬地も平戸であることを断定し、逸見の安針塚は彼の妻子、領民、江戸の朋友によって建立されたものと推定した。

この研究はそれまで安針塚が実際のアダムズの埋葬地と考えていたイギリス人に大きな衝撃をあたえ、1906(明治39)年の改修に先立って1905(明治38)年在日イギリス大使サー・クロード・マクドナルド、最初の報告者ウォルタースや神奈川県知事も加わって安針塚の発掘がおこなわれ、その結果安針塚にはアダムスの遺体が埋葬された形跡は全くないことが判明した^{註9}。これによって安針塚は、アダムスの埋葬地ではなく墓碑のみが建てられたことになり、リースが考えたように実際のアダムスの埋葬は平戸で行われた公算が強まり、その年の12月にはマクドナルド夫妻は平戸に赴いて、アダムスの墓地の探索を行っている^{註10}。しかし平戸では当時のイギリス人墓地はおろかイギリス商館の位置さへわからなくなっており、アダムスの埋葬地を現況で推定する手掛かりは得られなかった。

こうしてアダムスの埋葬地が平戸であることが文献史料から強く支持されるようになると、逸見の安針塚の評価は、実際の埋葬を伴わない墓碑あるいは供養塔と理解され、アダムスゆかりの町人によって1798(寛政10)年に立てられたという説があらわれ、最近でも宮永孝氏はこれを支持している^{註11}。しかしアダムス平戸埋葬説を強く支持した岡田章雄氏は、リース同様安針塚の墓碑を第二代三浦按針によって建てられた両親の墓碑＝供養碑と推定している^{註12}。

このようにしてアダムスの埋葬の問題は、彼がなくなった平戸のどこにどのように埋葬されたのか

註8 岡田章雄1966「明治の三浦按針」『白杵史談』58 白杵史談会(1984年岡田章雄著作集Vに収録)

註9 なおこの調査を報じた『時事新報』の記事によれば、当時東京帝国大学理学部人類学教室教授坪井正五郎と人類学教室員であった柴田常恵が発掘に立ち会っている。

鈴木かほる2019「三浦按針の「鬢髪出土」の誤報に対する指摘—明治三八年『時事新報』の発掘調査報告より—」『海事史研究』76、日本海事史学会

註10 なお平戸におけるアダムスの埋葬地やその事績の研究は加藤三吾にひきつがれたが、埋葬地を特定することはできなかった。

加藤三吾1908「平戸に於ける英国商館の遺跡並にウィリアム・アダムスの埋骨地」『史学雑誌』19-3・10 史学会、同1917「三浦の按針」明誠館書店

註11 宮永孝1997「ウィリアム・アダムズの埋葬地は平戸か」『社会労働研究』43-1 法政大学社会学部学会

註12 岡田1944『三浦按針』著作集p275

という問題と、横須賀市逸見の安針塚がいつどのような経緯で作られたのかという二つの問題に収斂する。歴史的に興味深い人物ではあるが、一個人の埋葬と供養という歴史学的にはきわめて些末で周辺的問題と一見思われるかもしれないが、アダムスの埋葬と墓碑の問題は江戸時代初期の「鎖国」政策が確立する以前と以後の外国人にたいする幕府の政策と、江戸社会が日本の内と外を区別する過程で外国人がどう扱われるようになるのかという、そのご200年以上続く江戸時代社会の基本的性格の成立にかかわる重要な歴史的变化と地理的区別の成立を、墓地あるいは墓碑という資料をつかって追えることのできる貴重な資料であると考えられる。

3) 三浦按針夫妻墓所

安針塚と呼ばれてきた三浦按針夫妻の墓碑は、神奈川県横須賀市西逸見町3丁目に所在する塚山公園の一角、最高所の頂上に位置する。逸見を含む横須賀の街を見下ろせるだけでなく、遠く横浜から東京の方向まで見通すことができる。ここから現在逸見と呼ばれる地域には大きく二筋の谷が東に下り横須賀港におりることになり、東逸見の谷には、按針ゆかりの浄土寺と鹿嶋神社がある。鹿嶋神社

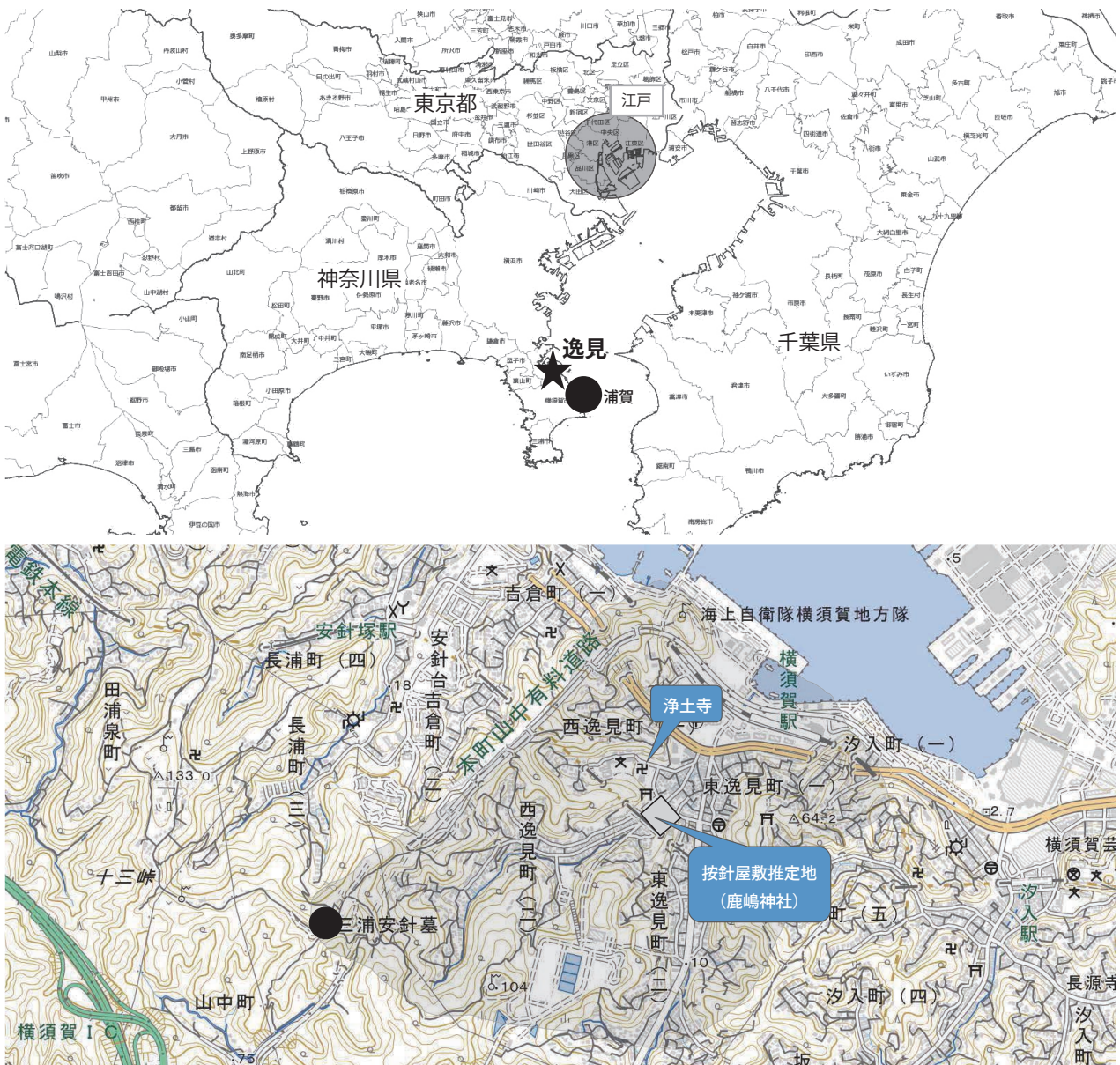


図1 安針塚の位置と逸見

はかつて鹿嶋明神として海岸に近い位置にあったという。そして現在の鹿嶋神社の境内を含む一帯が按針の屋敷跡と伝えられている。墓碑の方向はまさにこの逸見の谷の方向を向いている。三浦按針は家康時代に220石と伝える逸見村の地を与えられた。家康が貿易港として整備しようとした浦賀に近く、江戸にも船ですぐに、東海道を江戸に向かう際にも立寄りやすい場所であった(図1)。

この領地をアダムスが家康から与えられた正確な年代は不明であるが、この屋敷には日本人の妻とジョセフとスザンナという二人の子女と妻の母や兄弟が住んでいたことが知られている。1620(元和6)年にアダムスが死んだのちも、息子ジョセフが二代目三浦按針として逸見を受け継ぎ、彼は徳川家の家臣であると同時に、その後も1635(寛永12)年に最後の朱印状をえた貿易家でもあった。1635(寛永12)年の鎖国令によって海外渡航が禁止されるに伴っ



写真1 安針塚

て、逸見に戻ったようで、鹿嶋明神の棟札に「奉建立鹿嶋御宝前 大檀那三浦按針敬白云々 寛永十三年丙子曆八月廿日」と記してあったという。1636年のことであるから朱印船貿易の本拠である長崎から逸見に引き上げて領地の振興に力を尽くしたとすれば年代はよく符合する^{註13}。

墓所(写真1)は現在四方を方形の鉄柵に囲まれ、正面に一か所観音開きに開閉ができるようになっている。同じ頂上には1914(大正3)年に立てられた修築を記念する安針塚碑が立っている。鉄柵の内部には高さ1m程度幅3m奥行2mほどの長方形の石組みの基壇とそこに正面からのぼる六段の階段が1ヶ所作られている。この基壇の下階段の両脇に一对の石灯籠がある。そこには「江戸日本橋按針町」「寛政十歳戊午二月」の銘があることはすでに述べた。基壇の上には、中央に水鉢がおかれその両側に向かって右の大型の宝篋印塔が三浦按針本人の墓碑、向かって左側の小ぶりの宝篋印塔が按針の妻の墓碑とされている。基壇はすでに、ジェームス・ウォルターズによる1872(明治5)年の三浦按針墓所の「発見」時に撮影された写真^{註14}にも石灯籠とともに写っており、明治以前おそらく1798(寛政10)年の献灯時の整備の可能性が高い。なおその写真には中央の水鉢は写っていない。

墓碑とされる石塔の形式はともに宝篋印塔である。この石塔が三浦按針の墓碑とされたのは、ウォルターズの「発見」時に地元の逸見を中心にこの石塔二基が按針夫妻の墓碑と伝承されていたことが最も大きい。ウォルターズを墓所に案内した浄土寺の僧侶は墓碑の戒名を知っていたので、男性戒名をもつ大きな宝篋印塔を夫である三浦按針、女性戒名をもつ小さな宝篋印塔を按針の妻と教えたものと考えられる。たび重なる明治以後の墓所の補修によって墓碑自体の補修も行われてらしいが、現状では補修の痕跡を見出すことはできないので、実測した図にもとづいて記述する。

註13 三浦按針の屋敷地や2代目按針の事績などは以下の文献がくわしい。

鈴木かほる2010『徳川家康のスペイン外交—向井将監と三浦按針—』新人物往来社

註14 ジョン・ブラックが横浜で発行していた英字紙「The Far East」3-1 1872年6月1日号に載せる写真(岡田1966論文と岡田1984著作集Vに転載されている)

按針の墓碑(図2右・写真2) 向かって右側になる宝篋印塔である。基壇、基礎、塔身、笠、相輪の5石を組み合わせたもので、相輪の宝珠上端が欠けている、残存総高は206cm、基壇の正面幅は61cm。石材は逸見で入手が容易な在地産の凝灰岩ではないかと川本氏の教示を得た。基壇には上部に単弁一葉の反花と方形の二面の掘り窪めを四面に施す。基礎には上部の基壇と同じ単弁一葉の反花の刻み、側面の四方に方形の掘り窪めを施し、その正面一面に墓碑名を刻む。塔身にも四方に方形の掘り窪めを施す。笠には路盤はなく、下三段上五段の段をなし正面上三段目のみ中央に段のとぎれがある。隅飾りには渦巻きはなく竹岡俊樹氏が「角形」と呼んだ刻み目が大きく下部が箱形をなす形態である^{註15}。相輪の伏鉢は無紋で直線的であり、九輪は断面の丸い九段に作り筒状にのび、その上下の八弁+間弁八葉の請花は立体的である。

基礎正面の掘り窪めに陰刻された銘文は3行認められるが、風化損壊が激しくほとんど読み取れない。わずかに右行は「元和〇〇四月十四日」と読み取れたのみである。

按針妻の墓碑(図2右・写真3)向かって左側になる宝篋印塔である。按針墓碑と同じく基壇、基礎、塔身、笠、相輪の5石を組み合わせたもので、相輪の宝珠上端が欠けている、総高はおおよそ185cm、基壇の正面幅は49cmとなり按針の墓碑より一回り小さな宝篋印塔となっている。石材是按針墓碑と異なり伊豆産の安山岩ではないかと川本氏の教示を得た。基壇には上部に単弁一葉の反花を四面に施す。基礎には上部の基壇と同じ単弁一葉の反花を四面に、方形の掘り窪めは背面を除く三面に施し、その正面一面に墓碑名を刻む。塔身にも基礎と同じく三面のみに方形の掘り窪めを施す。笠には路盤はなく、下三段上五段の段をなし、隅飾りには渦巻きはなく「角形」の形態である。相輪の伏鉢には単弁4葉+間弁4葉の上下に伸びた反花が施され、九輪は断面を丸く四段にやや上部にすぼまるように作り、その上下の請花は九弁で二重につくる。宝珠は先端が太い形態である。

基礎正面の掘り窪めに陰刻された銘文は3行認められるが、風化損壊が激しいがおおよそ読み取れる。右行は「寛永十四天」、中央行は「海華王院妙満比丘尼位」、比丘までは一行に、尼と位は丘の両脇に並べる、左行は上部に「丁丑」その下に「七月十六日」と読み取れたが、『丑』は読めないこともないという程度である。

墓碑の被葬者 按針墓碑が誰の墓碑として建てられたのか。もちろんそれは三浦按針に違いないが、それを証拠立てるものは浄土寺の江戸時代以来の伝承しかない。按針の戒名は1872(明治5)年の段階で「寿量満院現瑞居士」と伝えられていた。今回の調査で、墓碑の銘文にこの戒名が記されていないかと観察したが、判読できなかった。しかし右行の「元和〇〇四月十四日」は判読できたので、通常墓碑の書式に従うと、被葬者の没年を記したものと見える。ウィリアム・アダムスの死没年はイギリス商館長リチャード・コックスの1620年12月13日及び14日付平戸発イギリス東インド会社あて書簡の一説「また、我々よりもずっと以前から長く日本にいた我々の良い友人のキャプテン・ウィリアム・アダムズが、去る五月十六日にこの世を去り、しかもウィリアム・イートン君と私自身とを彼の遺産管理人として、彼の財産の半分をイギリスにいる彼の妻と子供に、また他の半分を彼が日本で儲けたひとりの息子とひとりの娘とに与えました。」^{註16}とある。この書簡が伝えるアダムスの没年月日の1620年5月16日はグレゴリウス暦換算では、元和六年四月十四日に当たるが、複雑なのは当時カトリック諸国と対立していたイギリスは1582年に改暦したグレゴリオ暦ではなく、依然としてユリウス

註15 竹岡俊樹2006「接触による文化変容の型式学的モデルの作成」『古代文化』58-I p19 古代学協会

註16 東京大学史料編纂所編1981『日本関係海外史料 イギリス商館長日記 訳文編付録(上) p105 東京大学

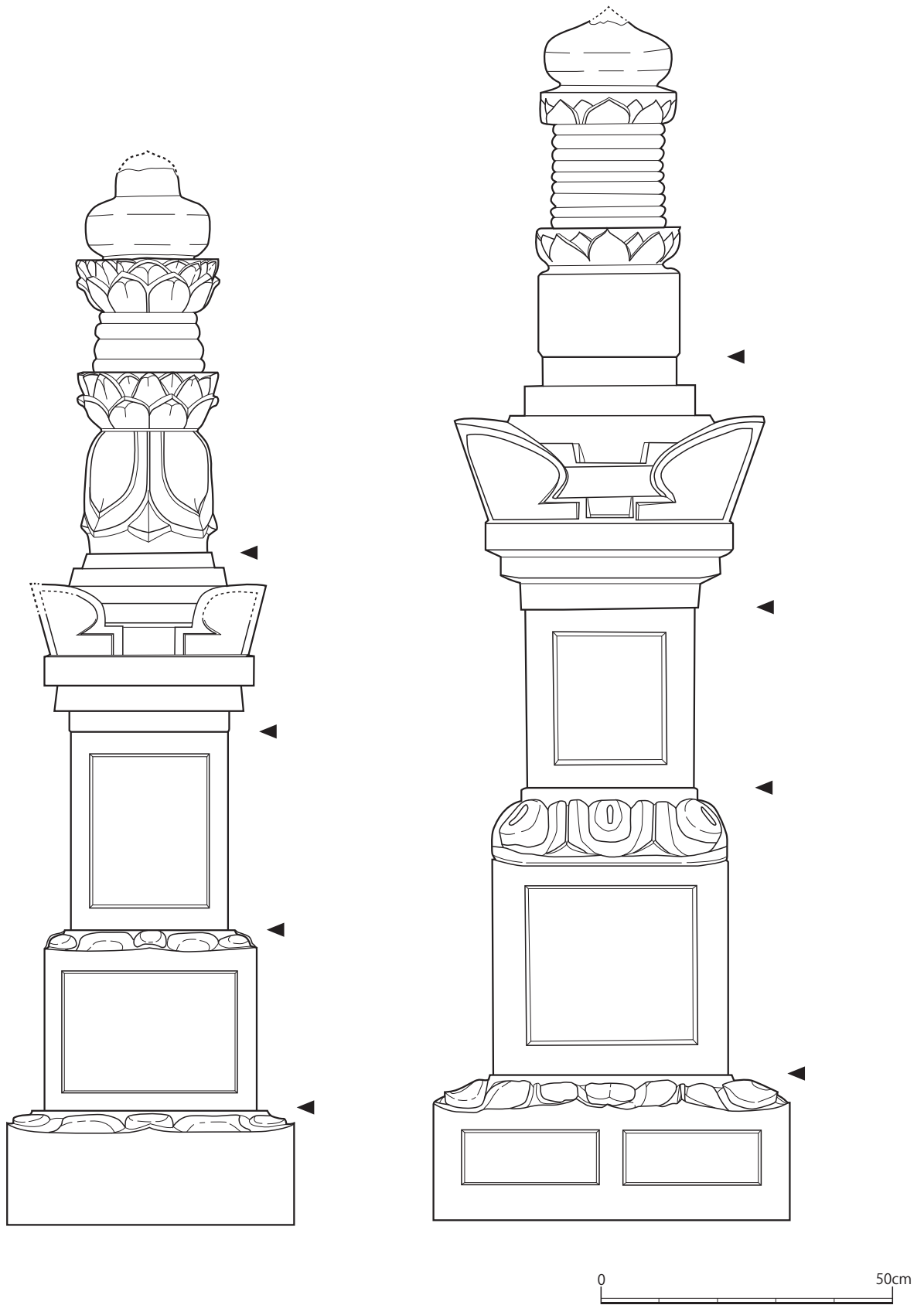


図2 三浦按針夫妻墓碑（10分の1）



写真2 三浦按針墓碑



写真3 三浦按針妻墓碑

暦を使用していたことである。ユリウス暦5月16日は、グレゴリオ暦では5月26日であり、そこから日本暦の元和六年四月二十四日という日付に換算されるのだが、当時の記録で元和六年四月二十四日死すとする史料はない。もしイギリス人の話したあるいは記録した1620年5月16日をカトリックのグレゴリウス暦を用いることに慣れていた人が受け取れば、その日を元和六年四月十四日と換算することはありうると考えられる。すると私たちが現地で読んだ「元和〇〇四月十四日」という銘文はあながちアダムスの死亡月日として間違いではないのである^{註17}。いずれにしてもこの宝篋印塔はアダムス＝三浦按針の墓碑であることは碑文から言えると考えられる。

小型の宝篋印塔の墓碑名は中央行に「海華王院妙満比丘尼位」と読めるので、明治初年まで浄土寺に伝えられた按針の妻の戒名と一致するところから、三浦按針の日本人妻の墓碑であることが確認できた。ところが没年と考えられる年号は「寛永十四天丁丑七月十六日」と読んだ。しかしこれまでこの文字は「寛永十一年七月十六日」と読まれてきた。この読みは1872(明治5)年のウォルタースの発見時からそう読まれ、それが踏襲されてきたものである。今回私たちは年号の「一」は「四」に読めること、左行の上につく干支が寛永11年に相当する「甲戌」ではなく寛永14年に相当する「丁丑」とよめる。とくに「丁」ははっきりしているので、年号は寛永14年であると確信した。ウォルタースの発見いらい150年になろうとするが、訂正すべきであると考え。したがって按針の妻の没年は1637(寛永14)年となる^{註18}。

墓碑の製作年代 二基の宝篋印塔については、アダムスの埋葬地が平戸であることを指摘したリース以来、死後すぐに建てられたものではなく1798(安政10)年に供養塔として後世に立てられたという説と、二代目三浦按針ジョセフによって同時代に建てられたという説がある^{註19}。この問題は二基の宝篋印塔の型式を特定し製作年代を明らかにするという考古学的方法で解決することが現在では可能である。近世初期の関東の宝篋印塔の考古学的研究は竹岡俊樹氏の2001年と2006年の論文のよって大綱^{註20}が示され、現在はその分類編年の追加修正と解釈を巡って研究が進んでいる^{註21}。竹岡によれば近世初頭の南関東の宝篋印塔は中世以来の「鎌倉系」の伝統に、関西の「高野山系」の宝篋印塔が導入されて、「高野山・鎌倉折衷型」が生じ、その中から試行錯誤の上、江戸系の宝篋印塔の原型となる「元和型」が登場し、そのご装飾過多な「寛永型」が生まれるという、宝篋印塔の融合と変化を型式学的にとらえた。

三浦按針墓碑をどの型式に当たるか検討すると、相輪が鎌倉系で笠以下基壇まで高野山系の「元和型」に近いが、基壇の四方に二面の掘り窪めを残すという鎌倉系の要素をのこす点と九輪の輪が九段である点で「高野山・鎌倉折衷型」に当たると考えられる。竹岡はその年代を1617～20年前後としたが、本間は「高野山・鎌倉折衷型」を江戸系B類と呼び変え、寛永初年の1625年銘の永井寺宝篋印塔まで

註17 もちろん私たちの読みが間違っている可能性も保存状態の悪さから考えられる。

註18 リース1902論文の最末尾P26に「外にアダムスの墓碑と相並びて一基の墓碑の在するを見る。是れアダムスの死に後ること十七年にして死したるその妻のために有志者の建てたるものなり。」(強調：田中)とあり、リースは妻の死がアダムス死後17年、つまり1637年であったと知っていたふしがある。

註19 宮永1997論文は1798年説、リース1902論文、岡田1944本と鈴木2010本が同時代説である。

註20 竹岡俊樹2001「考古学は文化を語るかー近世宝篋印塔の型式学的分析をとおしてー」『古代文化』53-1 p13～25 古代学協会、竹岡2006註15論文。

註21 本間岳人2017「江戸における十七世紀初頭の砂岩製宝篋印塔について」『立正史学』121 p63～95 立正大学史学会、本間2018「江戸周辺における大名石塔墓の初期展開」『第10回大名墓研究会～近世大名墓研究の到達点～』p163～180 大名墓研究会

を含めている。したがってこの型式はほぼ1617～25年ごろに製作されたと考えられる。このように三浦按針墓碑は宝篋印塔の型式から見る限り、アダムスがなくなった1620(元和6)年以後、1625年ごろまでの、死後間もない時期に製作建立されたと考えられる。

三浦按針の妻の墓碑として建てられた宝篋印塔を検討する。相輪の伏鉢に反花があり、請花の花弁が二重になり、九輪も4段で、寛永型の影響が明瞭であるが、笠以下は元和型そのものであり、竹岡のいう「元和・寛永折衷型」にあたる。本間の分類では江戸系D類に当たるだろう。竹岡によれば九輪4段は寛永12(1635)年銘の宝篋印塔からあらわれ、花卉の二重化も寛永13(1636)年銘の例からという。1640年代になると笠の隅飾りに渦巻きが、相輪と笠の間に請花が付加されるのが一般的になるので、按針妻の宝篋印塔の製作年代はほぼ1630年代後半から40年代初頭に限定される。銘文からみた按針の妻の死没年は寛永14年1637年7月であるから、妻の墓碑も彼女の死後まもなく2・3年のうちに建立されたものと考えられる。

以上の二基の宝篋印塔の年代を検討すると、紀年銘死没年代にほぼ合致するという結果になる。石材の違いも墓碑が十数年の時間をおいて建てられたためと考えられる。1798(安政10)年のような後世に供養塔として建てたものではなく、死後まもなく墓碑としてたてられた当時のものと考えられる。また墓碑に選択された高さ200センチを超える宝篋印塔は江戸の大名および旗本身分に用いられた形式に当たるもの^{註22}で、本間2017論文で紹介されている1610年代の銘文をもつ500石どりや、300石どりの旗本の宝篋印塔より按針塔は大きなものである。220石の知行としてはかなり大きめに作られており、幕臣としての按針の地位は石高以上のものであったと推定される。

墓碑の建立者 さて以上のようにそれぞれの墓碑が按針およびその妻の死没年から数年以内に立てられたとすると、この墓碑を立てたのは誰だろう。死後すぐに建てられているところから見て、すでに多くの研究^{註23}があるようにアダムズの死後、かれの領地を安堵されその地位を継承したのは二代目三浦按針となった息子ジョセフである。かれは寛永元年(1624年)、寛永9(1632)年、同11(1634)年、同11(1635)に朱印状を得ている^{註24}。渡航先はすべてシャムあるいはカンボジアである。1630年代に老中奉書を得た7人の貿易家の一人で、5人が京都大阪の大商人、一人が長崎代官であるのに対し、二代目按針は江戸に拠点をもち、しかも旗本でもあるという特殊な地位にあり、大商人という噂さえ立たぬ人物である。アダムズの死の翌年イギリス商館長の江戸参勤の際にアダムズの遺品の刀を手渡されたジョセフは、父が平戸で亡くなりそこで埋葬された経緯をその遺産の相続とともに聞いたはずであり、三浦按針の墓碑を逸見の地に立てたのは当時存命のアダムズの妻も含めて二代目三浦按針ジョセフを中心とした三浦家の人々であったに違いない。1635(寛永12)年の最終的な鎖国令によって貿易家としての活動を停止したのちジョセフは旗本として江戸にもどり、日本橋の屋敷と知行である逸見の地を経営する徳川家家臣としての生活に専念することになったと推定され、その痕跡が逸見の鹿島神社の寛永13(1636)年8月24日の再建であり、その翌年寛永14(1637)年7月に亡くなった母であるアダムズの妻を葬って墓碑を按針の墓碑と並べるように建てたものと考えられる。

註22 本間岳人2017「江戸における十七世紀初頭の砂岩製宝篋印塔について」『立正史学』121 p63～95 立正大学史学会

註23 菅沼清風1892『大日本商業史』、川島元次郎1921『朱印船貿易史』以来、按針の息子ジョセフが朱印船貿易家として海外貿易に従ったことは知られており、逸見安針塚の墓碑も彼の作ったものと推測されてきた。

註24 岩生成一1958『朱印船貿易史の研究』p184表7 弘文堂

4) ウィリアム・アダムスの埋葬と三浦按針の墓碑

ウィリアム・アダムスはイギリス人である。しかし家康の外交顧問として知行をうけ江戸に屋敷をもち日本人の妻をめとり、後継者たる男子(ジョセフ)を持った時点で、本人の自覚とは関係なく幕府からは日本国籍の旗本として扱われることになる。当時はまだキリスト教は容認されていたし、アダムス自身も仏教に帰依したわけでもなく、カトリックとは距離をおいて、宗教と無関係に生きることができた。しかも幕臣であると同時に1613(慶長18)からはイギリス商館にやとわれ、1614(慶長19)年や1617(元和3)年には、朱印状をえて海外貿易をおこなっている。家康の家臣でありながら、このような行動がとれたのは、彼がイギリス人ということもあるが、彼の知行が息子のジョセフに安堵されていることが1616(元和2)年には確認できる^{註25}ので、家督をゆずって隠居という形で自由に動いたことも考えられる。1612(慶長17)年以来幕府はキリシタン禁制を強めていたが、アダムスは宗教的な人物ではなかったからか、彼の信仰が問題になった記録はない。しかしイギリス商館日記などの史料を見ると、幕府特に幕閣はイギリス人もオランダ人もカトリックではないがキリスト教徒であることは知っており、貿易の実利を勘案して布教さへしなければ大目に見る態度をとっているため、アダムスもまた旗本でありながら、熱心なキリスト教徒でもないが仏教の檀家になるわけでもない態度は、イギリス人ということ許されていたと推定される。

平戸における死と埋葬 英暦1620年5月16日に平戸で没したアダムスには葬式の記録は残っていないが、どのように埋葬されたかは推測することができる。埋葬場所についてはつとにリースがイギリス商館が造成した墓地であることをリチャード・コックスのイギリス商館日記によって指摘し^{註26}、イギリス商館が平戸に開設されていた1613(慶長18)年から1623(元和9)年までの死者13人の埋葬記録を集成した宮永孝氏の研究^{註27}では、その墓地は「キリスト教徒の墓地」「われらが普通の墓地」と呼ばれ、アダムスを含めて埋葬者が10人に達した1621(元和7)年から墓地を13間四方の石垣と瓦葺の塀と門をもつ立派な施設に改造していることが指摘された。この墓地が平戸のどこに存在したのか現在でも探索が続いている^{註28}が、今だ正確な場所は確定していない。今後の調査の進展を見守りたい。

ウィリアム・アダムスの葬儀 アダムスの死から7か月後になくなり同じ墓地に葬られた英船ジェイムズ・ロイヤル号の事務長助手ジョン・ウィルキンの埋葬記録があり^{註29}、それによると1620年12月6日(元和6年11月23日)の埋葬は、墓地まで船長及び司令官同道のもと、「説教師the precharの(パトリック・)コーブランド君が、埋葬の際読まれた(聖書の)章の中から話題をとって説教をおこなった。」とあり、イギリス商館の墓地ではイギリス人の死者に対しイギリス国教会式の葬式が行われている。おそらくアダムスに対しても同じ扱いが行われたに違いない。当然ながら仏教寺院の関与はないと推定される。このように平戸におけるウィリアム・アダムスの埋葬と葬儀はイギリス商館によってイギリス国教会の説教師によってキリスト教式に行われたと考えられる。

三浦按針の葬儀 ウィリアム・アダムスこと三浦按針の死の知らせはすぐに逸見の妻のもとへ伝わったに違いない。なぜなら妻の兄弟などの親族が、アダムス宛に交付されていた朱印状を使って買

註25 東京大学史料編纂所編1979『日本関係海外史料 イギリス商館長日記 訳文編之上』p514 1616年9月26日条 東京大学

註26 リース1902註6 論文

註27 宮永1997註11論文

註28 2017年以来平戸市教育委員会によって発掘調査が行われている。

註29 東京大学史料編纂所編1980『日本関係海外史料 イギリス商館長日記 訳文編之下』p526 1620年12月6日条 東京大学

易を行うために平戸に1621(元和6)年の1月にやってきて、商館長コックスと訴訟沙汰になっているので^{註30}、江戸にはアダムスの死は速やかに伝わったと考えられるからである。その後コックスの江戸参府の際江戸日本橋の按針邸で、按針の遺児ジョセフとスザンナに遺品の刀二振りをコックスが届けたのは英歴1621年12月29日(元和7年11月27日)であった^{註31}。墓碑の建立はこの前後から遅くとも1625年までの間であったことは、墓碑に用いられた宝篋印塔の型式から見て确实であろう。彼の息子ジョセフが2代目三浦按針としてすでに旗本の地位を徳川秀忠から安堵されている立場からすれば、父初代三浦按針に対して菩提寺となる逸見の浄土寺から戒名をうけて仏式で葬儀が行われたものと推定される。その意味は平戸でのキリスト教徒としての死を取り消し、あるいは上塗りすることで幕臣として死後に仏教徒になったということを示すためといえよう。墓碑の選択も生前のかれの格式と地位に従って、江戸の旗本以上の墓碑として使われたものと同じ形式の宝篋印塔が選択されている。按針の妻=二代目按針の母の墓碑も、夫の墓碑に準じた宝篋印塔が選ばれている。初代按針を徳川家の旗本として仏教式に供養する道を、彼の妻と二代目按針は選び、三浦家が旗本として仕える意思を示したといえる。

付録 平戸イギリス人墓地についての史料

ウィリアム・アダムスが葬られた平戸のイギリス商館墓地については、すでに1902(明治35)年のリースの論文や、宮永1997論文でも紹介されているが、ここでは『日本関係海外資料 イギリス商館長日記 訳文編上・下・付録上』(1979・1980・1981)東京大学史料編纂所編 東京大学出版会に翻訳された1615~22年の記事(1619年1月~1620年11月までの記事を欠く。)の中からこの墓地と埋葬に関する記事をまとめて、参考に供したい。

・1615年10月12日(ユリウス暦)(元和元年8月30日)(上p165)

「昨日私は書き留めるのを忘れたが、本船の船員たちがトマス・ヒースを彼等が先日彼の仲間のトマス・ディヴィースを埋めた場所に埋葬しに行くと、彼らは、数人の悪人どもが既に棺を掘り上げて、経帷衣と彼の肌着を盗み、そして裸にむかれた死体を地上に残して去ったことを知った。まったく酷い仕業である。そこで彼等は、今度は棺を海中に沈めた。」

註 このころの墓地の場所は決まっているようだが容易に荒らされる環境にあり、未だ未整備と考えられる。次善の策として水葬が行われている。

・1617年8月17日日曜日(元和3年7月26日)(下p65)

「ユウエン・レイクと名乗るアドヴァイス号(英船・田中註)乗組員のひとりが今日死んだので、彼は棺に収められ、彼のところに運ばれた黒色のベイ羅紗の棺衣(すなわち棺覆い)を被せて、キリスト教徒の墓地the Christian burial placeへと運ばれた。」

註 「キリスト教の墓地」の初見。

・1620年5月16日(元和6年4月24日)(付録下p105)

1620年10月23日付平戸発エドモント・セイヤー宛 リチャード・コックス書状

「我々よりずっと以前から長く日本にいた我々の良い友人キャプテン・ウィリアム・アダムスが、

註30 註27史料、p564~580

註31 註27史料、p909

去る五月十六日にこの世を去り、しかもウィリアム・イートン君と私自身とを彼の遺産管理人として、彼の財産の半分をイギリスにいる彼の妻と子供に、また他の半分を彼が日本で儲けたひとりの息子とひとりの娘とに与えました。」

註 アダムスの死去した日付と遺産相続の方針がわかる。

・1620年12月6日(元和6年11月23日)(下 p 526)

ジェイムズ・ロイヤル号(英船平戸河内浦に停泊中一田中註)の事務長助手ジョン・ウイルキン君は、長い間消耗病を患っていたが、昨晚この世を去って、今日我々の通常の埋葬地our ordinary burial placeに埋められた。キャプテン・プリング(ロイヤル号船長一田中註)、キャプテン・(ロバート・)アダムス(防衛戦隊司令官・英船ムーン号船長一田中註)及び多くの他の人々が遺骸に付き添って墓地へ行った。また説教師の(パトリック・)コーブランド君が、埋葬のさい読まれた聖書の章の中から話題をとって説教を行った。」

註 葬儀の様子がわかる史料 コーブランドはロイヤル号などの艦隊付きの説教師か。

・1621年2月9日(元和6年閏12月28日)(下 p 601)

「さらにその上に私は大工頭タイアモン(太右衛門)殿に埋葬地に石壁を造るための材木代金と労賃との内金として300匁、すなわち30タイを支払った。」

註 墓地整備にかかる記事の初見。

・1621年2月22日(元和7年1月11日)(下 p 622)

「また我々は埋葬地を計測に赴いたが、13間四方が我々に与えられた。」

註 訳文割注では平戸藩作事奉行藤兵衛が同行したと推測している。これまでの墓地を測量したのか、別の場所を測量して与えられたのか不明。13間=23, 4 m。

・1621年2月26日(元和7年1月15日)(下 p 625)

「さらにまた我々は埋葬地のある現地の奉行藤兵衛殿との間で、その周囲13間四方に、丁銀800匁の金額で石壁を作ること、なおもそれ以上大きくなった場合は超過分を比率に応じて支払うよう契約し、それに就き私は私の署名した証文1通を彼に、また彼は別の証文1通を私に、それぞれ引き渡した。」

註 13間四方の面積の墓地を整備する工事契約を平戸藩の作事奉行と契約した。

・1621年2月27日(元和7年1月16日)(下 p 627)

「また私は埋葬地の作事奉行藤兵衛殿に丁銀500匁を支払ったが、これは昨日価格について契約された石垣を建造するための内金としてである。」

・1621年3月25日日曜日(元和7年2月13日)(下 p 653)

「我々は以下のこの材木を埋葬地用として大工頭太右衛門殿から受け取った。すなわち

丸木すなわち円材122本、1匁あたり2本の値で

カキすなわち角材62本、1本あたり1匁の値で

長さ1間の板110枚、1匁あたり5枚の値で

垂木170本、1匁あたり1本半の値で

扉用の大きな丸木4本、1本あたり8匁の値で

扉用の大きなカキ1本、3匁5分の値で

扉用の倍の幅のカキ1本、4匁の値で」

註 墓地には板扉と扉をそなえた門が予定されていることがわかる。

- ・ 1621年 3月26日(元和7年2月14日)(下 p 655)
「さらにまた我々は今日墓葬地での我々の作業のため大工24人と人夫58人を雇った。」
- ・ 1621年 3月27日(元和7年2月15日)(下 p 657)
欄外註に「墓地のために大工24人、人夫40人。」
- ・ 1621年 3月28日(元和7年2月16日)(下 p 657)
「また埋葬地のために大工30人、人夫34人を終日雇った。」
- ・ 1621年 3月29日(元和7年2月17日)(下 p 657)
「また埋葬地のために大工30人、人夫52人を終日雇った。」「埋葬地用の丸木38本が丁銀10匁当たり22本の値段で買い付けられ、総べて17匁2分5厘に達したが、これは日本人ジョンにより支払われた。」
- ・ 1621年 3月30日(元和7年2月18日)(下 p 658)
「また大工10人と人夫4人を埋葬地のために終日雇った。」
- ・ 1621年 3月31日(元和7年2月19日)(下 p 659)
「そして埋葬地のために大工7人、人夫4人を終日雇った。」
- ・ 1621年 4月1日(元和7年2月20日)(下 p 660)
「また埋葬地のために大工4人と人夫4人を終日雇った。」
- ・ 1621年 4月2日(元和7年2月21日)(下 p 661)
「それに大工12人と人夫21人を終日埋葬地のために雇った。」
- ・ 1621年 4月3日(元和7年2月22日)(下 p 662)
「そして大工2人と人夫4人を終日埋葬地のために雇った。」
- ・ 1621年 4月5日(元和7年2月24日)(下 p 664)
「我々は今日人夫4人を埋葬地で、同じく2人を商館で終日雇った。」
- ・ 1621年 4月6日(元和7年2月25日)(下 p 664)
「また人夫4人を終日埋葬地のために雇った。」
- ・ 1621年 4月7日(元和7年2月26日)(下 p 665)
「また人夫4人を終日埋葬地のために雇った。」
- ・ 1621年 4月8日(元和7年2月27日)(下 p 666)
「また人夫4人を埋葬地のために雇った。」
- ・ 1621年 4月9日(元和7年2月28日)(下 p 666)
「また大工11人と人夫43人を埋葬地のために終日雇った。」
- ・ 1621年 4月10日(元和7年2月29日)(下 p 667)
「また大工11人、人夫35人を埋葬地のために終日雇った。」
- ・ 1621年 4月17日(元和7年3月6日)(下 p 673)
「また大工4人と人夫31人を埋葬地のために終日雇った。」
- ・ 1621年 4月18日(元和7年3月7日)(下 p 675)
「また人夫34人を埋葬地のために終日雇った。また私は藤兵衛と埋葬地の周囲に造った石垣の代金を清算した。その仕事が今日終わったからである。私は
以前彼に500匁支配済みで ・ ・ ・ ・ ・ 500.0
そして今以前と同様丁銀で支払い ・ ・ ・ 428.0

またかれにただで丁銀1枚を与えた・・・43.0

石工代金総額銀・・・・・・・・・・971.0」

註 この記述から人夫は石垣築造に、大工は並行して板塀や門の部材の製作にあたり、この時点で墓地の周囲の石垣が竣工したものと考えられる。

・1621年4月19日(元和7年3月8日)(下p675)

「また埋葬地のために大工4人、人夫44人、及び瓦職人3人を終日雇った。」「また田平から埋葬地用の通常の瓦3000枚を受領した」。

註 この日から墓地の工事に瓦職人3名と瓦3000枚がもちこまれ、板塀や門に瓦葺工事が始まったものと考えられる。

・1621年4月20日(元和7年3月9日)(下p677)

「また瓦職人3人を半日と人夫36人を半日埋葬地のために雇った。」

・1621年4月21日(元和7年3月10日)(下p679)

「また人夫4人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年4月22日(元和7年3月11日)(下p679)

「また人夫34人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年4月23日(元和7年3月12日)(下p680)

「また瓦職人3人と人夫25人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年4月28日(元和7年3月17日)(下p684)

「また瓦職人4人と人夫23人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年4月29日(元和7年3月18日)(下p684)

「また瓦職人4人と人夫25人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年4月30日(元和7年3月19日)(下p685)

「また埋葬地のために瓦職人4人と人夫34人を半日雇った。」

・1621年5月1日(元和7年3月20日)(下p686)

「また瓦職人4人と人夫26人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年5月2日(元和7年3月21日)(下p687)

「但し葭編み人夫は半日、また左官1人、及び人夫23人を埋葬地のために終日雇った」

註 このあたりから塀あるいは門に練塀あるいは漆喰を施す工事に移っている。

・1621年5月3日(元和7年3月22日)(下p688)

「また埋葬地のために左官1人と人夫20人を終日雇った。」

・1621年5月4日(元和7年3月23日)(下p689)

「また左官2人と人夫31人を埋葬地のために終日雇った。」

・1621年5月5日(元和7年3月24日)(下p690)

「また左官1人と人夫15人を埋葬地のために終日雇った。」

註 以後、商館長日記には墓地の工事の記載はない。この日をもって墓地は竣工したと考えられる。

・1621年7月9日(元和7年6月1日)(下p746)

「今日、水夫の、ブリストル出身のジョン・ロウンがオランダ人ジョン・ピーターソン殺害の廉により、曩に名を記した12人の人々により宣告を受け、そしてエリザベス号の船上、桁端において絞首刑に処

せられた。」「彼はいとも従容として死に就いたが、彼が処刑される以前に、アーサー・ハッチ君によって(終油の)秘跡を受けた。」

註 ジョン・ロウンの埋葬地の記述はないが、ボールズグレイブ号のイギリス国教会の説教師アーサー・ハッチからキリスト教の儀式を受けていることが重要、ハッチは死や埋葬に関与するだけでなくイギリス商館の聖餐拝受式(1621.9.16)やイギリス人が平戸で日本人女性との間に儲けた子の洗礼(1621.7.6)も行っている。

・1621年10月18日(元和7年9月14日)(下 p 848)

「トマス・ハロッド君が今日、夜近く、彼が彼の遺言状を作成し終わったのちにこの世を去った。」

・1621年10月19日(元和7年9月15日)(下 p 848)

「またハロッド君は今日埋葬されたが、」

・1621年10月22日(元和7年9月18日)(下 p 851)

「私は以下の現金を受領した。

説教師アーサー・ハッチ君から埋葬地を造る費用として与えられた、15リアル4分の3、
すなわち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126匁」

註 ハロッドは英船ペーパーコーン号乗員、彼の葬儀は説教師アーサー・ハッチが行い、墓地に埋葬する費用をコックスが立て替えていたものと考えられる。

史料からわかること 以上のように、平戸のイギリス商館では以前よりきまった埋葬地をもっていたが、アダムスの埋葬された1620(元和6)年の翌年には、墓地を整備する必要性が生じ、13間四方の造成を平戸松浦家から許可され、その四周に石垣を施し、一門を設け、瓦ぶきの塗り壁を回していたと推定される。この墓地が以前と同じ場所を拡張整備したものなのか、あらたに別な場所に造られたのか日記の記載からだけではわからないが、墓地が完成した後に異なる地点から埋葬を新しい墓地に移すようなことがあればその記載があるはずであるから、以前からキリスト教の墓地とされていた埋葬地を区画して新たな墓地にそのまま整備したと考えたい。

またイギリス人墓地への埋葬は、平戸に寄港したイギリス船に同乗しているイギリス国教会の説教師によってキリスト教的に行われており、イギリス商館時代には、幕府や平戸藩によって禁止されている雰囲気はない。したがってアダムスの葬式も、イギリス国教会のキリスト教式でイギリス商館によって行われたと考えられる。

第4章 幕末明治期の外国人墓地の調査

第1節 外国人居留地の墓地

日本全国の幕末期から明治時代の外国人居留地には付属する墓地が存在した。北からあげると北海道函館市の函館外人墓地^{註1}、神奈川県横浜市横浜外国人墓地^{註2}、兵庫県神戸市立外国人墓地、長崎県長崎市の外国人墓地群である。また居留地ではないが、静岡県下田市玉泉寺墓地や、沖縄県那覇市外国人墓地も、その時代のものである。幕末から明治時代の初期にかけて条約国ではなかった清国に所属する中国人墓地は以上の外国人墓地とは別個に作られ、函館、横浜、京都、長崎に存在する。幕末の安政五か国条約に基づく各外国人居留地に付属する墓地を総称して「外人墓地」「外国人墓地」あるいは「国際墓地」と呼んでいる。そのほかにも居留地の置かれた新潟、江戸、大坂にも外国人墓が存在する可能性があるが、今回の調査では突き止められなかった。また那覇の外国人墓地までは調査が及ばなかった。

外国人墓地は宗教宗派別に墓域を設定する場合が多い。函館外人墓地は、プロテスタント墓地とカトリック墓地、ギリシャ正教のロシア人墓地に分かれ、中国人墓地も隣接する。横浜外国人墓地は厳密な宗派別ではなく、プロテスタントとカトリック、ギリシャ正教の埋葬は混在しているが、ロシア人墓地やユダヤ人墓地の集中する区画がみとめられる。神戸外国人墓地は宗教別の配置をとり、プロテスタント、カトリック、ギリシャ正教、ユダヤ教のみならずイスラム教・ヒンズー教・ゾロアスター教などの墓地も存在する。長崎の外国人墓地は悟真寺墓地では中国人墓地とギリシャ正教のロシア人墓地は墓域を異にするが、それ以外は大浦国際墓地同様にプロテスタントとカトリックが混在している、坂本国際墓地にはユダヤ人墓地が存在する。

墓地の保存状態は歴史的経緯によって異なっている。当初の埋葬の位置がそのまま保存されて、ある一定の時点で埋葬が停止し、そのままの形で保存されている墓地は、北から函館のプロテスタント墓地とロシア人墓地、下田玉泉寺墓地、長崎悟真寺のオランダ人墓地と国際墓地、大浦国際墓地である。なかでも大浦国際墓地は19世紀のある時点で埋葬が停止し、そのまま残されているため歴史的資料として極めて価値が高く、いっぽう横浜外国人墓地と長崎悟真寺ロシア人墓地は現在まで埋葬が継続し、そのご関東大震災や長崎原爆の影響を受けている。しかし横浜外国人墓地21・22区や、悟真寺ロシア人墓地L地区のように当初の墓地の景観がよく残っている場所も存在する。神戸外国人墓地は当初の位置から移転統合されたため、墓碑の価値は高いが、墓地の景観は当時のままではない。

以上の外国人墓地を調査して居留地時代の外国人墓碑の基本的な形式分類をおこない、変遷と特徴を考えるための基礎データを得るために実測調査と銘文読み取り調査を行ったが、墓碑データ実測や綿密な記録ができたのは下田玉泉寺墓地、長崎大浦国際墓地、函館外国人墓地のうちプロテスタント墓地とロシア人墓地にとどまった。横浜外国人墓地と神戸外国人墓地は予備的な調査に留まり、調査の途中から注目し始めたマカオのプロテスタント墓地の調査も予備調査にとどまっている。今後の課

註1 函館外人墓地は一つの墓地ではなく、プロテスタント墓地、ロシア人墓地、中国人墓地、現代プロテスタント墓地、カトリック墓地などからなる墓地群の総称であり、この中で19世紀後半の函館外国人居留地時代の墓碑が残されているプロテスタント墓地とロシア人墓地を調査対象とした。なお、「外人墓地」「外国人墓地」「国際墓地」という呼称は、当地の呼び方に従った。

註2 横浜外国人墓地は開設当初中国人も埋葬されていたが、そのご中国人墓地は独立して移転した。

題としたい。

なお以下の記述には幕末の攘夷運動による外国人殺傷の犠牲者の墓地が多くかかわっている。事件の具体的な概要については宮永孝氏の文献^{註3}を参照にした。

第2節 静岡県下田市玉泉寺墓地

静岡県下田市の下田湾に面して立地する曹洞宗瑞龍山玉泉寺^{ぎょくせんじ}は幕末の日本史に名を残す寺院である。ペリー提督が横浜において江戸幕府と締結した日米和親条約に基づいて来日したアメリカ総領事タウンゼント・ハリスが玉泉寺を総領事館として使用したことで知られている。そしてこの寺院境内には、1854(嘉永7)から58(安政5)年の日米・日露和親条約期に埋葬されたペリー艦隊ほかアメリカ人水兵とロシア人水兵の墓碑があり、アメリカ人水兵の墓地は国指定史跡玉泉寺に含まれている。アメリカ人墓地についてはすでに保存整備工事に伴う詳細な調査報告^{註4}があるので調査は確認に止め、ロシア人墓地を中心に写真撮影と実測調査を行った。日米修好通商条約により外国人墓地が設定され、墓地の管理が治外法権になる以前の外国人の墓碑をあり方が、史料をもとに具体的に知ることで、長崎のオランダ人墓碑と外国人墓碑の比較資料として、長崎のオランダ人墓地の理解する上でも参考になると考える。調査に当たっては玉泉寺住職村上史樹氏に大変ご便宜を図っていただいた。

調査経過 2018(平成30)年3月6日(火)~7日(水) 参加者 田中、山本哲也(伊豆の国市教育委員会)

3月6日(火)晴れ 下田玉泉寺にいきご住職に挨拶、午後から玉泉寺墓地アメリカ人墓地と、ロシア人墓地を調査。墓碑の計測と詳細観察をおこなう。7日(水)はれ あさ伊豆の国市教委山本哲也氏と合流、9:00~14:00 墓地調査 二人でアメリカ人の墓碑とロシア人墓碑の2基の実測調査をと写真撮影をおこなう。終了後、調査の成果を御住職に報告し、御教示をえる。

1) 瑞龍山玉泉寺(図1、写真1)

玉泉寺は1854(嘉永7)年締結の日米和親条約による下田港開港時に、ペリー艦隊乗組員の休息所と埋葬所になり、さらに同年末に寄港したロシア帝国プチャーチン艦隊の埋葬所に定められ、そのご1856(安政3)年には、アメリカ合衆国タウンゼント・ハリス総領事が下田に着任し、玉泉寺はアメリカ総領事館として1859(安政6)年まで使用された。こうして1850年代のアメリカ艦隊水兵と、ロシア艦隊水兵の墓が玉泉寺に残されることになった^{註5}。現在の外国人墓地は2カ所に分かれ、アメリカ人墓は本堂の北側丘陵上に、日本人墓地に接して5基の墓碑が並列してならび、ロシア人墓は本堂南の丘陵に向かう谷の奥に3基並立している^{註6}。

玉泉寺本堂の北側の谷の斜面に広がる境内墓地の一角から延びる小高い尾根の上を平たんに整えて一列5基の墓碑が並んでいる。そのうち1名は横浜元町の増徳院境内に葬られた遺体を、その後に締結された日米和親条約に基づいて玉泉寺に改葬されたものである。残る4名は、下田に寄港中あるいは

註3 宮永孝1996『幕末異人殺傷録』角川書店

註4 村上文樹ほか2011『国指定史跡 玉泉寺 ペリー艦隊乗員の墓地 保存整備報告書』曹洞宗瑞龍山玉泉寺

註5 村上文樹2008『開国史蹟 玉泉寺』玉泉寺ハリス記念館

註6 墓碑はたてられなかったが、もうひとりのロシア人水兵、フィリップ・ユーディンが、1858(安政6)年7月に埋葬されている。

註5 文献 p80



図1.下田と玉泉寺の外国人墓地



写真1 玉泉寺

は航海中なくなり直接玉泉寺墓地に葬られたものである。なくなった順にペリー艦隊のフリゲート艦ミシシッピ号乗組として来日し1854年3月6日(嘉永7年2月6日)に横浜で没し、その後改葬されたアメリカ海兵隊員ロバート・ウィリアムズ、同じく1854年5月5日(嘉永7年4月9日)下田に寄港中のペリー艦隊のポーハタン号で事故死した乗組員G・W・パリッシュから、1858年7月31日(安政5年6月21日)没の海兵隊員アレキサンダー・ズーナンまで5名のアメリカ海軍の死者が葬られている。ロシア人墓地には1854年12月23日(安政元年11月4日)の安政の東海大地震津波によるロシア軍艦ディアナ号沈没の際になくなったディアナ号水兵アレクセイ・ソボレフを初めとする4名の埋葬が行われ、現在3基の墓碑が残されている。

2) 玉泉寺の外国人墓地

墓地の現状と墓碑の並び(図2) 墓地はアメリカ人墓地とロシア人墓地で場所を異にし、アメリカ人墓地は玉泉寺本堂の北側を取り巻く境内墓地の中央尾根上の目立つ位置に、5基の墓碑が並んでいる。現在は覆い屋が設けられて保護されている。ロシア人墓地は本堂の南側、現在の玉泉寺のハリス記念館の横道を登っていく谷の奥に孤立して設けられている。現在3基の墓碑が並び、その隅にもう一人の被葬者の構成の記念碑が立っている。おなじ寺院の境内にありながらアメリカ人墓地とロシア人墓地は立地が対照的である^{註7}。

なお2010(平成22)年度に行われた墓地の地下調査では、明治以後に行われた敷石の発見とその下から地山にほりこんだ、報告書では墓壇の可能性が高いとされた第1～3号遺構が、墓石①～③に対応

註7 注4文献と田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』p107-111 別府大学文学部

S=1:200

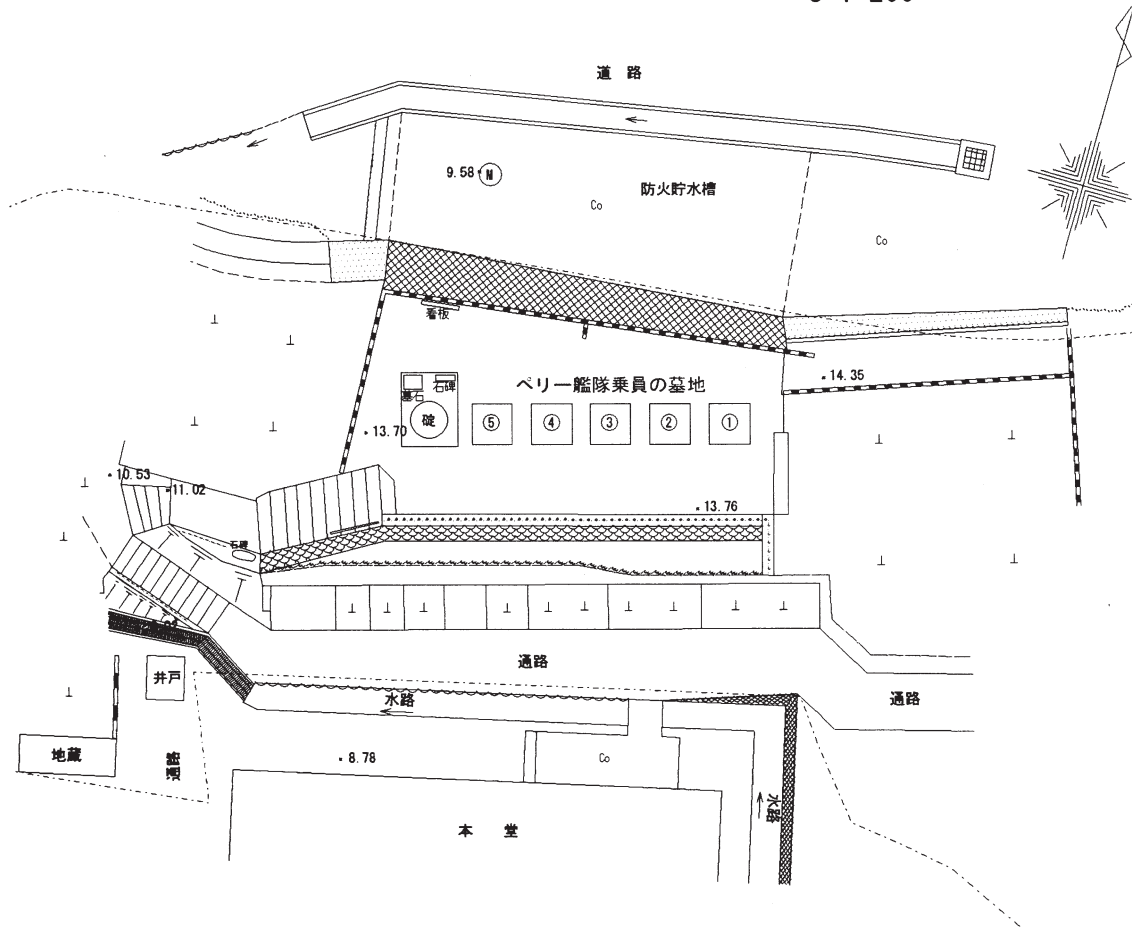


図2 玉泉寺アメリカ人墓地配置 (註4文献p38より)

するように部分的であるが検出されている^{註8}。この遺構が墓壙だとすれば、墓壙は尾根に対して直交し、ほぼ南北向きに側面を並行する形で埋葬されたものと考えられ、4基目の墓碑が建てられた段階での幕末期の写真(1855(安政2)年～58(安政5)年の間に撮影)にも現在の位置と矛盾しない墓碑が写っているので墓碑の位置自体は変わっていないと推定される^{註9}。ただ墓碑の向きが現状と変わらず本堂のほうを向いていたかは、必ずしもはっきりしない。ペリー艦隊が下田を去る以前に描かれたアメリカ人墓地の絵には墓石②と③が正面を重ねて縦並びになるように描かれている^{註10}。その絵が正しいとすれば、墓碑は当初玉泉寺の本堂ではなく下田湾の方向を向いていたことになる。

ロシア人墓地については中心に最初の死者、その左右に戸田^{へだ}で亡くなった2名を埋葬し、最後の埋葬であるアスコリド号の水兵の埋葬は墓地の南隅に葬られたようである。

墓碑の形態的特徴 玉泉寺のアメリカ人とロシア人の墓碑の特徴は共通する同じ形式の墓碑を用いる点にある。いずれも伊豆石といわれる在地産の安山岩で作られた日本式の墓碑であり、意匠も笠付の方柱形で最頂部に宝珠、笠正面には唐破風が彫刻されるが、通常唐破風表現の下に彫られる家紋などのデザインはなく無紋で異様な印象をあたえる。方柱部には正面と両側面に火燈形の浅い掘り窪め

註8 増山順一郎「第4章 地下調査」註4文献p54～68

註9 村上文樹氏は註5文献p72～73において、幕末古写真が銀板写真ゆえに左右が逆像になっていることを正しく指摘し、墓石①②③と⑤が写り、なぜ④の墓石の位置が空いていることに注意している。

註10 オフィス宮崎編訳2009『ペリー艦隊日本遠征記』1856～8刊行p501 万来舎、この写真は田中註6文献p110に掲載している。

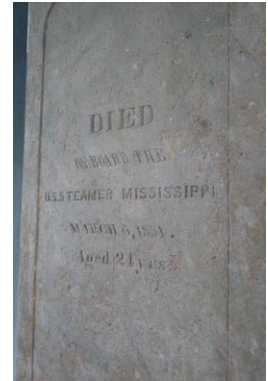
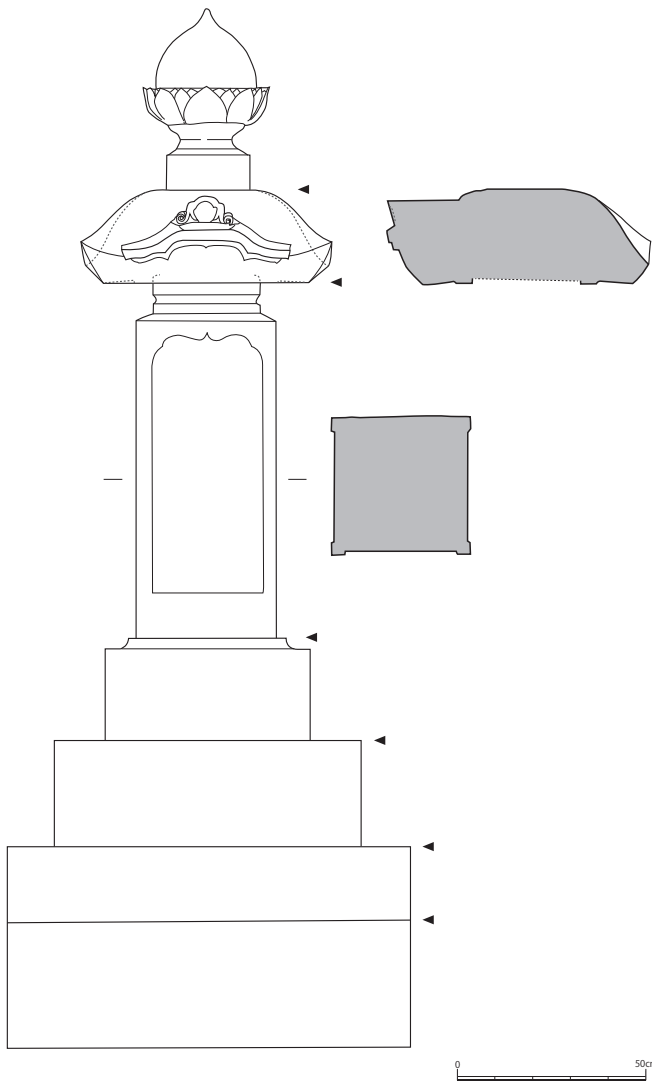


図3. 下田玉泉寺アメリカ人墓地③ウィリアムズ墓碑 (20分の1)

写真2 ウィリアムズ墓碑

があり、ここまではアメリカ人墓もロシア人墓も全く共通する同一型式の墓碑と考えてよい。そこにアメリカ人墓では英語で、ロシア人墓ではロシア語の墓碑銘が刻まれている。アメリカ人墓碑にはないが、ロシア人墓碑には十字架の陰刻表現がなされている。

アメリカ人墓地最初の死者であるロバート・ウィリアムズの墓碑(図3、写真2)と、ロシア人墓地最初の被葬者アレクセイ・ソボレフの墓碑(図4、写真3)の実測図を掲げて、具体的に見ていこう。1854(嘉永7)年6月に製作されたウィリアムズ墓碑(墓石③)は7石からなる総高276cm、台石は3段で最下段は2石を重ね、その2石のみ砂岩である。最上段の台石上部には四方に丸くえぐり込みがある。碑身は正面と左右の三面に火燈形の掘り窪めがあり、そこに横書きで英文の墓碑銘が薬研彫りで刻まれている。碑身の上部は一回り狭くなり一条の丸彫りの太い線が彫られる。笠は正面に唐破風を表現した屋根型であるが、通常正面に削り出される家紋などはなく、のっぺりした印象を与える。その上に請花を刻む装飾的な宝珠を載せる。5基のアメリカ人墓碑と3基のロシア人墓碑は基本的に同じ形態であるので、同一形式の墓碑といえる。その中で細部の違いを見ると、製作時期の違いが分かる特徴がある。①墓碑の総高はアメリカ人墓碑②③が276cm、墓碑①⑤は265cm、墓碑④は267cmと変化する。②宝珠の請花の花弁の数がアメリカ人墓碑②③は八弁、アメリカ人墓碑①②とロシア人墓碑

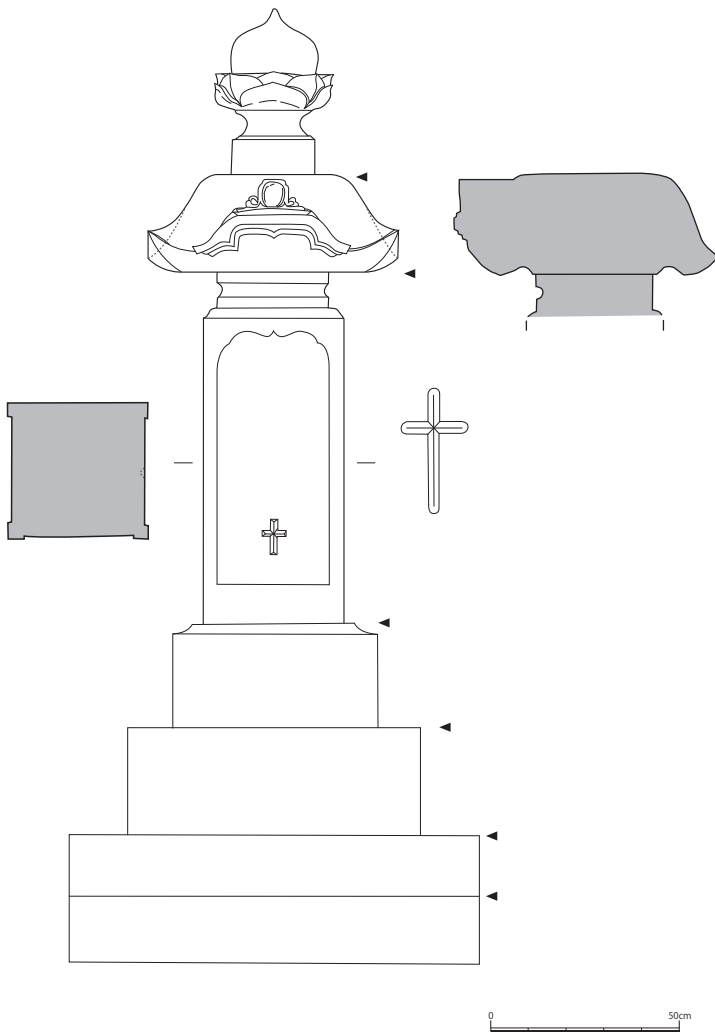


図4. 下田玉泉寺ロシア人墓地中央ソボレフ墓碑（20分の1）



写真3 ソボレフ墓碑

左と右は六弁、アメリカ人墓碑④とロシア人墓碑②は四弁である。ほかにも笠のそりの傾斜が急なものや緩やかなものに、角張った直線的なものや曲面を多用したものなど、細部の特徴に違いがあり、それらと史料からわかる墓碑の建立年代を勘案すると、まず1854(嘉永7)年6月に製作されたアメリカ人墓碑②と③、1854(安政元)年9月から1855(安政2)年6月頃までに作られたアメリカ人墓碑①と⑤とロシア人墓碑3基、次に1858(安政5)年8月ごろ製作のアメリカ人墓碑④の順序となると考えられる。

下田玉泉寺外国人墓碑の性格 下田にアメリカ人墓地が作られたのは1854(嘉永7)年6月17日に成立した日米和親条約の追加条約によるが、それ以前日本では長崎においてオランダ人を対象にした外国人墓地が営まれていた。下田の墓地に先立つ1770年代から1850年代の長崎悟真寺のオランダ人墓地の墓碑形式はすべて扁平形板状伏碑である。これにたいし下田の墓碑はアメリカ人ロシア人ともに笠付方柱型の仏教的墓碑であり、日本人の武士身分の墓碑と共通している。笠付方柱形の形態が採用されたのは、墓碑を立てた幕府の官僚がアメリカペリー艦隊の海軍水兵を士分とみなして、それにふさわしい墓碑を採用したものと考えられる。同じ幕府の管轄でありながら外国人にどのような墓碑を立てさせるかで長崎奉行所と下田奉行所はことなる対応をとっていたことになる。同じペリー艦隊が寄港した函館では、亡くなった水兵2名の墓碑は位牌型(楕形ともいわれる)であり、函館奉行所はアメリカ人水兵の墓碑として庶民と同じ墓碑形式を選んでいることになる。それに関連して1861年1月15

日万延元年12月5日に江戸で攘夷派に殺害された、アメリカ公使ハリスの秘書ヒュースケンの墓が東京麻布光林寺にあるが、彼の墓碑も笠付方柱型の墓碑であり、下田と同じである。このように各国と和親条約が結ばれていた1850年代後半、同じペリー艦隊が寄港した先々での埋葬は、従軍牧師による同様のキリスト教的葬儀と埋葬が行われながら、こと墓碑を立てるにあたっては日本式の墓碑をたてる点で共通しつつも、長崎と江戸・下田と函館では墓碑形式は異なっている。このように和親条約段階では、墓地の設置場所と墓碑の選択については、日本側つまり江戸幕府が主導権をにぎった上で現地の奉行所などの裁量で碑形が決定されたと考えられる。

3) ペリー艦隊の埋葬と墓碑

最後に下田玉泉寺の外国人墓地の成立を改めて理解するために、葬儀と埋葬及びそれにかかわる江戸幕府とアメリカおよびロシア艦隊の交渉を時系列にそってまとめておこう。

横浜におけるペリー艦隊水兵の埋葬と墓碑 1853(嘉永6)年に江戸湾に来航し、日本に開国を迫ったペリー艦隊に最初の死者が出たのは、日米和親条約締結交渉のため再来航した横浜においてである。条約交渉が始まる二日前の1854年3月6日嘉永7年2月8日に横浜沖に停泊中のミシシッピ号の水兵ロバート・ウィリアムスが死亡し、3月8日交渉初日に埋葬の件が話題になり、横浜近くに埋葬を希望するアメリカ側に対して、幕府方は死亡者が士官なのかと尋ねて^{註11}、外国人を埋葬する場所として長崎のある寺院を用意してあるので死体は日本船で浦賀から長崎に運ぶことになるというものだった^{註12}。長崎の寺院とは当時オランダ人の墓地がおかれていた長崎稲佐の悟真寺のことに違はなく、幕府方は長崎に限るという「鎖国」政策による伝統的対応を行っている。これに対してペリーは近くの墓地への埋葬を拒むならば夏島に埋葬したいと申し出、日本側を押し込んだ。その結果艦隊から見える場所にある横浜の寺院の隣接地(横浜元町の増徳院の墓地)に埋葬を許すことを幕府方は申し出ている。

最初の死者の横浜での仮埋葬された1854年3月9日嘉永7年2月11日の詳細な記録が残されており^{註13}、そこには増徳院の門前の道路を墓地に向かうペリー艦隊水兵の一行が描かれ、長円形の棺を担いだ4人の水兵の後ろに木製の2枚の墓碑を担う水兵2名が続いている。さらに絵図の下部には、よほど珍しかったのか埋葬後に建てられて2枚の墓碑が文字も含めて写生されている^{註14}。このように木製の墓碑を、2枚用意して埋葬されたことが知られている。これはアメリカ人水兵の埋葬に木製の墓標2枚を頭部と足元に立てるアメリカ合衆国東部に伝統的なベッド形の墓碑をたてたものである。葬式は随行した従軍牧師のジョーンズ師が僧服をまとい「アメリカ聖公会の祈祷書を読んだ。」と記す。ペリーは強引に横浜への埋葬とキリスト教の葬儀を挙行了。墓碑もまたアメリカ式だったのである。ところでペリーの報告には次のような記述が続く。「彼＝ジョーンズ師が司式をしている間、仏僧はかたわらで前に祭壇を設けたマットに座っていた。(中略)祈祷書を読み終わると、死体が下ろされ、土が投げ入れられ、一行は埋葬地を離れた。すると仏僧が仏教特有の葬式を始めて、銅鑼を打ち鳴ら

註11 サミュエル・ウエルズ・ウィリアムズ1910(洞富雄訳1970)『ペリー日本遠征随行記』p210(新異国叢書8)雄松堂書店 なぜ幕府方は死者の身分を訪ねたのだろうか。当時長崎のオランダ人墓地は出島の商館員の墓地であり、彼らの日本における身分は武士身分に対応するものはみなされていなかった。幕府方は日本における外国人の埋葬に前例に該当するかどうか確かめるために尋ねてのものであろう。長崎に先例のないことを前提として横浜における埋葬を許可した可能性がある。

註12 オフィス宮崎編訳2009『ペリー艦隊日本遠征記』1856～8刊行p168 万来舎

註13 樋畑翁輔・高山文筈(樋畑雪湖編1931)『米国使節彼理提督来朝図絵』

註14 田中裕介編2017註6文献p109

し、ガラスと木の数珠を繰り、経を唱え、香を焚き続けた。仏僧のこの奇妙な儀式は、アメリカ人が立ち去ってもなお続けられ、日本人の群衆も墓地周辺の丘の上や中腹あたりにとどまってたずんでいた。(中略) やがて日本の役人たちは、アメリカ人の墓の周囲にきちんとした竹垣を設け、近くに小屋を建てたが、これは日本の習慣に従ってしばらく墓を見守る日本人の番人用の小屋である。』^{註15} 増徳院の僧侶による仏教式の葬式が、ペリー艦隊のキリスト教の葬式に引き続いて行われている。もちろんこれは寺院の好意ではなく幕府によって出された葬式であることは、やがて幕府の役人によって墓の周りに竹垣をめぐるし番小屋を建てたことから知られる。幕末にあってもキリスト教禁止を祖法とする江戸幕府にとって、日本の国土でキリスト教の葬式が行われ、キリスト教の墓が供養されることは原則として認められないことであり、ペリー艦隊との交渉における力関係でいったん認めてしまった葬式と墓を、同時に仏教式の葬式をおこなうことで打ち消し、墓碑の周りに竹垣つまり結界をむすんで、その場所を隔離することで、キリスト教の影響を最小限におさえることを期待し、キリスト教禁令の原則との矛盾を解消しようとしたと考えられる。

日米和親条約 1854年3月31日嘉永7年3月3日に横浜で調印されたこの条約は12条からなり、第2条で下田港、函館港が開港された。そこでは貿易は許されていないが、遭難などによる一時的居住が認められることになった。ただし寄港時あるいは一時滞在時の死者の扱いについての規定はなかった。ペリー艦隊は開港場を調査するため同年4月18日に下田港につき、5月13日まで停泊した。その間1名の死者が出た。

下田におけるペリー艦隊水兵の埋葬と墓碑 1854年5月5日嘉永7年4月10日アメリカ軍艦ポーハタン号乗り組みの水兵G・W・パリッシュが船上で事故死した。下田奉行所は陸上への埋葬要請を快諾し、下田柿崎村の玉泉寺の墓地に埋葬が行われた。最初の埋葬である。「葬儀の当日、数人の日本役人が来艦し、日本の法律上必要なのだと言って、死体を検分したいと願い出た。役人は、これは監督官にも自分たちにも自由にできない手続きであるが、委員たちに要求すれば、今後は行わずにすむはずだと丁重に前置きして、検分を要求したのだった。まだ棺に釘も打っておらず、日本役人の要求を拒むだけの理由もなかったので、検死は許可された。それから通常のキリスト教の儀式にのっとり陸の埋葬地に葬られた。」水兵の死体の検分を求める日本の法律とは何だろうか。これは17世紀にはじまり類族改め制度の中で制度化されたキリシタンの可能性のある類族の埋葬にあたって行われる検死制度に他ならないだろう。形式的だがキリシタン改めが行われているのである。そのうえでキリスト教式の葬式が行われている。玉泉寺が日本式の仏教葬儀を出した記録はないが、墓碑については、『ペリー艦隊日本遠征記』の挿絵に描かれた姿からみて、当初は横浜に葬られたウィリアムズと同じアメリカ式の木製墓碑が建てられている。

函館におけるペリー艦隊水兵の埋葬と墓碑 つぎにペリー艦隊は同年5月17日に函館に移動し、6月3日まで滞在した。その間2名の水兵が函館でなくなっている。最初の死者は1854年5月24日嘉永7年4月28日ヴァンダリア号でなくなったジェームズ・ウルフである。函館の役人と協議し、はじめは市内の古刹である高竜寺に場所をもとめたが適地がなく、その奥の古い墓地の一角の小区画が与えられた。そこが現在の函館プロテスタント墓地である。26日に埋葬がおこなわれ、同じジョーンズ師によって聖公会の葬儀がおこなわれている。松前藩の役人も葬儀に参列しており、検死も行われてい

註15 注11文献『ペリー艦隊日本遠征記』p171～172

る。仏式の葬式が行われたかどうか記録はないが、当初は高竜寺に墓地を設けようという考えは、横浜の増徳院、下田の玉泉寺と同じ発想であり、日本側には仏式の葬式を重ねて行う意図があったものと推定される。

もうひとりには1854年5月28日嘉永7年5月2日におなじヴァンダリア号で亡くなった水兵G・W・レミックである。葬儀はやはりジョーンズ師によってキリスト教式に行われている。「同胞を埋葬してから二、三日して、日本の役人は士官たちの知らぬ間に、アメリカ人の墓地の周囲にこぎれいに組んだ垣根を設けさせた。」^{註16}とあり、横浜と同じようにペリー艦隊が建てた木製墓碑を結界するための柵が設けられたものと推定される。当時彼ら二人のために仲間が詩碑を建てようとしたが実現せず、墓地にはその後日本式の位牌型墓碑が建てられている。函館の墓碑は位牌型で函館でも一般的な庶民階級の墓碑である。ペリー艦隊側の石の墓碑を作りたいという要望に応じて、松前藩側が出来合いの日本式の墓碑を用意したものである^{註17}。

日米和親条約追加条約 ペリー艦隊はその後再び下田港に同年6月7日に入港し、追加条約の交渉が始められ、6月17日(嘉永7年5月22日)にペリーと林大学頭の間で条約付録という形で締結した。その中で幕府側から、アメリカ人のための特別な埋葬地を下田玉泉寺に設けたので、横浜の増徳院の墓地に埋葬されていたウィリアムズの遺体を下田に移すことを許可してほしいとの要望があり、艦隊からも人員を選んで改葬を手伝うことになり、6月15日には遺体が運ばれてきて玉泉寺のパリッシュの隣に埋葬された。その際木製の墓碑も横浜から移動して再度建てられたことが、『ペリー艦隊日本遠征記』の挿図からわかる^{註18}。そのことは追加条約第5条に「姉崎玉泉寺境内にアメリカ人埋葬所を設け、麓略ある事なし」として条文化された。この条文の主語は幕府である。墓地を設けるのは幕府であり、粗略にならないよう配慮するのは幕府の側である。この条文にしたがって、下田奉行が日本式の墓碑を木製の墓碑のそばに22日に建てたことと、その費用をペリー艦隊が負担していることが、6月20日と22日の記事からわかる。したがって日本式墓碑の選択はアメリカ側の理解のもと幕府側の意向によって行われたものであると考えられる。

日米和親条約とペリー艦隊の死者の取扱い こうしてペリー艦隊が日米和親条約の交渉のため寄港した横浜、下田、函館では4人の水兵がなくなり、死亡した場所で、それぞれ対応した幕府あるいは松前藩との交渉に基づき、埋葬が行われた。葬式は艦隊に随行したプロテスタント聖公会の牧師によるキリスト教式によっておこなわれ、墓碑もアメリカ東海岸に起源する木製墓碑が建てられている。しかし埋葬所はいずれも幕府の意向で仏教寺院の境内あるいはそれに準じる場所が選ばれており、最初の死者ウィリアムズの埋葬に明らかなように僧侶による仏式の葬式が直後に行われた可能性がたかく、それは幕府の意向そのものであろう。さらに日米和親条約の追加条約によって、アメリカ人埋葬所として玉泉寺が指定され、幕府側が墓地を整備・維持することが規定されると、幕府はいち早く横浜から改葬し、アメリカ側が建てた墓碑とは別に、日本の身分格式に基づいた仏教式の墓碑をたてることで、外国人が国内の埋葬される際にも最終的には仏教式に供養するという幕府の方針を守っているのである。

その後の外国人の埋葬 こうして日米和親条約締結後、墓地に関する規定はそのごの日英・日蘭・

註16 注11文献『ペリー艦隊日本遠征記』p424

註17 当時の記録である『亜国来使記 天』嘉永7年4月晦日条、市立函館図書館郷土資料複製叢書19 市立函館図書館

註18 注11文献『ペリー艦隊日本遠征記』p501

日露各和親条約でも踏襲され、1858(安政5)年暮れに日米通商修好条約によって横浜、函館、長崎などに外国人居留地が設けられ、幕府法が適用されない各国領事団が管理する居留地付属墓地が設立される1859年～60年までは、和親条約の規定に従って幕府が責任をもって墓地を管理する体制がつづく。下田の玉泉寺のロシア人墓地がペリー艦隊の水兵の墓碑と同じ日本式の墓碑でもって供養されること、長崎の幕府海軍伝習所を指導したオランダ海軍の水兵の死者が、出島のオランダ人墓地と同じ墓碑形式で埋葬されることなどは、和親条約期の法理にもとづく幕府方の意向によるものと考えられる。そしてこの法理は治外法権が支配する外国人居留地以外の場所では、幕末のみならず明治時代になっても慣習法となって一定の影響力をもち続けることになる。

第3節 北海道函館市 函館プロテスタント墓地 函館ロシア人墓地

北海道函館市船見町23番地に所在するプロテスタント墓地41基、ロシア人墓地28基の墓碑の写真撮影とカード作成および代表的形式の実測調査を行った。特にロシア人墓碑については長崎の墓地と比較するため計測調査をおこなった。調査に当たっては日本基督教団函館教会松本紳一郎牧師、元町ハリストス正教会、およびカフェテリア・モーリエの皆様にお世話になりました。

調査経過 2018(平成30)年5月11日(金)～14日(月) 参加者 田中、吉岡(別大院1年)

11日(金) 晴れ暖かい。午前5時半大学に田中と調査補助の院生吉岡拓哉君集合。今回は調査道具を大型のスーツケースに入れて持って行くため、大分空港まで車を利用。5:50別大発。7:40大分空港発羽田乗り継ぎ11:25函館空港着、空港はバスの本数が少ないためタクシーでいったんホテルに向かう。ホテルで調査の支度をととのえ、そこからはバスで調査地の管理者である日本キリスト教団函館教会と函館ハリストス教会を訪ねる。午後から、函館プロテスタント墓地調査(略図作成・写真撮影・実測墓碑選択)、ロシア人墓地調査(略地図作成・実測墓碑選択)17:30終了、ホテルに移動。函館泊。

12日(土) 曇り風強く寒い。9:00から終日ロシア人墓地を調査(写真撮影、台帳造り、一部実測)。15:00から函館プロテスタント墓地に写真撮影と、メモ実測調査を行う。18:00終了。

13日(日) 終日雨。9:00関連する現代のギリシャ正教会墓地、函館カトリック墓地、函館中国人墓地を見学。長崎にはないギリシャ正教の教会と墓地を確かめ、函館市立博物館で資料調査。

14日(月) 晴れ暖かい。9:00から函館プロテスタント墓地調査。15:00ぎりぎりまでおこなって終了、函館空港にタクシー移動して、16:40函館発羽田乗り継ぎ、ここで大分便が遅延、1時間以上遅れて22:00着、車で高速道路利用して23:00別大着。

1) 函館外人墓地^{註19}

北海道函館市には、外国人居留地時代の外国人墓地が西部の海岸地帯に数カ所に分かれて所在する(図5)。居留地の背後にある高竜寺から海岸線に沿ってつづく段丘上の海岸を見下ろす位置に墓地群が広がっている。プロテスタント墓地、カトリック墓地、ロシア人墓地、中国人墓地とはほぼ宗教の違いに応じて場所を変えている。そのうち19世紀後半の函館に外国人居留地がおかれていた時代の埋

註19 外国人墓地とせず外人墓地と表記するのは、この二つの墓地詳細な調査をおこなった馬場脩氏に敬意を表し、その呼称を踏襲するものである。

馬場脩1975『函館外人墓地』図書裡会



図5 函館市街と居留地・外人墓地

葬が含まれている墓地はプロテスタント墓地とロシア人墓地である。

A. 函館プロテスタント墓地 (図6 写真4)

函館プロテスタント墓地は海岸段丘の緩い斜面に、海を見下ろすように正面を向けて、現在41基の墓碑が残されている。墓碑の番号は馬場脩氏^{註20}の付けたものを踏襲する。その中で最古の墓碑は前節でもふれたペリー艦隊水兵2名の墓である2号と3号墓碑である。二名は1854年5月24日と5月28日(嘉永7年4月28日・5月2日)に伊豆国下田から函館に移動したアメリカ艦隊の寄港中に病死した水兵である。かれらの墓碑はプロテスタント墓地の中、海岸から一番離れた最上位に並んで海を見下ろす方向に安置されている。二人の墓碑は円頭形の頭部に深い火燈形の掘り窪めをおこなった日本の仏教形式の墓碑で、台座には蓮華座を彫刻している^{註21}。銘文は横書きの英文で書かれているが、墓碑の形式は仏教形式である。同じペリー艦隊の死者でありながら墓碑は、下田の墓碑と比べて函館の墓碑は小型で、形式も異なり下位の身分の墓碑となっている。この墓碑形式の相違は墓碑を作って建てた幕府下田奉行と松前藩の対応の差であるが、どうしてこのような差が生まれるのか興味ある課題である。当初は横浜や下田と同様木製の墓碑がたてられていたことは、翌年8月に函館を訪れた平尾魯庵の紀行文から知られる^{註22}。

墓地の内容 その後この墓地には1860(安政7)年以後の函館外国人居留地の死者が葬られることになる。ペリー艦隊の水兵の墓碑を除く39基の墓碑があり、そのうち年代不明の墓碑が6基、1899(明治32)年の居留地廃止後の埋葬が5基、したがって1860(安政7)年から1899(明治32)年までの函館居

註20 注17馬場1975

註21 田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』p111 別府大学文学部

註22 馬場脩『函館外人墓地』p76にひく平田魯庵「函館夷人談」中にアメリカ人の石製墓碑と木製墓碑がセットになって残っていることを記している。

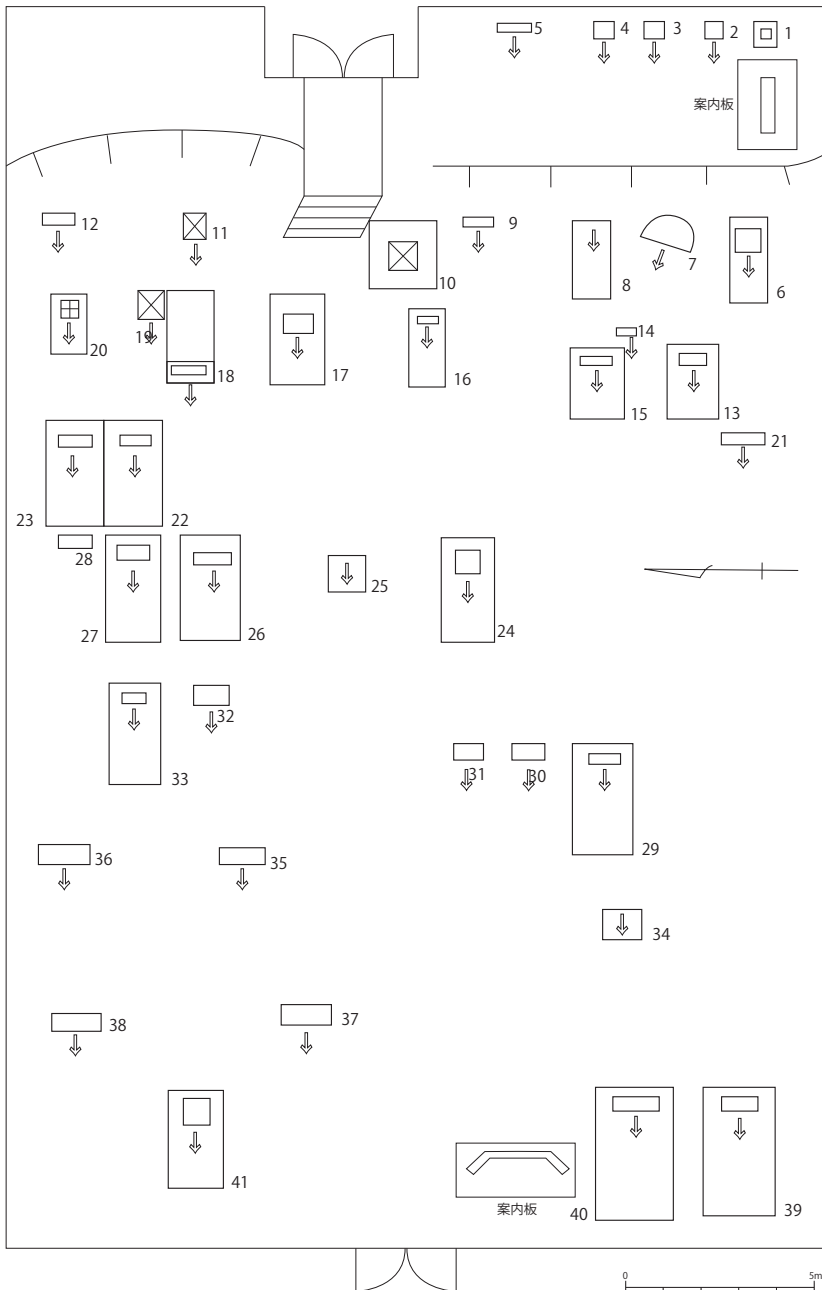


図6 函館プロテスタント墓地の墓碑配置 (200分の1)



写真4 函館プロテスタント墓地 写真

留地時代の埋葬は29基となる。被葬者のうちペリー艦隊の水兵を含めて国籍が判明している被葬者はイギリス人11名、ドイツ人8名、アメリカ人6名、ポルトガル人、ノルウェー人、デンマーク人各1名である。1867(慶應3)年までの幕府時代の墓碑は7基である。墓地は東西の最高所と最低所に1か所ずつ鉄の扉をもつ門を備えるが、内部に明確な通路はなく、図6のように横並びに数列の埋葬を重ねていったようである。墓碑と墓碑の間はかなり空白地があるので、木製の墓碑が朽ちたまま石製の墓碑が立てられなかった被葬者も多かったものと推定される。

墓碑 埋葬後に地上に作られた施設として、墓碑本体とそれを取り囲み埋葬範囲を表示する柵囲いからなる。墓碑には伏碑と立碑に大別され、立碑には板状の整形立碑と自然石立碑、十字架形立碑、塔形立碑に分かれ、さらに細別される。函館プロテスタント墓地の墓碑の特徴は伏碑形の墓碑が存在しないことであり、ことごとく立碑の墓碑をつくる。近接するロシア人墓地が伏碑ばかりであるのと対照的である。墓碑の分類は第5節の大浦国際墓地のところで詳述するとして、ここでは特徴のある

墓碑を紹介する。

4号墓碑(図7、写真5) 1859(安政6)年10月15日死亡。初代イギリス函館領事を載せてきたイギリス軍艦ハイフライア号の火夫ジェイムズ・プリンス(享年26歳)の墓碑である。ペリー艦隊水兵の墓碑の横に並んでいる。墓碑本体と台石1段からなり、墓碑は正面に浅い掘り窪めを作り線刻で際立たせる。頭部の正面観は一見日本式の位牌形墓碑(楕形)に似ているが、左右の両端を水平につまみ出すデザインは英米式のものである。また台石も裾広がり台形につくり、同時代の函館の日本人墓碑に見ないものである。墓碑が日本式の墓碑と同じく厚みを持っているところからすると、日本式の墓碑をひな型に英米式のデザインをとり入れた折衷式の形態であるといえ、居留地になって最初の外国人墓碑がこのような折衷式であるのは興味深い^{註23}。本体は高さ96cm、幅38cm、厚さ29cm。石材は安山岩。

19号墓碑(図8、写真6)1885(明治18)年7月27日生後2か月でなくなった娘フロレンスのために函館メソジスト教会のアメリカ人牧師リー・スクワイア夫妻が建てた小型の墓碑。形式は塔形の立碑で先端が細くなるオベリスク形である。碑身は高さ86cm、台石は二段で総高は113cmを超える。すべて花崗岩からなる。碑文は墓碑本体の下部と台石の刻まれる。オベリスク型の墓碑はこの墓地には1862(文久2)年に亡くなったイギリス人女性成人に建てた10号墓碑、1874(明治7)年のアメリカ人乳

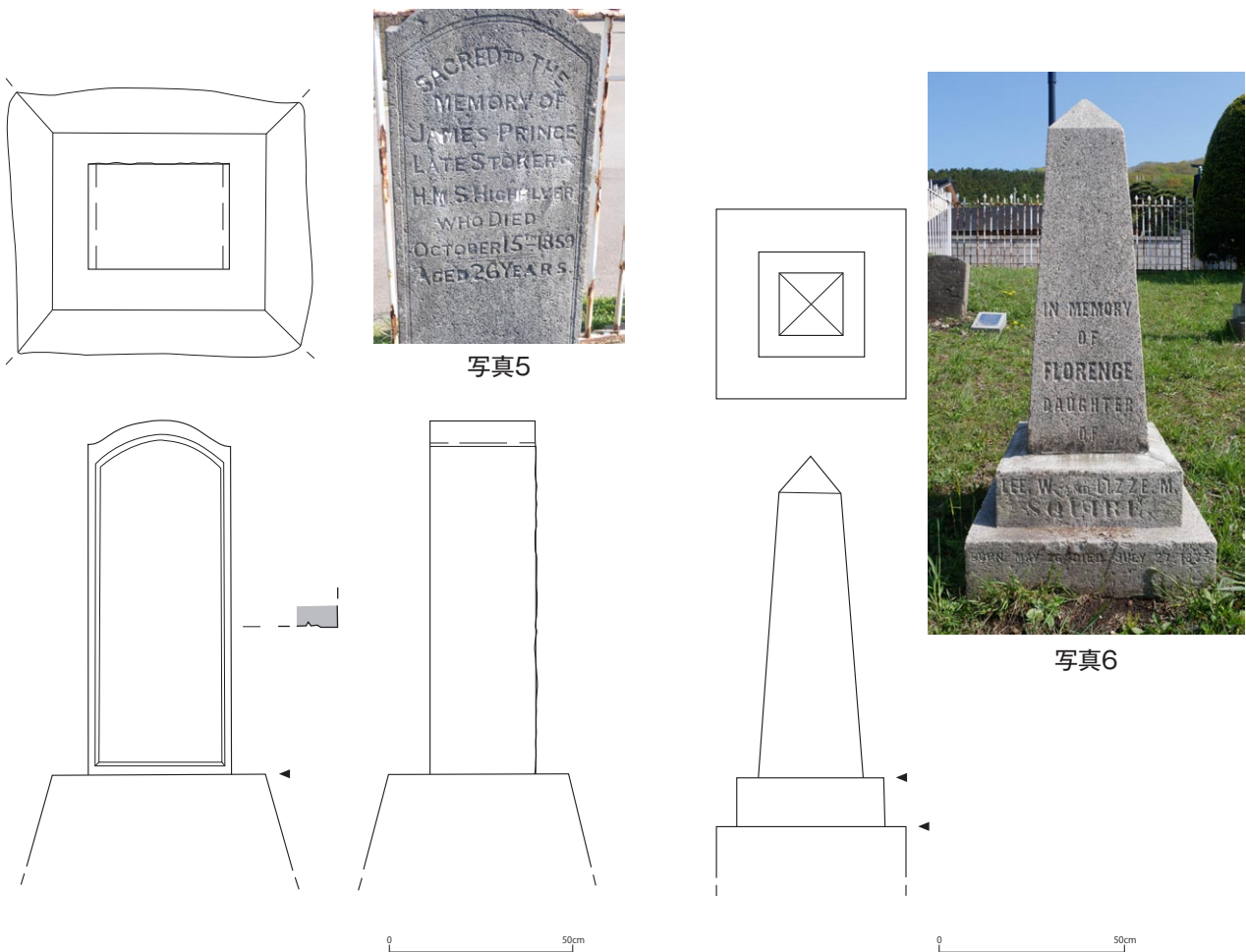


図7 函館プロテスタント墓地 4号墓碑 (20分の1)

図8 函館プロテスタント墓地19号墓碑 (20分の1)

註23 なお4号墓碑の隣には1855(安政2)年に函館でなくなったイギリス軍艦ウィンチェスター号の水兵2名の名が刻まれた一枚の板状の立碑(5号墓碑)が立っている。埋葬としては4号より古いだが、墓碑の形式は居留地時代になって立てられる形式であるので、居留地時代の最古の墓碑は4号となる。

兄に建てた11号墓碑があり、このオベリスク形の墓碑形式は横浜や長崎の国際墓碑でも1860年代から居留地にたてられた代表的な墓碑形式の一つである。

31号墓碑(図9、写真7) 1864(文久4)年6月25日37歳でなくなったポルトガル領事アンドリュウ・ケースの墓碑である。板状の立碑で、頭部を緩やかな円形をなす単純な墓碑である。外国人墓地ではかなり多くみられるが、長崎のポルトガル人の幕末の墓碑に類例が多い。高さ109cm以上、幅61cm、厚さ15センチの一枚石からなる。安山岩である。碑文は英語で書かれている。

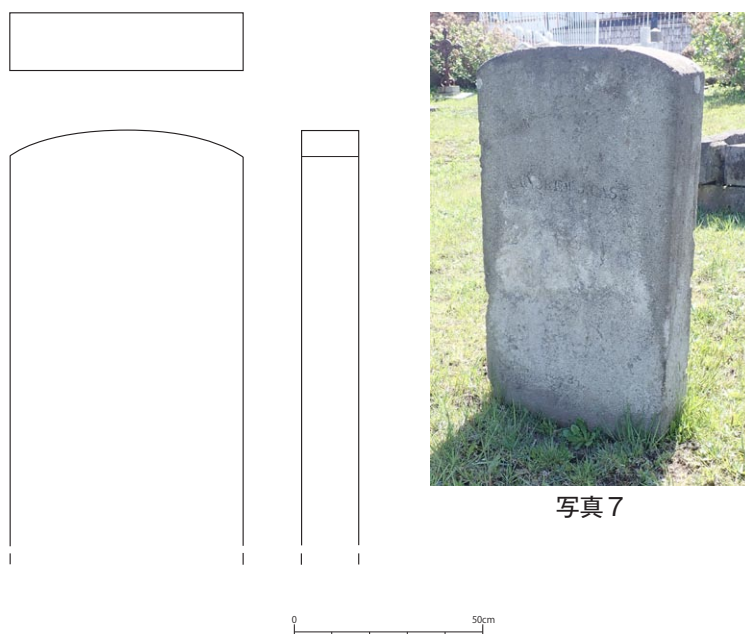


図9 函館プロテスタント墓地31号墓碑(20分の1)

B. 函館ロシア人墓地

この墓地には、帝政時代のロシア人27名、白系ロシア人7名、南太平洋出身者1名、日本人ロシア正教徒8名の計43基の墓碑が残されている。そのうち中心となるのは幕末から明治初期のロシア人水兵26名の墓地である。死亡年を整理すると、1859年2名、1860年1名、1861年4名、1862年9名、1863年4名、1864年1名、1866年2名、1869年2名、1874年1名となる。のちに建てられたポポフ合葬墓(4・5号墓)をのぞくとすべて、長崎悟真寺のオランダ人墓碑やロシア人墓碑と同様な扁平形状伏碑である。長崎の墓碑と異なる点は、函館の墓碑はすべてロシア語碑文の上部に陰刻のキリル十字が彫られており、葬儀の様子も長崎や横浜・下田とはことなり、ロシア艦隊の従軍牧師が葬儀を執り行っており、墓碑建立に際して仏教寺院による葬儀への関与は少なかったものと思われる。その点がロシア人墓碑に十字架表現が早く表れる理由であろうか。

既往の研究 馬場脩による1970年代前半の調査^{註24}が1975(昭和50)年にまとめられている。墓地の調査としてはまとまったものは今のところこの著作しかない。墓碑の現状の写真と碑文の解説と和訳の掲載、さらに被葬者の史料調査の結果が掲載された網羅的なものである。ただし銘文と史料調査に重点が置かれていて、墓碑そのものは紹介にとどまる。その後函館市史通説編2にこの時代の外国人の葬儀についての記載がある。

墓碑の配置(図10、写真8) ロシア人墓地はプロテスタント墓地の筋向いに道路1本隔てた山側に位置し、敷地はプロテスタント墓地と同じく長方形である。入口は西側すなわち下側に1ヶ所鉄製の扉がある。長方形の敷地は斜面になっており、入り口は最も低い位置にある。周囲は鉄柵で現在囲まれている。プロテスタント墓地との違いは、入口の扉からまっすぐ伸びる中央参道が存在することで

註24 馬場脩1975『函館外人墓地』図書裡会 馬場脩(1892～1979)函館市出身の歯科医。アイヌおよび北方民族研究と千島樺太などの北方考古学研究的の开拓者。函館外人墓地の調査は最晩年の仕事。

ある。突き当りには墓地の案内板が置かれている。扉と参道の位置は敷地の中央ではなくやや北側に偏している。墓碑は参道の南側に3列、北側に1列ないし2列、墓碑は側面を平行に列状に配列する。したがって埋葬は南北方向に行われていることになる。この点も東西向きに埋葬を行ったプロテスタント墓地と異なっている。墓碑の番号や呼称は『函館外人墓地』^{註24}を踏襲した。

参道南の中央に礼拝堂があり、その周囲の3列が1860年代のロシア艦隊水兵の埋葬である。ほとんどが幕末のものである。参道の北側は明治以後の埋葬と日本人ロシア正教徒の墓地となっている。

墓碑の形式 函館ロシア人墓地の墓碑形式は、最近のものまで含めると三つの形式に分かれる。大半は断面が丸みを帯びた長方形の扁平形伏碑であり、大きさも成人用で180×90cmほどである。

この形式をA1形式とすると、34基がこれにあたる。A1形式には台座を持つタイプが6例、碑高が高いものと、碑高が高く傾斜するタイプがある。そのほかI形式とする自然石タイプが2基含まれる。そのほか20世紀の墓碑であるが十字架形立碑をたてた墓碑が2基存在する。1859(安政6)年から67(慶応3)年までの幕末の墓碑は1基の自然石碑(4・5号合葬墓碑)を除くとすべて扁平形伏碑のA1形式である。以下代表的な墓碑を紹介する。



写真8 函館ロシア人墓地

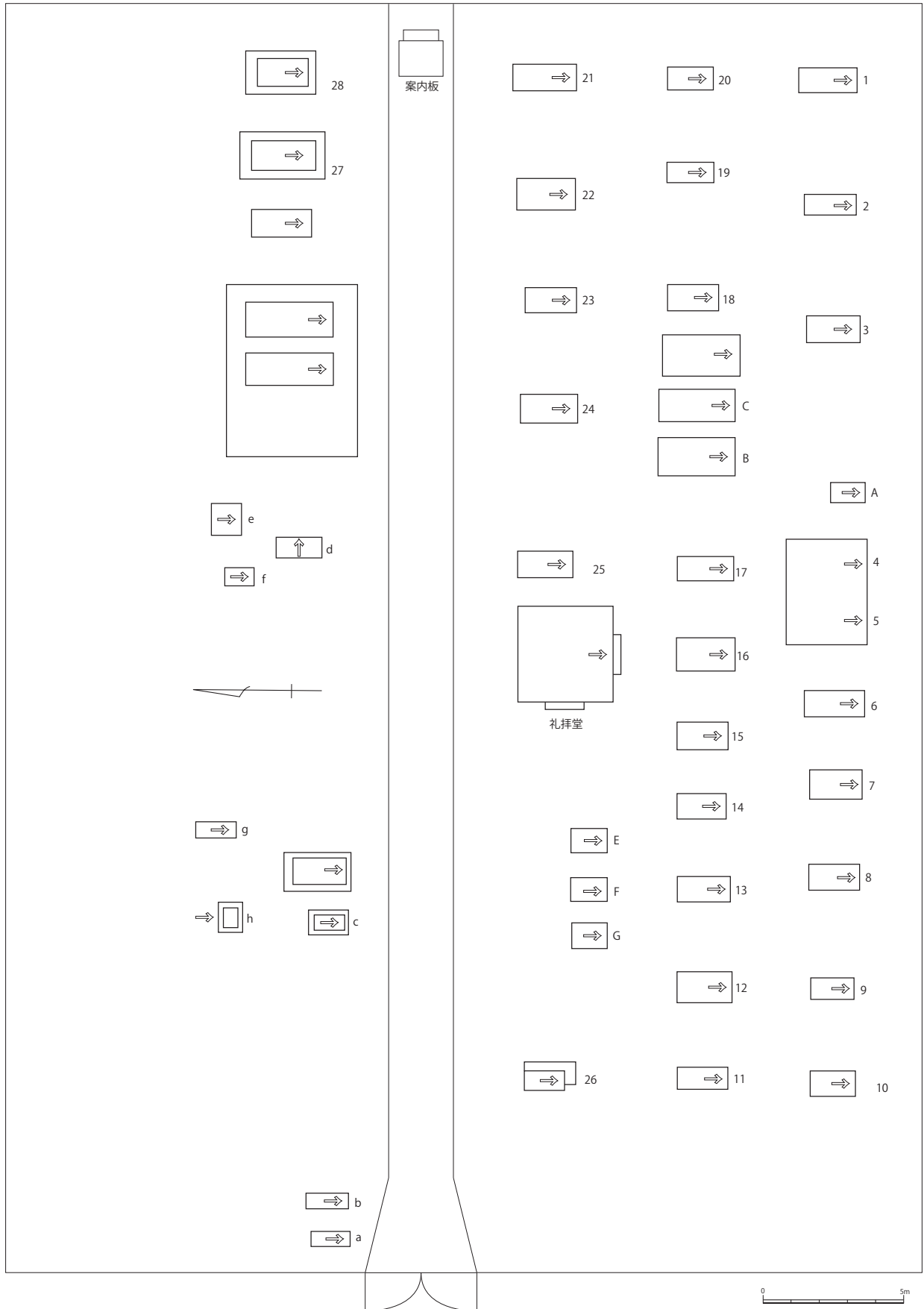


図10 函館ロシア人墓地の墓碑配置（200分の1）

7号墓碑(図11、写真9)

1861(文久元)年10月15日(露歴)に32歳でなくなったロシア軍艦ポサドニック号の曹長ニキータ・クジミンの墓碑である。凝灰岩質の安山岩で作られた一枚石の伏碑形墓碑(A1形式)である。長さ153cm、幅64cm、高さは中心軸で23cm、両端で18cm。背面の湾曲面の上方にロシア正教のキリル十字が浅く陰刻されている。その下に碑文が背面全面に11行ロシア語で線刻されている。この形式が函館ロシア人墓地の幕末の墓碑の典型であり、同時に長崎稲佐悟真寺の幕末のロシア人墓碑と同一形式であることを指摘しておきたい。

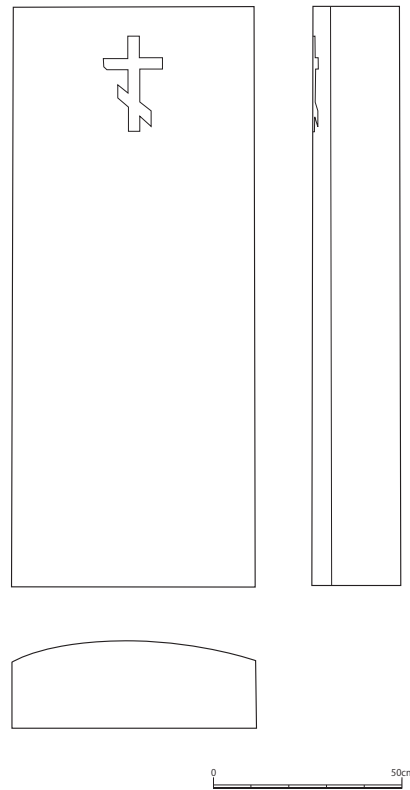


図11 函館ロシア人墓地
7号墓碑 (20分の1)



写真9

24号墓碑(図12、写真10)

函館が開港された1859(安政6)年6月2日以後最初の死者として6月26日(露歴)35歳でなくなったロシア軍艦アスコリド号の航海士ゲオルギー・ポリスケウィッチの墓碑。ロシア人墓地最古の墓碑でもある。墓碑の型式はA1形式である。安山岩製で長さ151cm、幅幅62cm、高さは中心軸で22cm、両端で18cm。アスコリド号は函館に寄港する以前に1858(安政5)年9月から翌年6月まで長崎に滞在しており、滞在中のアスコリド号の死者の墓碑が長崎稲佐悟真寺墓地に多数残されているが、墓碑は同じ形式のものであり、ロシア艦隊のほうから長崎と同じ墓碑を要求した可能性と、函館奉行

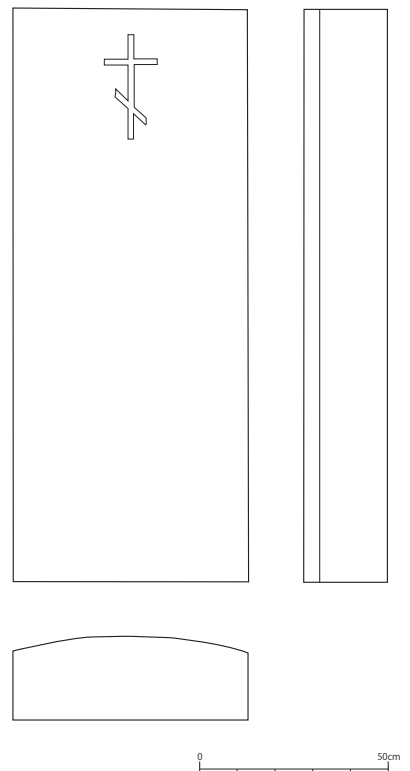


図12 函館ロシア人墓地
24号墓碑 (20分の1)



写真10

が長崎奉行に先例を訪ねた可能性もある。いずれにしてもロシア人墓地の墓碑形式が長崎の墓碑と同じ形式であるのは、アスコリド号の移動と関係があるようである。

27号墓碑(図13、写真11) 1869(明治元)年1月1日(露歴)、29歳で亡くなったロシア領事館付き医師ウラジミル・ウエストリの墓碑。函館は幕末長崎と並びロシア艦隊にとって冬の寄港地として重要であり、水兵のための病院を領事館が開き、その医師として活躍している。墓碑は台石を持つ大型のA形式の墓碑であり十字架はキリル十字を陽刻している。平面を一方が高く傾斜させるように作っている。安山岩製。長さ186cm、幅90cm、高さ92cmと64cm、台石は長さ210cmほど、幅129cm。

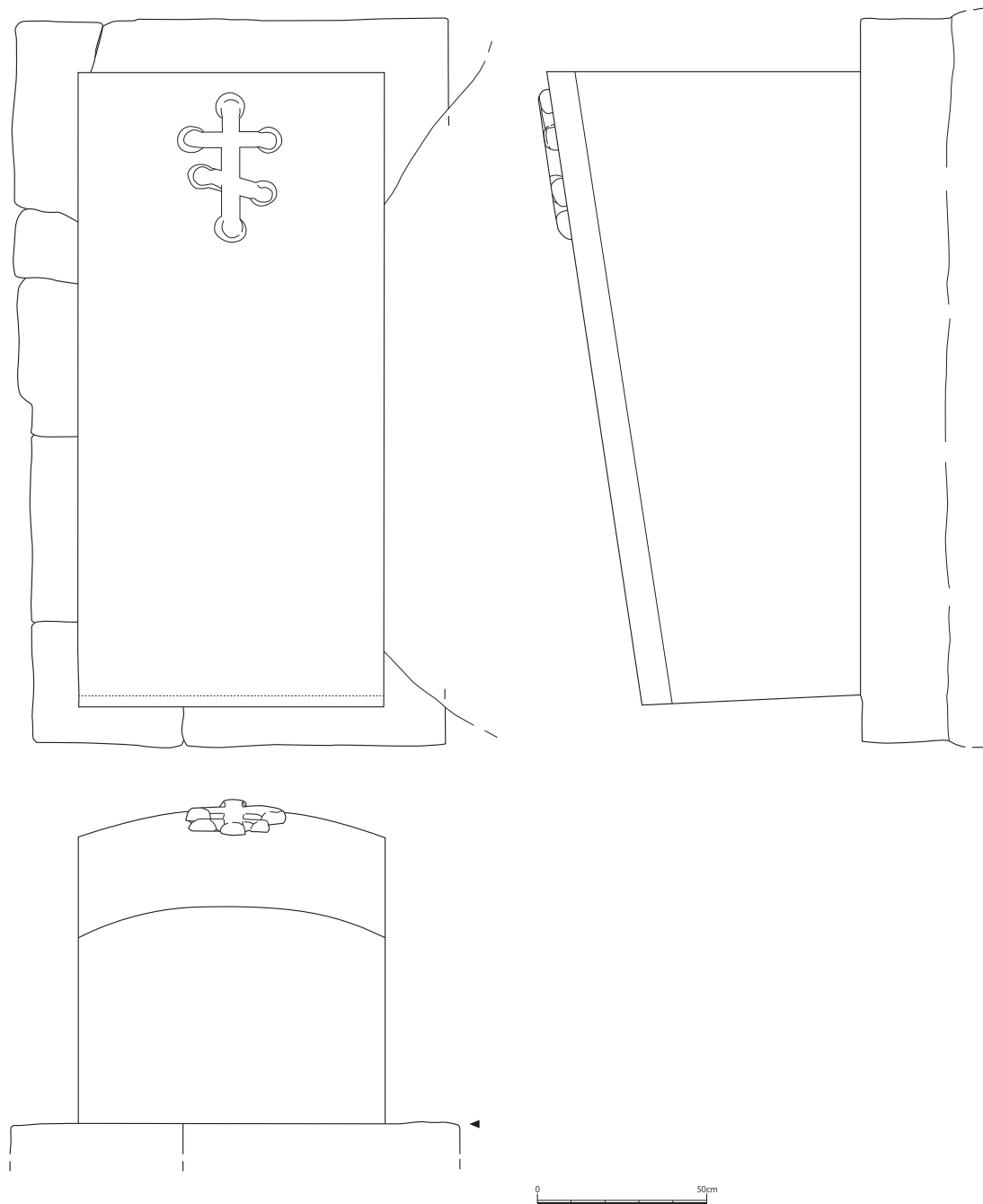


図13 函館ロシア人墓地27号(20分の1)

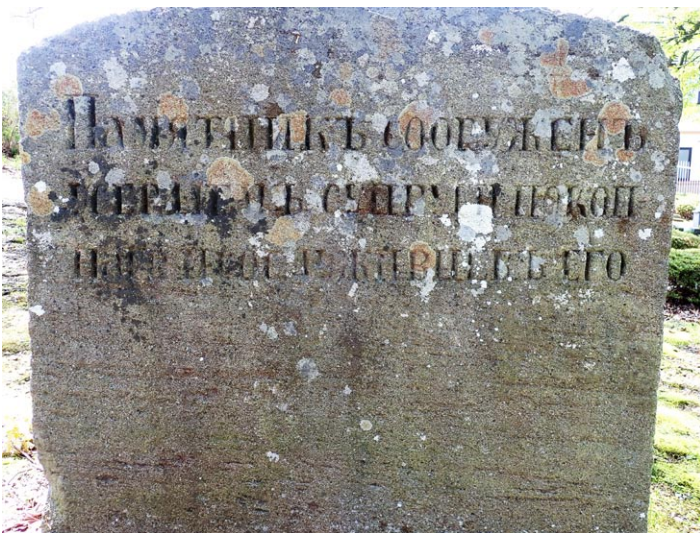
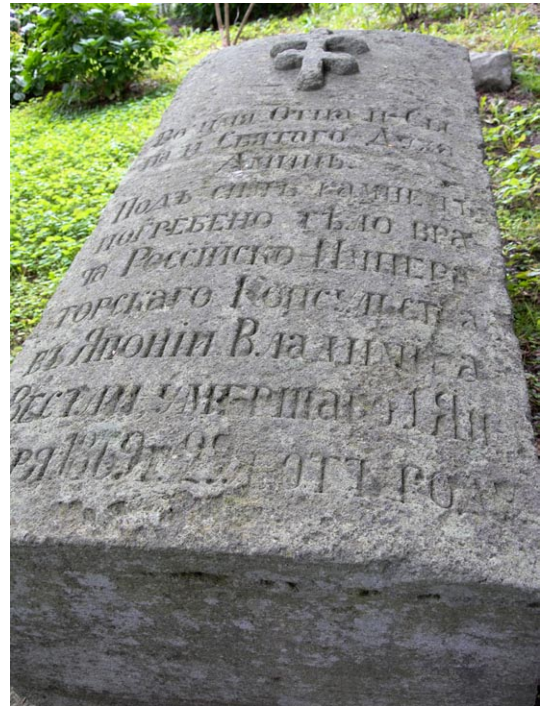


写真11

まとめ 函館ロシア人墓地は函館外国人居留地が設定され、最初のロシア領事ゴシケウィッチが着任した1858(安政5)年の翌年、ロシア軍艦アスコリド号の水兵の死者の埋葬から始まっている。下田や長崎と同様にアメリカ人の墓地とは別に墓地が設定される。プロテスタントとカトリックが同じ墓地を作ることはあっても、ロシア正教は別な墓地を作っている。宗教の違いに起因する可能性が高い。墓碑の形式については、下田の日本式墓碑とは異なって、長崎のオランダ人墓地以来のA1形式が採用されている。これは最初の死者をだしたロシア軍艦アスコリド号が函館に来る前に長崎に9か月間滞在し、その間の死者の多くにこの形式の墓碑で採用されたため、その形式が函館でも踏襲されたと考えられる。

第4節 長崎市大浦国際墓地

長崎の外国人墓地(図14) 長崎市内には幕末以前から開設されていた悟真寺オランダ人墓地や唐寺の後山墓地に設けられた唐人墓地を除き、幕末の外国人居留地時代に設置された外国人墓地が数か所存在する。1858(安政5)年ロシア軍艦アスコリド号の病死者の埋葬から始まった長崎の郊外稲佐の浄土宗寺院悟真寺の墓地内に設けられたロシア人墓地と同国際墓地。1860(万延元)年の長崎大浦居留地

設置当初に居留地住民の要請によって設けられた大浦国際墓地。さらに大浦国際墓地での埋葬が飽和状態になったため1888(明治21)年に新たに設けられた坂本国際墓地の三ヶ所である。そのうち悟真寺国際墓地とロシア人墓地について前回の科研費調査で調査をおこない^{註25}、今回は大浦国際墓地と坂本国際墓地のうち1899(明治32)年までの墓碑とフランス海軍墓地を中心に調査をおこなう予定であったが、大浦国際墓地の調査完遂を優先したため、坂本墓地は予備調査にとどまった。

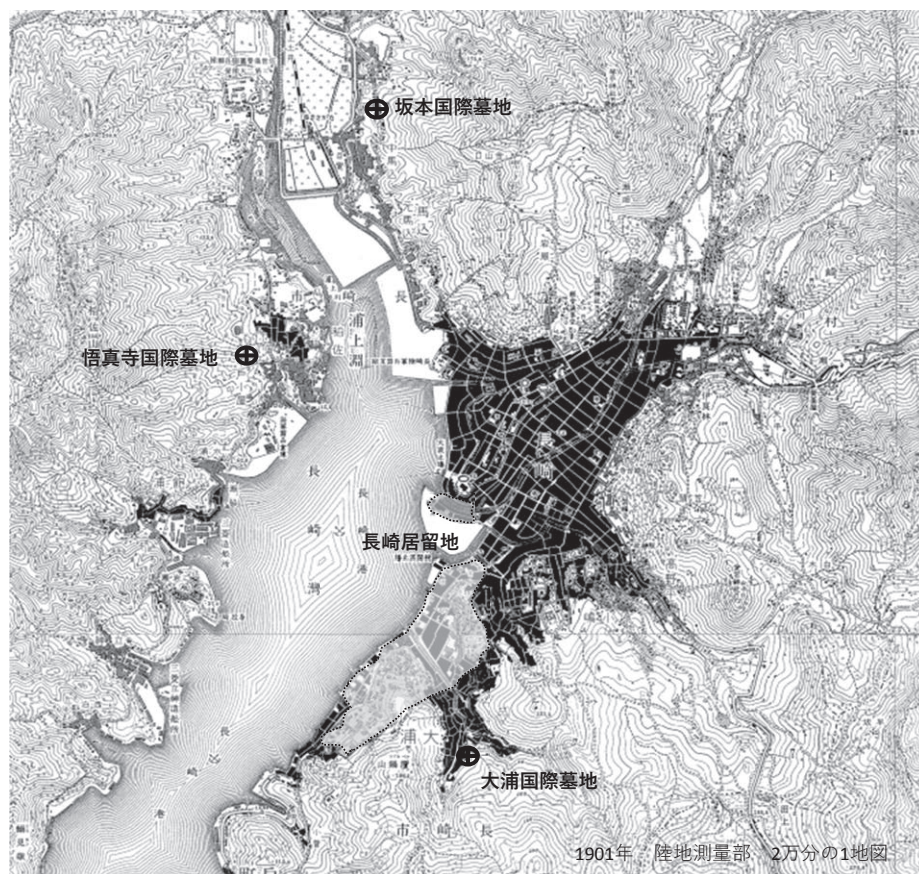


図14、1901(明治34)年の長崎と国際墓地

大浦国際墓地(図15) 1861(文久元)年に開設され1888(明治21)年まで使用された大浦国際墓地は、すでに碑文と史料にもとづく詳細な調査が行われている^{註26}。それらの報告と筆者の調査をあわせると大浦国際墓地は大きく二つの大区画に分かれ、大部分の埋葬がなされた急な斜面に立地する西側の区域と、1884(明治17)年に追加され空閑地を残したまま閉鎖された東側の長方形の平坦な小区画とからなることがわかっている。以下、東区と西区と呼ぶ。東区には現在16基の墓碑がのこる。西区は東西に入口があり、左端の石段にそって11段14列の長く短冊状にのびる埋葬区画が重なり、現在250基の埋葬が長崎市の図面と台帳に記載登録されている。このうち地上施設のない埋葬も多く、墓碑が残されているのは181基、2基はその後別の墓地に改葬されている。東西両区の墓地の形状には大きな改変はなく、部分的に壊れたり一部の施設が消失している例もあるが、1888(明治21)年に閉鎖されてからほとんど形状が変わっていないことが調査の結果判明した。19世紀後半の居留地時代の外国人の墓地が当時のまま保存されている稀有な墓地と言える。ただし墓碑の多くは長崎でよく使用される砂岩が用いられているので、風化崩壊が進んでいるのが惜まれる。

このように居留地時代の墓地がそのままのこる墓地であるので資料価値が高く、今後の国際墓地の調査の指標とするため、カード作成と形式分類、計測等墓碑の銘文の読みなどを入念に悉皆調査をおこない、今後の調査の基準とすることにした。

註25 田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』(科研費基盤研究C報告書) 別府大学

註26 レイン・アーンズ、ブライアン・パーファガニ1991『時の流れを超えて—長崎国際墓地に眠る人々—』長崎文献社

木下孝2009『長崎に眠る西洋人—長崎国際墓地墓碑巡り—』長崎文献社

調査経過 2017(平成29)年8月2日(水) 参加者田中。長崎市大浦および坂本墓地の墓碑の予備調査。一基一基確認しながら形式分類と数の確認をおこなう。立碑は30形式、伏碑は10形式ほどにまとまることが判明し、墓碑の概要をつかむことができた。

2018(平成30)年3月15日(木)~17日(土) 参加者 田中、前田純子(別大4年)、菅野真由、札元小春(以上別大2年)、森中明音・朝川千聖(以上別大1年) 15日(木)雨のち曇り 墓碑の分類を田中と前田でおこない、のこりの学生4名は二班に分かれ、日誌のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。調査中大浦天主堂キリシタン博物館の大石一久氏と、内山美奈子氏・島由季氏3名の教示をえる。16日(金)曇り。田中と前田による墓碑の分類完了。札元・菅野班と森中・朝川班はメモと計測写真撮影を継続。17日(土)晴。田中は墓碑の実測調査に移り、前田はメモ作成。札元・菅野班と森中・朝川班はメモと計測写真撮影を継続。18日(日)晴れ 9:00から12:00まで調査続行。前日と同じ分担でおこなう。竹田さゆり(埋蔵文化財サポートシステム長崎支社)さん来訪。

同年8月23日(木)~27日(月) 参加者 田中、吉岡拓哉、池田旦(以上別大1年)、重岡菜穂、松永あずみ、東美月、浅川千聖(以上別大2年)。23日(木)快晴 墓碑の実測を田中がおこない、学生4名は二班に分かれ、墓碑のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。24日(金)晴れ 田中と池田は墓碑の実測継続。吉岡・東班と重岡・松永班はメモと計測写真撮影を継続。午後高温で雲もなく、気分の悪い学生が出そうになり、急遽午後の現地作業を取りやめる。25日(土)晴れ。田中と池田は墓碑の実測継続。吉岡・東班と重岡・松永班と浅川はメモと計測写真撮影を継続。一番暑い時間の昼休みを長くとり調査をおこなう。26日(日)晴れ 田中と池田は墓碑の実測継続。吉岡・東班と重岡・松永班と浅川はメモと計測写真撮影を継続。昼間があまりに熱いので、午前中1時間、午後1時間大浦国際墓地の資料が置かれているクーラーのきいた長崎市歴史文化博物館をおとずれる。27日(月)晴れ前日と同じ分担でおこなう。

同年9月13日(木)~17日(月) 参加者 田中、小松義博(別大1年)、菅野真由、札元小春(以上別大3年)、松永あずみ(別大2年)。13日(木)雨のち曇り。田中と学生3名、機材の搬入後、墓碑の実測を田中がおこない、学生3名は二班に分かれ、墓碑のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。14日(金)雨のち曇り。田中は墓碑の実測継続。札元・菅野班と小松・松永班はメモと計測写真撮影を継続。15日(土)小雨のち晴れ。9:00前に調査を始めようとしたところで雨が降り出す。11:30に墓地に戻り、そこで弁当をたべて作業開始。田中と小松は墓碑の実測継続。札元・菅野班とメモと計測写真撮影を継続。ヤブ蚊がでてきた。17:30終了。16日(日)晴れ。田中と小松は墓碑の実測継続。札元・菅野班とメモと計測写真撮影を継続。今日はしのぎやすかった。17日(月)晴れ。前日と同じ分担でおこなう。

同年11月23日(金)~26日(月) 参加者 田中、竹田ゆかり・中尾陽介、山口ほか1名(以上埋蔵文化財サポートシステム)、生田(オリエントアイエヌジー)、フォトスキャンによる墓石の撮影をおこなう。

2019(平成31)年3月14日(木)~18日(月) 参加者 田中、菅野真由、札元小春(以上別大3年)、重岡菜穂(別大2年)、竹田ゆかり・中尾陽介(以上埋蔵文化財サポートシステム)、大石一久氏見学。14日(木)はれ。田中と学生3名、墓碑の実測を田中がおこない、学生3名は二班に分かれ、墓碑のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。15日(金)晴れのち曇り。田中は墓碑の実測継続。札元・菅野・重岡の学生3名はメモと計測写真撮影を継続。16日(土)小雨のち晴れ。田中は墓碑の実測継続。札元・菅野・重岡の3名はメモと計測写真撮影を継続。17日(日)晴れ田中とは墓碑の実測継続。札元・菅野・重岡分かれてそれぞれとメモと計測写真撮影を継続。今日はお彼岸の前の日曜日、墓参り多い。18日(月)晴れ前日と同じ分担でおこなう。

同年5月25日(土)~27日(月) 参加者 田中、末光博史(別大1年)、菅野真由、札元小春(以上別大3年)、竹田ゆかり・中尾陽介(以上埋蔵文化財サポートシステム)、宮木貴史(佐賀県立九州陶磁文化館)、野沢哲郎(諫早市教委)見学。

25日(土)はれ後うすくもり。田中と学生3名、機材の搬入後、墓碑の実測を田中がおこない、学生3名は二班に分かれ、墓碑のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。26日(日)晴れのち曇り、大変暑い。田中は墓碑の実測継続。札元・菅野・末光の学生3名はメモと計測写真撮影を継続。27日(月)曇りのち雨。前日と同じ分担でおこなう。今回も完結せず、あと10基ほど残った。

同年9月14日(土)~15日(日) 参加者 田中、木林俊英、藤塚大翔、吉岡琴美、吉満和花(以上4名別大2年)、竹田ゆかり・中尾陽介(以上埋蔵文化財サポートシステム)。14日(土)はれ、暑い。田中と学生4名、機材の搬入後、墓碑の略測と写真撮影を田中がおこない、学生4名は二班に分かれ、墓碑のスケッチと写真撮影、銘文読解を番号順にはじめる。直射日光が暑くてみんな堪えた。15日(日)晴れ、大変暑い。田中は墓碑の実測継続。学生4名は同じくメモと計測写真撮影を継続。意外と順調に進み12時には大浦国際墓地の調査を終了。

大浦国際墓地の沿革 安政の五ヶ国条約が締結された1858(安政5)年7月29日、長崎に外国人居留地を設けることが決まり、1859(安政6)年7月1日に開設された。しかし実際の居留地の埋め立てと造成工事は、最初にできた大浦地区でも1860(万延元)年10月15日まで遅れ、そのほかの地区が整うのは1861(文久元)年ごろであった。出島をふくむ居留地には条約国であるアメリカ・イギリス・ロシア・フランス・オランダの商人が居住するようになり、死者が生じ墓地の必要が出てきた。そのうちロシア人は長崎の対岸の稲佐悟真寺に1858(安政5)年以来ロシア海軍が墓地を作っていたため、その後悟真寺墓地がロシア人墓地に発展した。オランダ人は出島を居留地として保持したため1870(明治3)年までは江戸時代以来の悟真寺の墓地に埋葬されていた。大浦国際墓地が開設されるまでの2ないし3年のあいだのアメリカ人、イギリス人、フランス人などは、悟真寺墓地の中に別に墓域が設定され埋葬が行われている^{註27}。

大浦国際墓地は長崎外国人居留地の中央を流れる大浦川の刻む谷をさかのぼった山地の斜面に作られており、居留地を見下ろす位置に設定されている。1859(安政7)年12月にイギリス領事から大浦に墓地を持ちたい旨が幕府に伝えられ、翌1860(万延元)年7月墓地として現在の場所を貸与することを伝え、1861(万延2)年2月開設された。

そのご1884(明治17)年墓地が満杯状態になったので隣接した土地に拡張(東区)したが、そこも手狭であったため明治政府は各国領事と協議の結果、1888(明治21)年長崎北郊の浦上村山里に新たに坂本国際墓地を開設し、大浦国際墓地の歴史は閉じることになった。現在は長崎市が管理している。

墓地の現状と墓碑の配置(図15 写真12) 図15に掲げた大浦国際墓地の平面図は木下孝氏が作成し『長崎に眠る西洋人』巻末^{註28}に付された「大浦国際墓地墓石配置図」から墓石のない埋葬の位置を省略した図である。墓碑の番号は木下氏の使用した長崎市の台帳番号を踏襲した。

墓地の北西隅に中央部の個人住宅の玄関脇からはいるもう一か所の入り口が現在はあるが、そこは後世使われるようになったもので、本来は北西入り口のみである。入り口から南に向かった斜面をのぼる一本道の階段がある。その階段より西に狭い空間があり4基の埋葬があるが、いずれも墓地の最終時期である1886(明治19)年から88(明治21)年の埋葬で、本来の埋葬空間ではない。墓地は斜面に平坦面を作り出し石垣で段差をつくっている。この西区には11段の平坦面が認められ、階段に直交して

註27 田中裕介編2017注24前掲文献p101~105参照。大浦国際墓地開設後も悟真寺国際墓地には1869(明治2)年まで外国人の埋葬が行われており、そこをイギリス領事官が管理している。悟真寺と大浦の両墓地をどのように使い分けていたのかは不明である。

註28 木下2009注25前掲。



図15 大浦国際墓地平面図（400分の1）

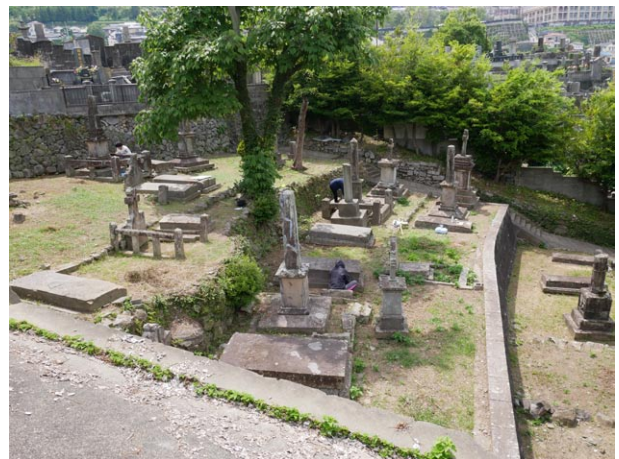
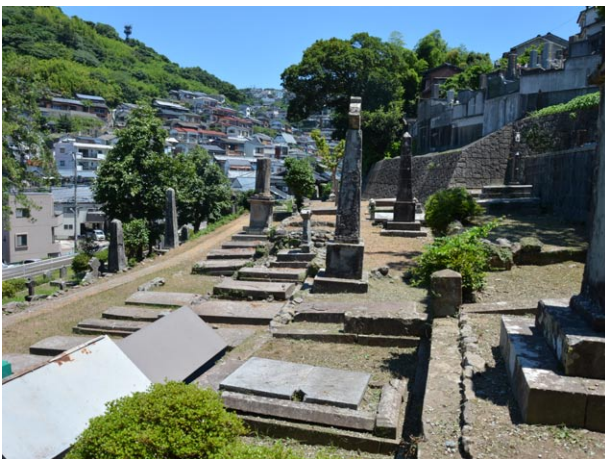


写真12 大浦国際墓地

短冊状の区画を作っている。第1段区画と第2段区画の間には石敷きの通路が中央の住宅まで伸び、第3段区画と第4段区画の間は2mを超す段差を石垣で築いている。その第4段区画の北縁に石敷きの通路が作られ、その延長に東区の区画が造成されている。第7段区画から第11段区画までは南北に狭い区画を谷部に作ったものである。

さらに特別な埋葬区として第5段には1863(文久3)年の薩英戦争の戦死者4名の埋葬区となっているほか、1870年代に第4段中央付近が乳幼児の埋葬区となっている。そのほか1880年代後半に埋葬が飽和状態になると、各段の埋葬の隙間や、埋葬の少ない場所に追加的埋葬が第2段、第7段、第10段や本来埋葬場所ではなかった階段西側などに行われている。

総じて死者は死亡の順に埋葬され、血縁者が隣同士で埋葬される例はなく、墓地の中に家族単位の墓域が設定されることのない個人墓の集積となっている^{註29}。

墓地の拡大過程 墓碑の銘文から判明する被葬者の死亡年代から復元すると、大浦国際墓地は年代的に大きく4つのまとまりに分けることができる。最初のまとまりは西区の第4段～第6段区画で、その中で最も高い位置に当たる第6段区画の中央の172号墓と173号墓が1861(文久元)年に埋葬された最古の墓である。そこから東西方向と北方向に埋葬が行われ、さらに第5段区画、第4段区画が追加されていき、1868(明治元)年には一旦そこまでが満杯になったことが分かる。そのご上下に当たる南北の区画が追加されていく。第1～3段目の区画は下位に追加されたもので、第3段目が1869(明治2)年に、第2段目が1871(明治4)年に、第1段目が1878(明治11)年に追加されている。北側に当たる谷底に向かう斜面を下に向かって拡張したことが分かる。南側の高所には第7段目が1868(明治元)年に、第8段目が1870(明治3)年に、第9段目が1872(明治5)年に、第10段目が1874(明治7)年に、第11段目が1876(明治9)年に埋葬が始まっている。南側の谷状の地形を上方に墓域を拡大させた様子が見て取れる。さらにおそらく南北への拡張が難しくなったため、さらに第4段目の通路を延伸した斜面を一段造成して1884(明治17)年に東区を造成している。

被葬者の人数と内容 この墓地の埋葬者の数は墓地の台帳による区画が252区画、そのうち枝番のある、すなわち一区画に2つ墓碑のある区画が14か所あり、2名以上の名をきざむ墓碑のうち実際に2名以上埋葬された墓碑が5基、逆に埋葬を伴わない墓碑のみが1基あり、差し引き270名の埋葬が行われたと考えられる。そのうち墓碑が残され埋葬記録と一致するものは219名である。

219名の内訳は成人男性189名、成人女性5名、10歳以下の乳幼児18名、年齢性別不詳7名である。外国人居留地という植民地状況による偏りが顕著である。さらに成人男性の年齢を10年ごとに区切って数えてみると、10代9名、20代50名、30代47名、40代21名、50代12名、60代3名、70代2名、年齢不明45名となり、海軍軍人と船員の死者が多い傾向と一致して若い男性の死者が多い。成人女性も20代2名、30代1名、年齢不明2名で同じ傾向をしめす。乳幼児は1歳未満の月齢児7名、1歳児2名、2歳児2名、3歳4歳5歳、9歳児各1名で、出生後間もない死が多い。

死者の国籍は、イギリス国籍133名と圧倒的に多く、その中にはスコットランド人9名、アイルランド人4名、ユダヤ人1名が含まれる。つぎにアメリカ国籍32名、ドイツ国籍16名そのうちユダヤ人1名を含む。フランス国籍13名、ポルトガル国籍6名、オランダ国籍5名、イタリア国籍3名、ノルウェー国籍2名、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、ベルギー国籍各1名、国籍不明5名と

註29 例外として一つの墓碑に血縁者の墓碑銘を連ねる例はあるが、そこに埋葬が行われている例はなく、子供の墓は大浦墓地にあるがその親の墓は坂本墓地にあるなど、死亡した年によって埋葬場所を異にしている。

なる。

墓碑銘あるいは死亡記録に記載された職業をみると、ほとんどが水兵である海軍軍人76名、陸軍軍人1名、領事館等の官吏4名、領事館付き巡査3名、民間船員18名、貿易商13名、ホテル経営12名、酒場経営2名、個人商店3名、医師5名、会社員・労働者3名、歌手1名となる。

死因で判明する例は伝染病死35名、事故死19名、戦死5名、殺害2名である。

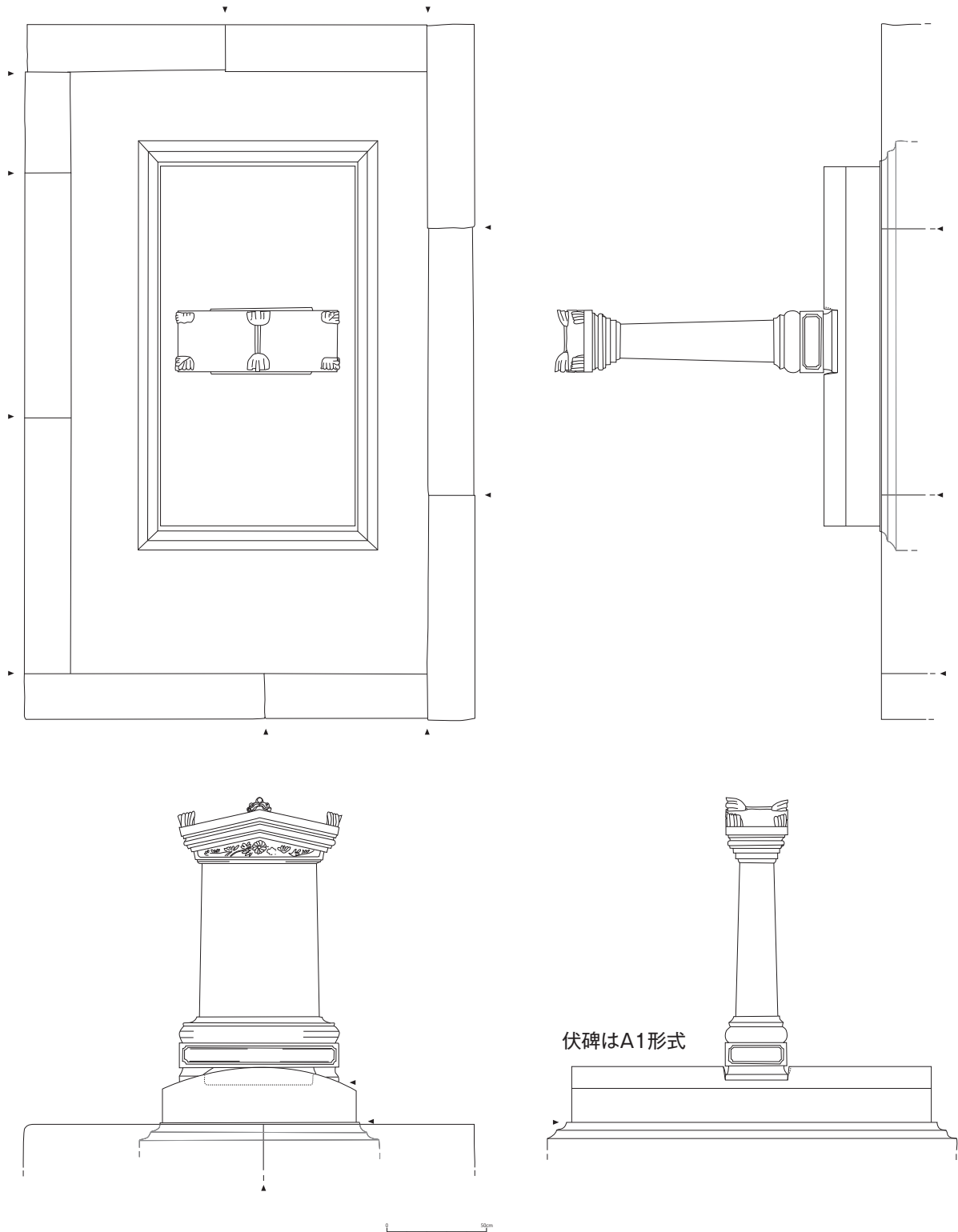


図16 大浦国際墓地62号墓碑 (30分の1)

年次別の死者数をみると、1861(文久元)年の2名に始まり例年2名ないし9名以内の死者数で幕末明治初期は推移するが、1876(明治9)年からは年間10名を超える年が多くなり、1877(明治11)年の15名、1885(明治18)年の31名が突出して多く、この両年は死因にチフス、コレラ、天然痘などの記載があり、伝染病による死者の増加であったと推定される。

墓碑の分類

大浦国際墓地の各墓は大きくふたつの部分からなる。一つは碑文が刻まれる石製の墓碑本体と、埋葬地を区画する柵囲である。後者は石製のものがほとんどだが、コンクリート製や漆喰製のものもある。さらに墓碑本体は長方形の板石を墓壙の上にふせておいた伏碑型墓碑と、板石あるいは立体的な造形の墓石を立てた立碑型墓碑に大別できる。個々の墓石は墓碑だけからなる場合と、柵囲を備える場合がある。この分類に入らない墓碑として自然石をそのまま使った墓碑もあるが、これは少数である。いかにやや詳しく述べる。なおこの分類には、悟真寺国際墓地の墓碑も含めて考えている。

伏碑型墓碑 台座を有する墓碑と、伏碑単独の墓碑に大別され、伏碑単独の墓碑は次の3種に分かれる。

A形式 背面が浅い円状に膨らむ扁平な形態の長方形の一枚石で作られた墓碑で、背面に碑文が刻まれる。両端まで扁平なA1形式(図16)、背面両端を台形に斜めに落とすA2形式、背面両端を半円形に切り落とすA3形式と、背面の4隅に別の石で装飾を付加するA4形式(図17)がある。A1、A2、A3形式は幕末以前のオランダ人墓地に存在する形態である。

B形式 平面が水平の平形一枚石からなる墓石で、背面に碑文を刻む。長崎の国際墓地ではほとんど見ることができないが、横浜外国人墓地ではいくつか類例があり、マカオプロテスタント墓地では台座の上の固定される墓碑はすべてこの形式である。単独で使われる場合も多く、ヨーロッパ式の墓碑の典型である。

C形式 背面の断面が三角形あるいは山形の屋根形の墓石である。碑文は背面の片方に彫られることが多い(図18)。

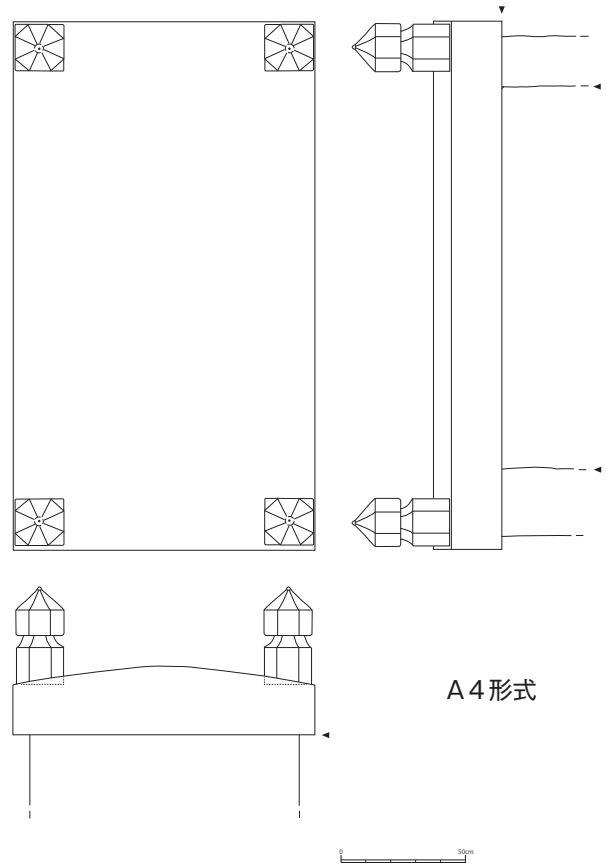


図17 大浦国際墓地
172号墓碑 (30分の1)

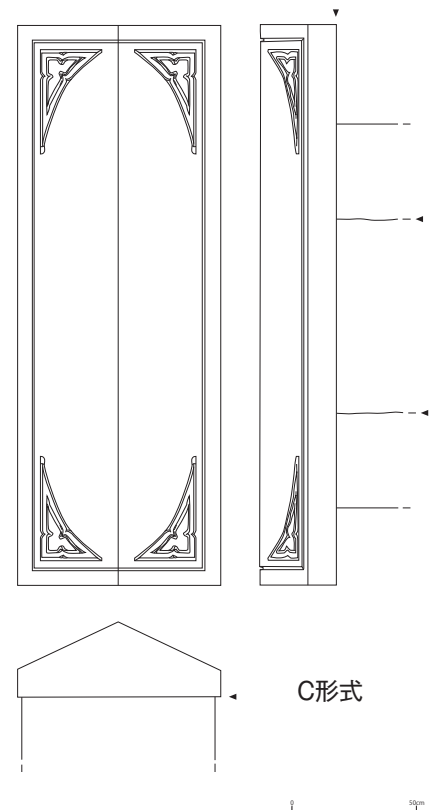


図18 大浦173号墓碑 (30分の1)

D形式 断面分銅形の高い台座を持つ形式である(図19)。大浦国際墓地では少数認められるが、横浜外国人墓地やマカオプロテスタント墓地では主流の形式である。

E形式 方形の台座のうえに板石をピラミッド状に重ねその頂上に十字架などを配する立体的な長方形の墓碑である(写真13)。長崎の悟真寺国際墓地とマカオプロテスタント墓地に存在する。

立碑型墓碑 墓碑を立てる立碑型の墓碑には大別4群に分けることができる。平石を立てる板状立碑、くりぬき細工で立体的に表現する十字架立碑、立体方形の碑身が共通しその上に円錐形あるいは方錐系の柱をたてる塔形立碑、大型の自然石を利用した自然石立碑の4形態である。各形態はさらに次のように中分類できる。



写真13 悟真寺国際墓地 1号墓碑 E形式

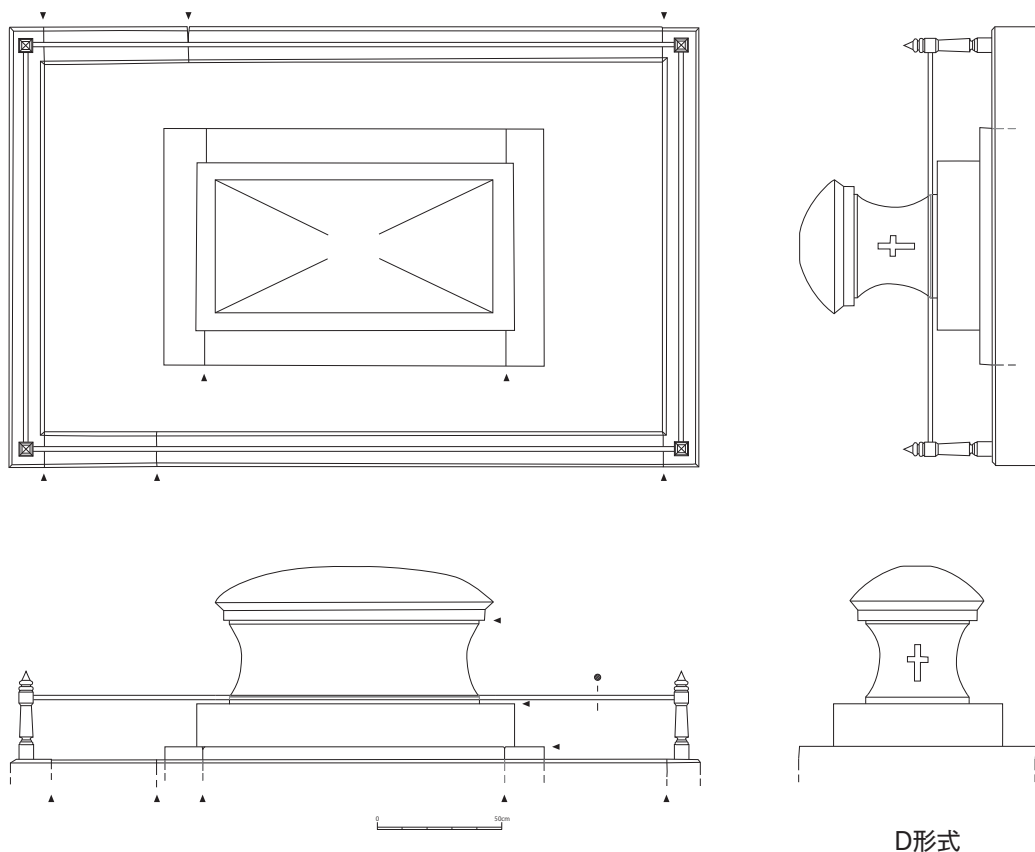


図19 大浦国際墓地69号墓碑 (30分の1)

D形式

板状立碑

A形式 板状立碑の頭頂部は様々な形があるが一枚の平石を立てて正面に碑文をきざむ墓碑形式である(図20・21)。

B形式 板石の頂部に屋根の破風を装飾する破風形の墓碑形式である(図16)。

***ベッド形墓碑** 墓碑の形式ではないが平石の墓碑を足石と頭石の大小2枚を立てて墓域の両端に立てる墓碑があり(図20)、長崎悟真寺国際墓地、大浦国際墓地、横浜外国人墓地、マカオプロテスタント墓地でそれぞれ確認できる。イギリスとアメリカに起源する墓碑形式である。

十字架立碑

C形式 平石の頭部に十字架表現を彫り込むための輪郭を作る墓碑形式である(図22)。

D形式 墓碑が立体的な十字架を立てる墓碑形式である(図23)。

塔形立碑

E形式 立体長方形の碑身のうえに円錐形の石柱を載せる形式で、円錐の頭部がそのままのE1形式(図24)と、頭部が折れている状態をそのまま表現したE2形式がある(図25)。

F形式 立体方形の碑身の上に角錐の石柱を載せる墓碑で、大浦国際墓地にはないが、横浜外国人墓地とマカオプロテスタント墓地に存在する(図28)。

G形式 上部に四角錐の石柱をのせたオベリスク型の墓碑である(写真14)。長崎悟真寺国際墓地、大浦国際墓地、横浜外国人墓地、マカオプロテスタント墓地でそれぞれ確認できる。

H形式 高い四角柱の方柱形墓碑の頂部に装飾を加えた形式で、大浦国際墓地にはないが、横浜外国人墓地とマカオプ

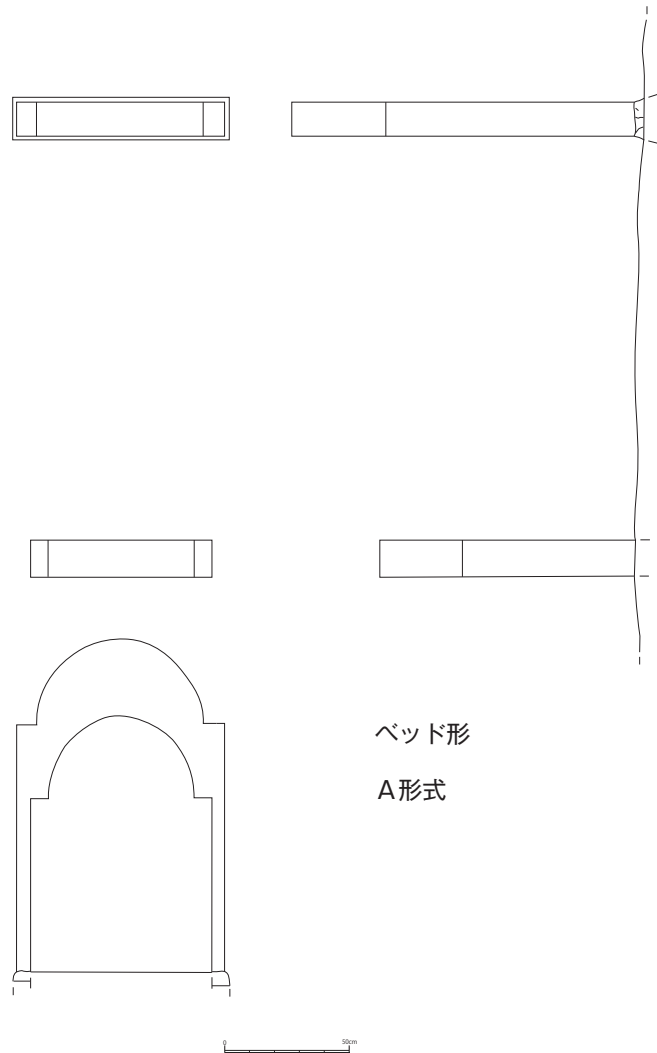


図20 大浦国際墓地 67号墓碑 (30分の1)

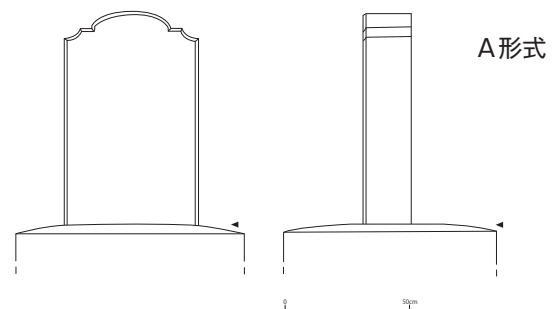
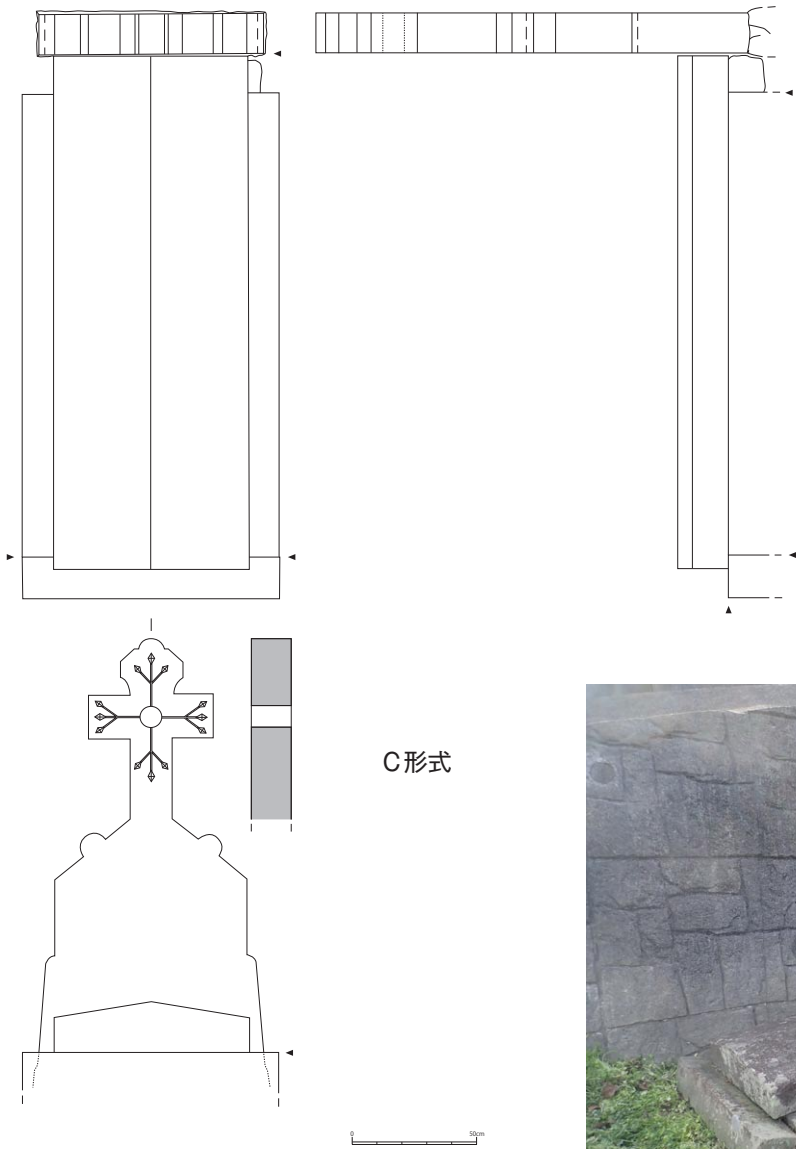


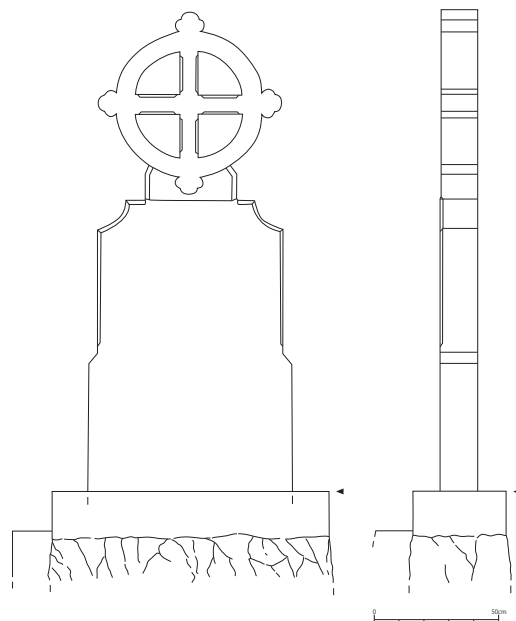
図21 大浦国際墓地 71号墓碑 (30分の1)



C形式



図22 大浦国際墓地 221号墓碑 (30分の1)



D形式

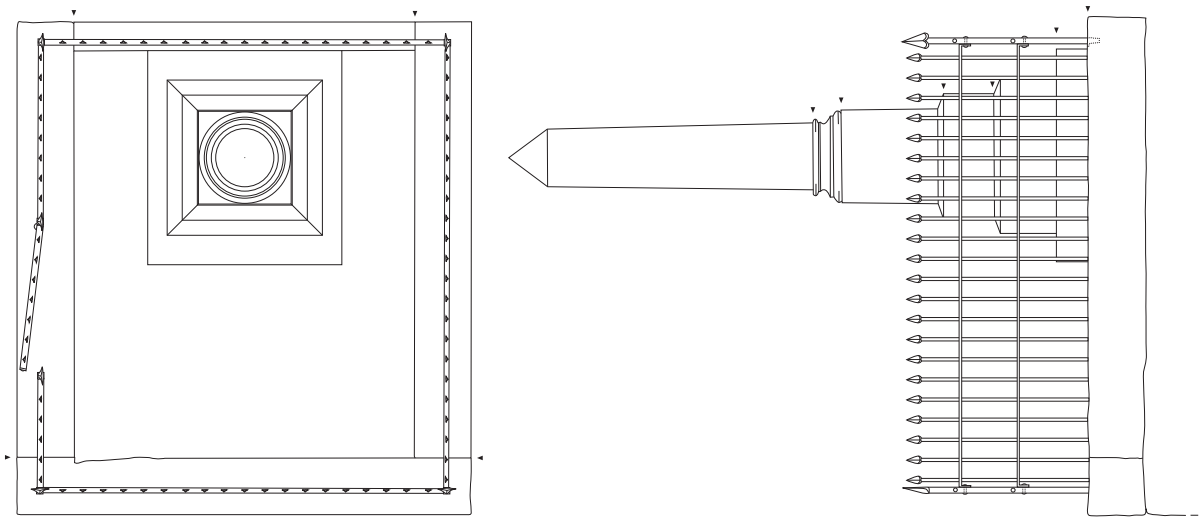
図23 大浦国際墓地 181号墓碑 (30分の1)

ロテスタント墓地に存在する。

Ⅰ形式 自然石立碑

*このほかに塔形立碑の変形であるが、上部に人物像を浮き彫りにした墓碑がある。

^{さくがこい}柵圍(図16・19・24・25) 埋葬施設としては長方形の木棺を使って伸展葬に死者を葬っていると考えられる。木棺を埋設した範囲を明示するために石材とそれに付随する鉄製の柵あるいは鎖などを墓碑のまわりに構築した施設が柵圍である。42か所の墓で認められる。方柱状の長い石を組み合わせて長方形の枠組みを地上に設置しただけのA類(図16)、その上に石材で四周に欄干を設けたB類、A類の石組の四隅に石柱を立て、その間に鉄の鎖をとりつけるC類、石組みの上部に鉄棒を使って柵を回したD 1類(図23)、C類の鎖の代わりに鉄棒を横に取り付けたD 2類(図19)、A類の石組みの四隅に鉄柱を4本立てたD 3類(図25)に分かれる。



E 1形式

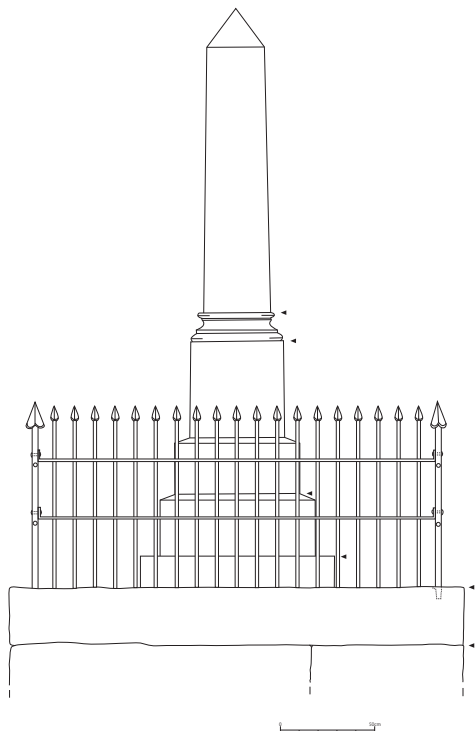


図24 大浦国際墓地
52-1号墓碑 (40分の1)

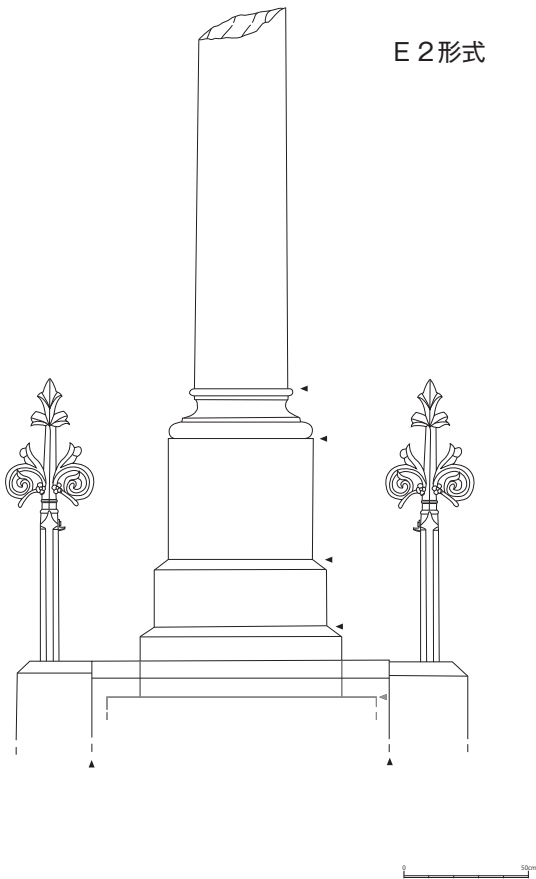
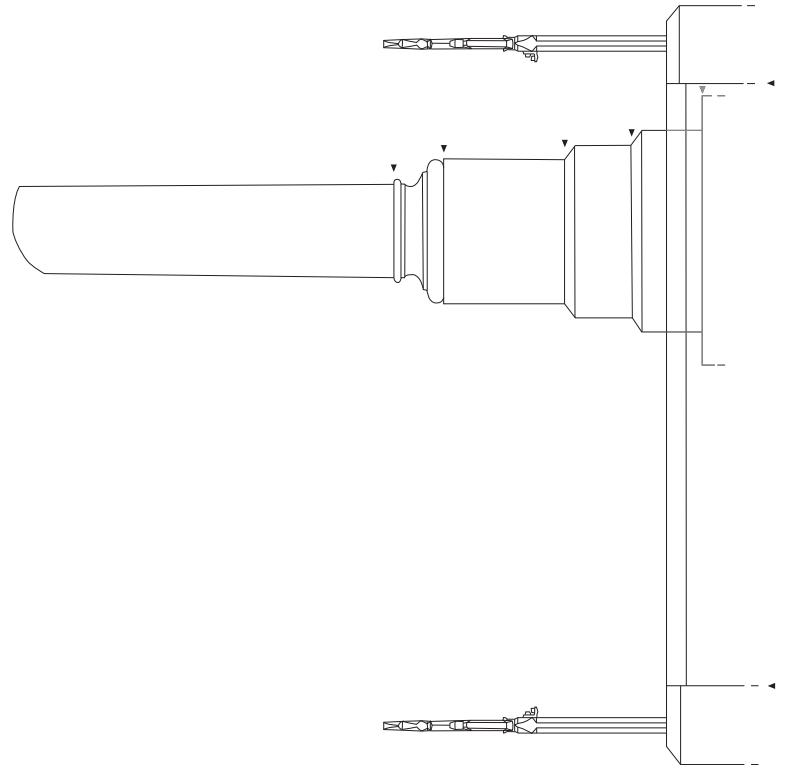
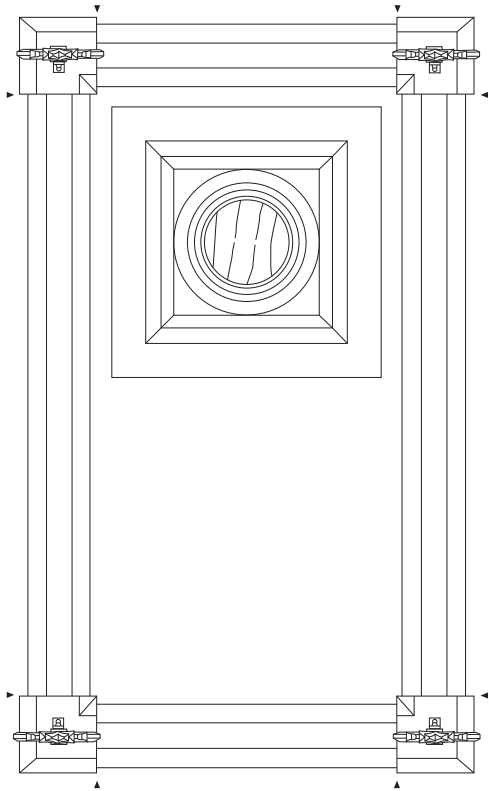


図25 大浦国際墓地73号墓碑 (30分の1)

写真14 大浦国際墓地64-2号 G形式

墓碑のまとめ 大浦国際墓地に林立する異国情緒満載の墓碑の分類をおこなった。同時に全国の幕末明治期の外国人居留地墓地の墓碑にも適応できるように考えながら大分類と中分類までおこなった。さらに各形式を細分すると果てしなく分類できるほどに、外国人の墓碑は多彩である。その中ではっきりしていることは①多彩とはいえ全国の外人墓碑は伏碑と立碑という二つの形態にまとめられること。②大浦国際墓地の伏碑にはヨーロッパ式のB形式はなく、オランダ人墓地以来の伝統的な外国人墓地のA形式が踏襲されていること、③日本国内に起源があると考えられるA形式を除くとそのほかの墓碑形式はすべて居留地に住んだ欧米人の故郷の墓碑に由来するものと考えられる。その典型はイギリスからアメリカ合衆国ニューイングランド地方に起源する平石利用の立碑を二枚使用するベッド形墓碑である。

なお墓碑に使用された石材は長崎の地元で供給された砂岩がほとんどであるが、一部に石灰岩や花崗岩が使われており、石灰岩と花崗岩は遠隔地から供給された石材と考えられる。

大浦国際墓地の意義

大浦国際墓地は長崎外国人居留地の領事団によって管理され、死者の埋葬記録も各国の領事によって行われた。その葬式も居留地に居住するようになった自国民の信仰を保証するために来日したキリスト教の宣教師や牧師によって行われるのが通例である。これは安政の五か国条約にはじまる治外法権によって、居留地の墓地に対して江戸幕府から明治政府に至るまで日本の法律が適用されなかったことによる。江戸時代のオランダ人墓地、和親条約期の下田玉泉寺の外国人墓地、幕末の居留地外に逗留したロシア海軍の墓地である長崎悟真寺ロシア人墓などの江戸幕府の法がおよぶ空間では、死者の検視、埋葬、墓地の管理などにたいし幕府が大きく関与し、かれらの葬式には仏教寺院が関わる例が多いのとは大きく異なっていた。このような多彩な墓碑が1861(文久元)年を境に突然出現するのは、治外法権の設定により居留地の外国人が、幕府の意向に関係なく埋葬と墓碑の建設を自由に行うことができるようになったことによると考えられる。

第5節 神奈川県横浜市横浜外国人墓地

横浜旧市街の元町の背後に所在する横浜外国人墓地(横浜市中区山手町：図26)は現在公益財団法人「横浜外国人墓地」を管理者とする墓地としてこれまでに4000名以上の埋葬がおこなわれ、いまもなお墓地として機能している。現在は管理事務所とそのわきの正面入り口から横浜市街を見降ろす丘陵斜面に22区画の墓域にわかれて墓地が広がっている(図27)。1859(安政6)年から1899(明治32)年の外国人居留地時代の墓は各区域に点々と散在しているが、幕末の1867(慶応3)年までの墓地は16・17区と21・22区に集中している。今回の調査はこの地区を中心におこなった。この墓地のほかに1890年代から利用された根岸外国人墓地が横浜市中区に所在するが、ほとんどの墓碑が20世紀のものであるため今回は調査しなかった。

墓地についての沿革、被葬者の事績についてはいくつかの優れた書籍^{註30}があり、それらをもとに

註30 『市民グラフィコハマ』33号山手外人墓地・社会・文化『人名辞典』1980 横浜市市民局市民活動部広報課広報センター
竹内博・東海林静男・斎藤多喜夫1985『横浜外人墓地・山手の丘に眠る人々』山桃舎
斎藤多喜夫2012『横浜外国人墓地に眠る人々』有隣堂

居留地時代の墓地を再構成すると以下ようになる。横浜外国人墓地のある斜面の元町側の丘の裾に真言宗寺院増徳院があった^{註31}。ここが外国人墓地になる端緒は1854(嘉永7)年3月6日にペリー艦隊の2回目の来航の際、横浜沖の艦上で亡くなったアメリカ人水兵ロバート・ウィリアムズを翌3月9日に埋葬したことにはじまる。彼の埋葬は増徳院境内の檀家の



図26 横浜居留地と外国人墓地

墓地の一角になされ、当日はペリー艦隊が用意した木製の墓碑が用いられた^{註32}が、そのご日米和親条約の追加条約第5条の締結に伴う取り決めにより伊豆国下田に外国人墓地がもうけられることになり、同年6月13日に改葬され、いったんは外国人の埋葬は終結した。

1859(安政6)年8月25日にロシア艦隊に属するアスコルド号乗組員ロマン・モフェト海軍少尉と水兵イワン・ソコロフの2名のロシア人が横浜市中で殺害された。ロシア艦隊と江戸幕府外国奉行の交渉により、増徳院の墓地に仮埋葬された。彼らの埋葬が実質的な外国人墓地の始まりである。妥結条件に基づき、およそ1年後の1860(万延元)年12月19日に同じ増徳院の墓地内に礼拝堂が建てられ二人はその下に改葬された^{註33}。かれらの墓碑と礼拝堂は関東大震災によって倒壊し現存しないが、当時の瓦版などによれば十字架碑のうえに4本の円柱に支えられた屋根の上に玉ねぎ型の尖塔と十字架をたてるロシア風の建築物であった。さらに同じ1860(安政7)年2月26日に横浜市街でオランダ人船長ナニング・デッケルとウェセル・ド・フォスが殺害され、賠償金1700両が幕府によって支払われた。葬儀は3日後に行われ、同じ増徳院の墓地に葬られた。居留地のオランダ人の拠金により二人の合同の墓碑が立てられている。まだこの時点ではこの場所は居留地の管理する墓地ではなく、日本人の墓地と併存する仏教寺院増徳院の境内であったが、墓碑はロシア風あるいはヨーロッパ風の墓碑であることが注目される。

その後1861(文久元)年7月に増徳院の墓地から日本人の墓地を移転し、外国人専用の墓地とすることを幕府は裁可し、墓地の管理は増徳院が行うことを幕府に望ましいとした。しかし外国人居留地の成立とともに墓地の管理は各国領事団にゆだねられ、居留地付属の墓地として幕府および明治政府の権限の及ばない墓地となった。そのため墓碑の形態はまさにヨーロッパ的であり、筆者の乏しい印象では長崎の大浦国際墓地よりも、マカオのプロテスタント墓地の墓碑の方が似ているような印象さえ

註31 増徳院は現在別な場所に移転している。

註32 田中裕介編2017注24前掲文献 p110参照。

註33 宮永孝1996『幕末異人殺傷録』 p11-22 角川書店

受ける。

横浜外国人墓地において埋葬が始まった1859(安政6)年から居留地を閉じる1899(明治32)年までの横浜外国人居留地時代の40年間の初期の墓碑を対象として形式分類と新形式の有無を検討しようと考え、墓碑の記録化と写真撮影をおこなうことにした。しかし実際に記録できたのは最古の墓碑がみつまる21区と22区までに限られた。

調査経過 2018(平成30)年3月8日(木)～9日(金) 8日(木)終日小雨 紀年銘を確認しながら、メモと写真撮影をおこなう。おおよその全体像を把握する。9日(金)くもり 昨日雨の影響があった墓碑について写真の撮り直しと、幕末明治期の墓碑が集中する20～22区の墓区の墓碑を詳細に観察した。

同年5月4日(土)最古の墓碑の実測をおこない、22区と21区の見取り図を作成する。

墓地の現状 (図 27)

現在墓地の正面入り口は管理棟のある山手の丘陵上であるが、そこはかつて横浜外国人居留地守備のため駐屯したイギリス軍宿営地の西側にあたり、1864(元治元)年英軍墓地として設定された区域への入口に当たる。最古の墓碑は反対側にあたる丘陵斜面をおりた22区にあり、元町側通用門こそ本来の増徳寺墓地の入口である。増徳寺はその北側の丘陵上に存在した。現在そこに1860年代の幕末期の墓碑が集まっている。1861(文久元)年に外国人墓地として囲い込まれた場所は16・17・21・22区である。6区と21区には1870年代の子供の墓域がある。それ以外は大人の墓域であり、夫婦が隣同士で埋葬されている場合も多いが、こどもは必ずしも同じ場所ではない。幼少児の墓域が存在すること、墓の並びは列状に配列するものが多く、夫婦の墓が並んで設けられる例は多いけれども、一族の墓域はほとんどない。

墓碑(写真 15) 21・22区の幕末から明治時代の墓地の特徴は立碑と伏碑、柵囲からなることである。それは長崎の幕末明治の墓碑と共通する。立碑は22形式、伏碑は6形式、柵囲は長方形に石材を配石したものと、その上に鉄製の柵を設けたものの2種に分かれる。立碑型墓碑の中に頭石と足石からなるベッド形墓碑(小児のベッド型もある)が数基存在する。墓碑形式の種類は長崎と函館またマカオの

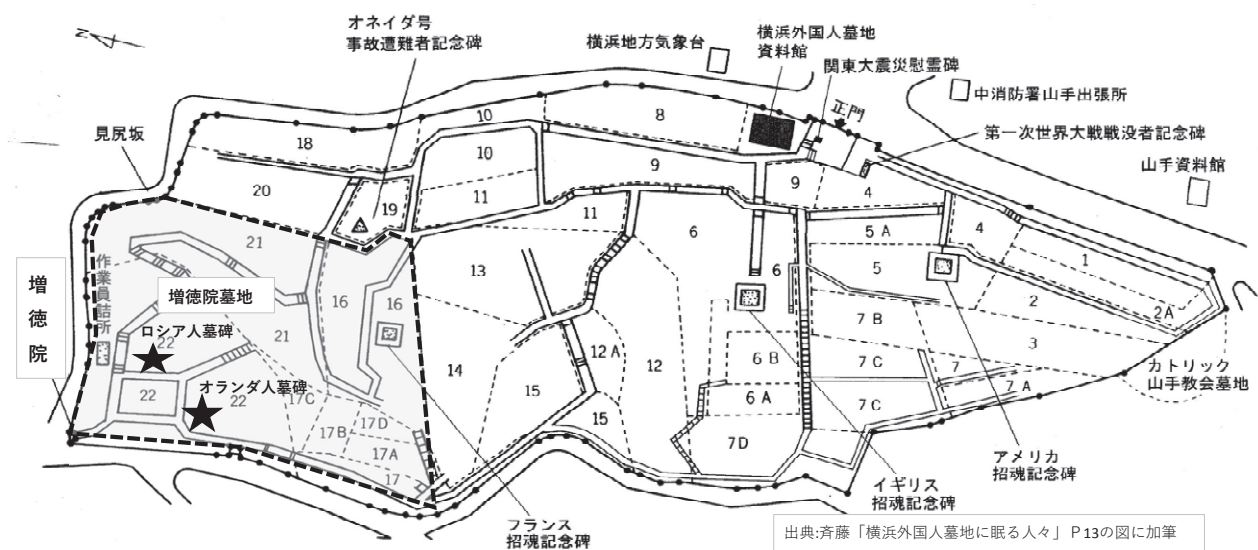
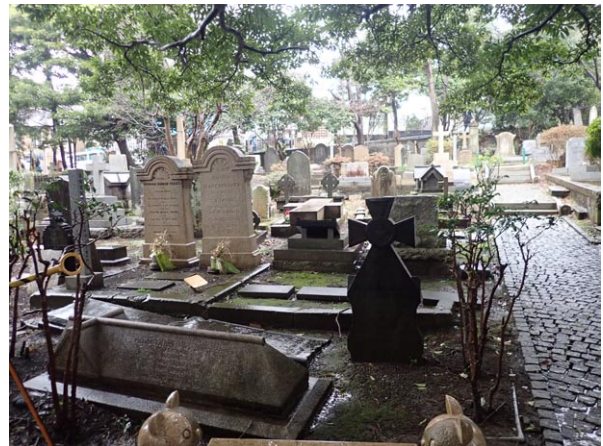


図27 横浜外国人墓地平面図

墓地とも共通する特徴である。その中で最古の墓碑の実測を行った。



22区ロシア人墓地



ベッド形墓碑



子供の墓域

写真15 横浜外国人墓地の墓碑群

フォスとデッケル墓碑(図 28、写真 16) 横浜外国人墓地最古の墓碑にして最大規模の石造物である。上述のとおり1860(安政7)年2月26日殺害されたオランダ人船長2名の墓で、その年の内にこの墓碑が建てられている。総高およそ6.3m、一辺3mの方形の石材を組み合わせた基壇が造られその上に、一辺180cm高さ175センチの4石を組み合わせた墓碑本体を重ね、正面に被葬者フォス船長、背面にデッケル船長の墓碑銘をオランダ語で記す。その上に中台となる逆向きの花卉を重ねた台座と幅110センチの受け皿を置き。その上に下端一辺110cm高さ3.5mのピラミッド型の一石からなる四角錐の石材をおく。石材はすべて同一の溶岩のような火成岩である。長崎のオランダ人墓碑とは全く異なる様式である。

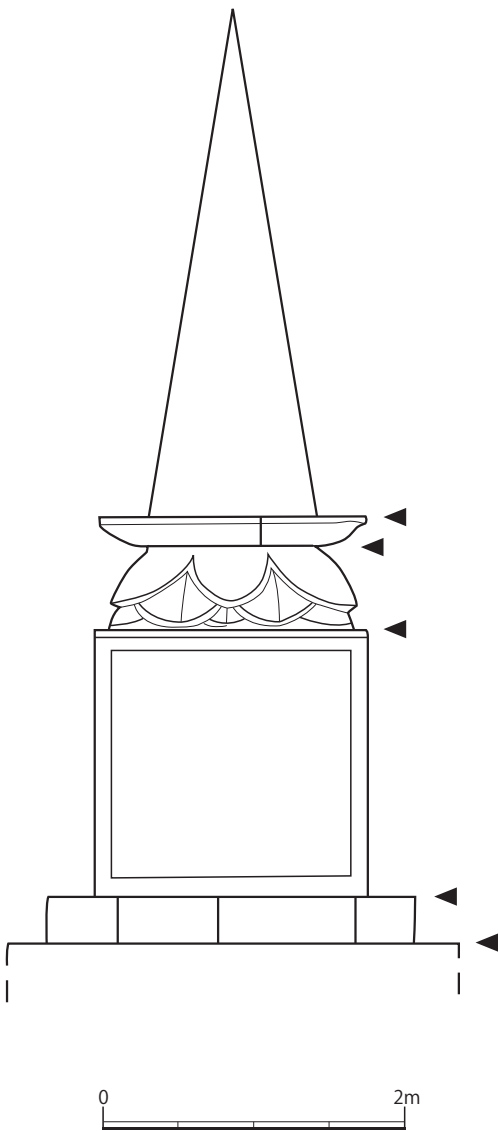


図28 フォスとデッケル墓碑 (50分の1)
F形式



写真16 フォスとデッケル墓碑

第6節 兵庫県神戸市神戸市立外国人墓地

現在、神戸市立外国人墓地として神戸市北区山田町の六甲山の再度公園内に所在する。神戸市のHPによれば、二つの外国人墓地を統合して、現在の場所に1961(昭和36)年に移転したものである。当初は江戸幕府と欧米諸国との条約に基づき1868(慶応4)年1月の神戸開港に伴う外国人居留地設定のなかで墓地を設けることを取り決めたことが始まりである。開港前の1967(慶応3)年12月に急遽埋葬がおこなわれ、1869(明治2)年10月に明治政府が用地を買収し正式に発足した。当初は小野浜に外国人墓地が作られ居留地外国人が管理する墓地として存続し、その後1899(明治32)年外国人居留地返還に伴って新たに春日野外国人墓地が作られた。その後小野浜と春日野の二か所の墓地が手狭になったため、新しい墓地の建設が計画され1961(昭和36)年までに小野浜墓地から620基、春日野墓地から1406基が移転して現在の墓地が出来上がった。その後も引き続き外国人墓地として多くの埋葬がなされている。その中の最も奥に位置し現在小野浜地区と呼ばれる区画は、居留地時代の墓地から移転した墓碑の区画である。

このように墓地の統合と移転がおこなわれているため、墓碑の並びは当初のものではない可能性が高いので、予備調査はまず墓碑中心に行うことに決めた。小野浜地区の居留地時代の墓碑がどの程度あるか調べるため明治元年から32年までの墓碑500基を対象とした。

調査経過 2017(平成29)年10月8日(日) 午前中は墓地全体を観察、イスラム教徒墓地やヒンズー教徒墓地があるのには驚いた。さらに小野浜地区の居留地時代の墓碑を確認して、午後からそこを集中的に調査する。慶応四(1868)年の1月のイギリス水兵海難者の墓碑が日本式であるのに対し、同じ年の2月におきた堺事件によるフランス人兵士の墓碑がヨーロッパ式である点を発見して、より詳細な調査の必要があることが判明した。

最古の墓碑群の二者 (写真 17) 小野浜墓地の最初の埋葬は1967(慶応3)年12月、翌年1月の開港を控えて神戸沖に集結した欧米各国の艦隊乗員の死者4名を応急に埋葬したところからはじまる。当時は木製の墓標のみ建てたようである^{註34}。現在小野浜地区1区のイギリス人墓地の中にそのうちの2名の墓碑が立っているが、いずれも後の居留地時代に石製墓碑に立て直したものと推定される。

これに対して翌年1968年明治元年に建てられたアメリカ人墓地とフランス人墓地は対照的な墓碑形態をなしている。いずれも正式に居留地側の管理が正式に始まる以前の埋葬である。慶応4(1868)年1月12日に安治川転覆事故で水没したアメリカ海軍将校水兵12名の遺体が小野浜墓地に埋葬された。現在、外国人墓地に遭難記念碑と10基の水兵の墓碑が現存する。10基の墓碑は台石2段の上に断面正方形の方柱形の日本式墓碑に英語で墓碑銘が彫られている。これに対してフランス水兵11名の墓碑はすべてヨーロッパ式の伏碑が置かれている。彼らはいずれも慶応4年(1868)年2月15日に惹起した堺事件の死者である。堺事件とは戊辰戦役直後堺に進駐し警備にあっていた土佐藩兵がフランス海軍測量隊に発砲し、11名が殺害され、その後事件の責任を取って11名の土佐藩士が切腹した事件をさす^{註35}。なぜひと月違いで同じ小野浜墓地に埋葬されたアメリカ人水兵とフランス人水兵の墓碑の形態が一方は日本式、他方はフランス式になるのだろうか。墓碑が建てられた時期の違いか。それとも墓

註34 谷口利一1986『使徒たちよ眠れ—神戸外国人墓地物語—』神戸新聞出版センター

註35 堺事件については、大岡昇平1989『堺港攘夷始末』中央公論社と、高知県立歴史民俗資料館編2018『堺事件—150年の時を経て—』(平成29年度企画展図録)によった。

地を管理するものの違いなのか。今後の課題である。調査は最古の墓碑の一群を確認したのみであるが、周囲にはなお、居留地時代の墓碑が数多く残されており、さらに調査をおこないたい。

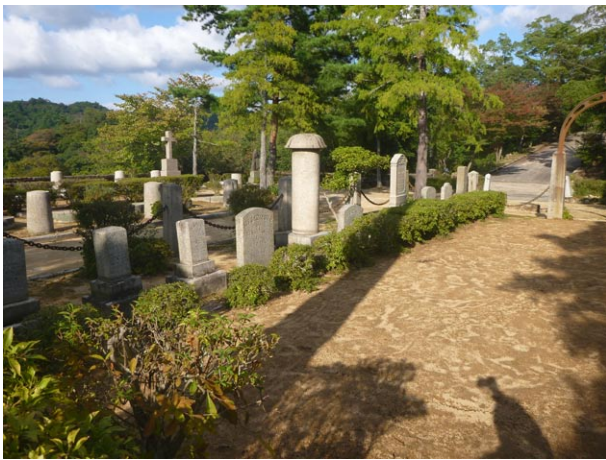


写真17 神戸外国人墓地

第7節 中華人民共和国マカオ特別行政区マカオプロテスタント墓地

中華人民共和国の特別行政区であるマカオは1557(明：嘉靖36)年以来長くポルトガルの植民市であった。江戸幕府がポルトガル人の長崎追放をおこなう1639(寛永16)年まで、マカオは日本にとって最も重要な貿易港であった。同時にマカオはポルトガルにとって明清時代をとおして中国貿易の拠点であった。この地に19世紀のプロテスタント墓地(舊基督教墳場, Cemitério Protestante)が残されている(写真 18)。墓地は1814(清：嘉慶19)年にイギリス東インド会社によって開設され、1860年代に別な地点に新墓地が造成されたため、19世紀前半の墓地景観がそのまま残されることとなった。1999年にマカオが中国に返還されたのち2005年に世界文化遺産「マカオ歴史地区」の構成要素として登録されている。墓地には1767(清：乾隆32)年銘を最古とし、19世紀中ごろまでの墓碑が保存されている。古い墓碑は墓地開設時に移設されてきたものである。被葬者はイギリス人、アメリカ人、デンマーク人、オランダ人、ドイツ人である。1757(清：乾隆22)年に広東がヨーロッパ各国に対する唯一の貿易港として開かれたが、貿易シーズン以外は商人や船員はマカオに居住地を持つシステムであった^{註36}。その状況は1840(清：道光20、天保11)年に始まったアヘン戦争による香港の開港後もつづき、アロー号戦争の後1860年前後から香港と上海が安定した居留地となるまで、マカオはヨーロッパ人の唯一の安全地帯であった。中国各地の開港都市で外国人居留地の墓地が開設されるのは1860年ごろからであり、マカオプロテスタント墓地はそれ以前のヨーロッパ人の墓をしる唯一の墓地であるといえる。

この墓地についてはリンゼイ・ライド、メイ・ライド夫妻による1960年代を中心として調査記録がバーナード・メロー氏によって編集出版されている^{註37}。マカオとイギリスの関係や19世紀の英中関係の豊富な記述がなされ、墓碑の銘文と被葬者の事績を知ることのできる名著である。この著書に掲載された墓碑の写真のなかに、日本の幕末に設けられた居留地の外国人墓碑と同じ形式の墓碑が多数存在すること、日本の墓地に先立つ墓碑の形態や存在するため、現地を調査することにした。

調査経過 2019(令和元)年8月18日(日)~21日(水) 参加者 田中、吉岡拓哉(別大院2年)

18日(日) くもり時々雨。17:00マカオ空港着、タクシーでマカオ市内のホテルに。19日(月) 晴れ時々曇り 大変暑い すべて徒歩9:00からマカオプロテスタント墓地に行き調査を始める。田中と吉岡で二手に分かれて墓碑の写真撮影。石材は花崗岩と石灰岩に限られる。時々石材に矢穴が残る。日本の外国人墓地と同じベッド形の墓碑有り。18:00終了。20日(火) 晴れ 蒸し暑い 9:30から12:00まで墓碑分類の調査続行。長崎大浦国際墓地とは異なるものが多く、横浜国際墓地の方が近いもの多い。17:30終了。21日(水) はれ。マカオ空港に移り出国手続き、マカオ航空便にて8:40発、13:00福岡空港着。

墓地 現状では162基の墓地と墓地開設時に移設して壁にはめ込まれた墓碑22基、それにリンゼイ・ライド氏の墓所が加わっている。墓地の特徴は①入り口近くの教会と墓地が一体となっていること。②墓地は斜面から谷底に作られているため、高低のある二段の敷地に分割されていること。③各敷地には中央に通路あるいは通路となりうる空閑地を挟んで、墓碑がならぶこと。④墓は東西方向を主に、

註36 川口洋平・村尾進2008「港市社会論—長崎と広州—」『海域アジア史研究入門』岩波書店

註37 Lindsay and May Ride (Edited by Bernard Mellor) 1996 "AN EAST INDIA COMPANY CEMETERY-Protestant Burial in Macau" 香港大学出版社



下段



下段



下段



下段から上段を見る



72号墓 (ベッド形墓碑)



中央：137号墓



138号墓



18世紀の墓碑 (中央：171号碑)

写真18 マカオプロテスタント墓地

一部敷地の関係で南北方向にならぶ墓群が形成されている。下段の一角に8基の幼児ないし小児の墓碑が集まるところがある。墓地の配列や幼少児の墓域が存在するのは横浜外国人墓地の21区や、長崎大浦国際墓地でも認められる特徴である。

墓碑^{註38} 日本の外国人居留地墓地と同様に、大別して立碑と伏碑からなり、加えて柵囲をもつ墓碑が一基がある。墓碑の詳細と全体像はなお未整理であるが、墓碑に使われた石材の大半は花崗岩である。一部には石灰岩が使われている。ここでは特筆すべき幾つかの墓碑を紹介する。

①**ベツト形墓碑** 頭石と足石の二基の立碑型墓石をセットとするベツト形墓碑が三基存在する。1842(清：道光22)年に死亡したアメリカ人船員ナザニアル・シンプソンの128号墓、1845(道光25)年に死亡したルイス・ハミルトンの72号墓と、1850(道光30)年になくなった香港裁判所事務官イギリス人フレデリック・スミスの墓碑である。ハミルトンはマカオに小型船の造船所を経営したアメリカ人である。この形式の墓碑は日本では長崎稲佐悟真寺国際墓地、同大浦国際墓地、神奈川県横浜市横浜外国人墓地でも知られて、1860年代の石製墓碑の実例が残っている。それに先立って1854(嘉永7)年に横浜で仮埋葬されたペリー艦隊の水兵の木製墓碑が二枚セットであることから、かれの墓碑はベツト形と推定される^{註39}。この墓碑はイギリスに起源をもち19世紀前半にはアメリカ合衆国東海岸北部州でよく見かける形式である^{註40}。今回の調査で日本よりも古い実例がマカオに存在することが明らかになった。

②**オベリスク形墓碑** この形式の墓碑は日本では長崎稲佐悟真寺国際墓地、同大浦国際墓地、神奈川県横浜市横浜外国人墓地でも知られて、最古の例は1859(安政6)年11月に長崎出島で亡くなった上海のイギリス人貿易商ヘンリー・トービーの墓碑であるが、マカオ墓地には1841(道光21)年に香港で亡くなったイギリス海軍軍人ハンフリー・センハウスの墓碑が、このオベリスク形である(写真19)。この墓碑はこの墓地ではよほど印象的であつたらしく、1853(咸豊3)年にペリー艦隊が日本遠征の合間に訪れたマカオを描いた図版にも描かれている^{註41}。この墓碑がすでにマカオに先例があることが明らかになった。

③**角錐尖塔形墓碑** 方柱形の墓碑本体の上に中台を置き、その上にピラミッド方の角錐尖塔を置くタイプで、横浜外国人墓地現存最古の墓碑^{註42}がこの形式である。1860(安政7)年2月26日に殺害された2名のオランダ人フォスとデッケルの合同



写真19 マカオプロテスタント墓地136号墓碑

註38 以下、墓碑の番号はLindsay and May Ride1996の番号に従う。

註39 田中裕介編2017『日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究』(科研費基盤研究C報告書) p109~110 別府大学

註40 Christina Eriquez 2009 "Our History In Stone-The New-England Cemetery Dictionary"p15,Sinematix

註41 オフィス宮崎編訳2009『ペリー艦隊日本遠征記』下巻P54 万来舎

註42 横浜外国人墓地最古の埋葬はロシア人水兵モフェトとソコロフの埋葬であるが、当時の墓碑は現存しない。

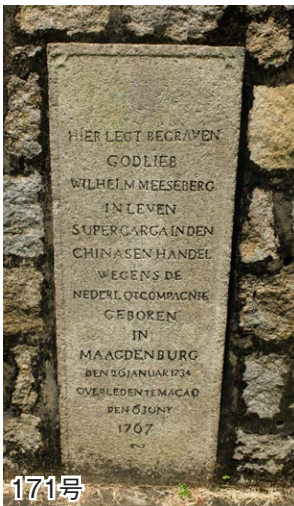
墓碑は、高さ5mに達する巨大なものである(図28、写真16)。この形式(立碑F形式)の、さらに古い類例がマカオプロテスタント墓地にあることが判明した。1838(道光18)年に死亡したアメリカ人商人ベンジャミン・リーチが葬られた52号墓である(写真20)。



写真20 マカオプロテスタント墓地52号墓碑

マカオ墓地と日本の外国人墓地の比較 日本の外国人居留地に設けられた幕末の治外法権時代の墓碑のうち、その先例がマカオプロテスタント墓地に見出されることが明らかになった。マカオ墓地を日本の幕末の居留地墓地と対比すると、①埋葬の並べ方は側面を並行させて並べていく点と、幼少児の墓域がある点で、日本の長崎大浦国際墓地や横浜外国人墓地と同じである。②墓碑についても立碑と伏碑さらに柵囲を設ける例がすでに存在している点で日本の墓地の先駆をなすものといえる。しかし③墓碑の特徴をみると平形伏碑(伏碑

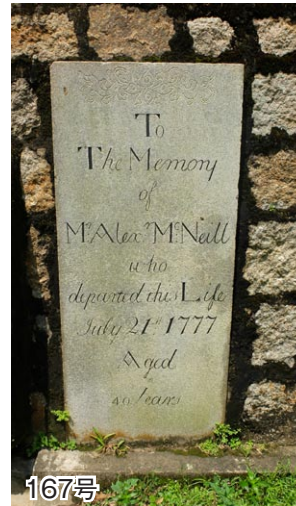
B形式)の墓碑を台座に載せる形式がきわめて多い。大浦国際墓地にはこの例はなく、横浜外国人墓地では一定の量が使われているが主流ではない。④長崎の国際墓地でほとんどを占める扁平型の伏碑(A形式)はこのマカオプロテスタント墓地では全く見ることはできない。この違いがどうして生まれるのか、総合的に考える必要がある。今後、なお詳細な墓地の構成と、墓碑の分類と比較を今後の課題としたい。



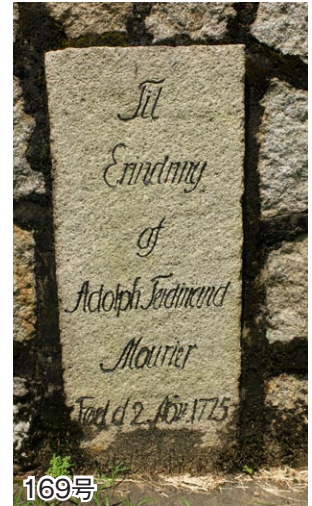
171号



176号



167号



169号

写真21 18世紀の平形墓碑(B形式)

第5章 総括

今回の科学研究費の調査の成果と課題を最後にまとめておきたい。

第1節 18世紀の唐人墓地

前回の科研費調査における長崎市稲佐悟真寺墓地の唐人墓群の調査によって17世紀と18世紀後半から19世紀の間に日本で亡くなった中国人の墓碑形式の概要が判明したが、18世紀前半の墓碑資料が不足していた。そこで今回の長崎市崇福寺後山墓地の唐人墓群を調査して18世紀全体の新たな唐人墓資料を得るとともに、悟真寺にはなかった17世紀後半の新たな唐人墓碑の形式を記載することができた。同時に今回の調査を通じて、崇福寺開山当初の墓域は、悟真寺墓地の17世紀代の墓地と同様に、丘陵斜面に点在する墓地であったことが推測できた。今後の課題は、17世紀から19世紀までの唐人墓碑の形式変化を詳細に明らかにすることと、18～19世紀の渡航唐人と住宅唐人の墓碑の違いを明確にすることにある。

第2節 鎖国形成期の外国人墓地

江戸時代初期にキリスト教を禁止するために行われた貿易統制は、最終的に一連の「鎖国」政策に帰結する。戦国時代以来日本列島に往来した外国人の墓制は当初出身地の埋葬様式あるいはキリスト教の埋葬方式であったが、それが外国人の活動が制限されていく中でどのように変わっていくのか、という問題関心にもとづいて、その時期の外国人の墓地ないし埋葬が記録に残る長崎県平戸のオランダ人墓地とイギリス人墓地の史料調査と、1620(元和6)年に平戸で亡くなったイギリス人ウィリアム・アダムの神奈川県横須賀市逸見に所在する三浦按針夫妻墓所の宝篋印塔の調査をおこなった。

平戸のオランダ人墓とイギリス人墓についてはオランダ商館長日誌やイギリス商館長日記などの記録資料によって、墓地の景観や葬式の様子が知られたが、墓地の位置は現状では確認できなかった。しかしオランダ人については1641(寛永18)年の商館の長崎移転まで、イギリス人については1623(元和9)年の日本撤退までは、平戸松浦藩の承認と協力のもと、オランダ人は横島に、イギリス人は平戸にそれぞれ墓地を造成し、艦船付きの牧師によってキリスト教式の葬式が行われ、江戸幕府や松浦藩の関与はなかったことが判明する。しかしウィリアム・アダムの場合は複雑である。アダムスが1620(元和6)年に平戸で亡くなった際、イギリス商館から葬式がだされ、イギリス墓地にキリスト教式の葬式で埋葬されたことが史料から推測されるが、彼の領地で屋敷のあった相模国三浦郡逸見では、仏教式の宝篋印塔に戒名をつけた墓碑が立てられている。今回の調査によって墓碑となった宝篋印塔の型式は江戸で使われた武士身分相応のもので、1620年代前半の死後数年内で立てられたことが強く推測された。アダムスは三浦按針として江戸幕府の旗本であり、日本で妻子をもって家をたてたという意味では、長崎で日本に帰化した住宅唐人と同じように徳川国家の日本国籍者であった。それゆえ彼の地位と領地を継承した按針2世によってあらためて仏教式に葬られなければならなかったものと推定される。

第3節 鎖国時代の外国人墓地

仏教形式の葬儀および墓碑や位牌の使用という江戸幕府による暗黙の社会的強制が日本中で行われる葬儀をつうじて広められ、葬られるものと葬るものともに非キリシタンであることを葬送の場と墓碑によって確認する状況が江戸時代の墓地に反映している。江戸幕府の支配のもとに生きた支配者

も被支配者も、自らの信じる宗教や信仰にしたがって自由に葬儀を行うことは許されなかったのである。この政策あるいは習慣は江戸幕府の法令に明記されているわけではないが、17世紀前半のキリシタン禁令、鎖国政策、宗門改め制度の形成などを通じて慣習化し、仏教形式の葬儀の強制と身分に応じた墓碑の樹立という形式をととのえた。

17世紀においてキリシタンによるキリスト教形式の葬儀をいかに阻止するかは、キリシタン禁制の重要な政策のひとつであった。長崎を通じて往来するオランダ人と中国人にさえ、この政策は適用された。唐人墓の出現や、住宅唐人の墓碑における日本化の過程は、その政策の貫徹を物語る。17世紀はこのように江戸幕府による人民支配の基礎としての非キリシタン化政策が、外国人をも含んで確立していく時代であった。

いっぽうオランダ人は、1640(寛永17)年までは平戸横島に独自の墓地をもち、彼らの信仰であるプロテスタントの形式で葬儀がとりおこなわれていたが、長崎出島にうつると、キリスト教徒であることを理由に陸上での葬儀と埋葬が禁止され、死者は沖に出て船上から水葬せざるをえなかった^{註1}。その後1654(承応3)年に長崎稲佐悟真寺背後の空き地に埋葬地が設定され、日本人の番人が置かれ、墓標の設置が認められたのは1684(貞享元)年のことである。葬儀は日本人の習慣に従って行われたとされ、実際にその後のオランダ人の埋葬は、長崎奉行所の立会監督のもと悟真寺によって仏教式に行われた。石製の墓碑が用いられるのはさらにのちの1779(安永7)年のデュルコープ墓からで、それまでの墓標は木製であったと推定される。このように18世紀に国民の習慣にまで昇華したこの江戸幕府の宗教政策に基づく葬制は、19世紀を迎えると仏教形式を排した神道墓の出現などにみるように国内においても動揺し、幕末明治初期の開国過程の中で崩壊する。しかし社会習慣と化した葬式と墓制は今日まで影響力をもっている。

第4節 幕末明治期の居留地外国人墓地

江戸時代の墓地政策は、1853(嘉永6)年のペリーの日本遠征から始まる幕末の政治過程の中でそれを維持しようとする幕府や明治政府の力と、キリスト教の葬祭文化を日本に持ち込もうとするヨーロッパを中心とする外国人による力とのせめぎあいと妥協の過程であり、列強各国と和親条約や通商修好条約のなかで、死者の扱いは条文に含まれ、交渉の際の重要な対立点となっている。

このような歴史過程を墓碑を考古学的に検討することで、その変化の意義を探ろうというのが前回と今回の研究の目的であり、長崎市の開国以前の悟真寺オランダ人墓地、開国後の和親条約期に埋葬が行われた北海道函館市函館プロテスタント墓地、静岡県下田市玉泉寺のアメリカ人墓地とロシア人墓地、長崎悟真寺ロシア人墓地、さらに通商修好条約に基づき建設された外国人居留地の墓地として、函館プロテスタント墓地、横浜外国人墓地、神戸外国人墓地、長崎悟真寺国際墓地と大浦国際墓地および坂本国際墓地を対象とした。とくにこの中でも遺跡として当時のまま残されている函館プロテスタント墓地と、下田玉泉寺墓地、長崎大浦国際墓地の悉皆調査をおこなった。さらに調査の経過の中で、日本国内の居留地の墓地の開設の前例として、マカオにプロテスタント墓地が開設されていたことをしり、そこの調査をおこなった。日本の居留地墓地の特質が論じられる程度の資料調査を行うことができた。

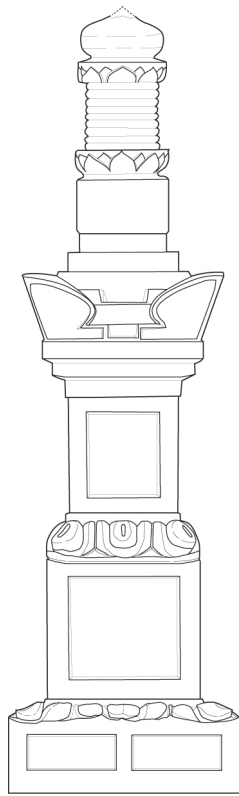
註1 板沢武雄1940「和蘭人の墓について」『日蘭協会会報』2、のちに板沢1959『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館に採録。

宮永孝1989「日本におけるオランダ人墓」『社会労働研究』35-2、法政大学社会学部学会、のちに宮永1992『幕末維新オランダ異聞』に本文を採録。

鎖国期から幕末明治にいたる
外国人墓の基礎的研究

平成 28(2017)年度～令和元(2019)年度科学研究費助成事業
(基盤研究 C) 研究成果報告書
(課題番号 17K03225)

発行日	2020(令和2)年3月31日
発行者	田中 裕介(研究代表者)
発行所	別府大学文学部 〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 TEL 0977-67-0101(代表)
印刷	クリエイツ



横須賀逸見三浦按針墓碑